

平成25年8月30日
(照会先)
品質管理部長 竹村 英機
(電話直通 03-6892-0752)

経営企画部広報室
(電話直通 03-5344-1110)

報道関係者 各位

事務処理誤り等(平成25年7月分)について

平成25年7月分の事務処理誤り等の件数及び個別の事案等について、別添のとおりお知らせいたします。

なお、日本年金機構においては、引き続き事務処理誤り等の再発防止に努めてまいります。

事務処理誤り等（平成25年7月分）について

I 概要

日本年金機構（本部及び年金事務所等）における公的年金業務の事務処理誤り及び業務上発生した事件・事故（社会保険庁時代のものを含む。以下「事務処理誤り等」という。）について、7月に、本部担当部署及び年金事務所等の事務処理誤り等の詳細な報告が完了したもの及びシステム事故等の詳細な報告が完了したものを取りまとめたもの。

・これらの事務処理誤り等については、被保険者等の関係者から公表を控えるよう強く要請されない限り、原則として、その事案の概要等を公表します。今回取りまとめた501件のうち、公表可能な457件及びシステム事故5件について、その概要を日本年金機構HPに掲載しています。

II 状況

以下の分析については、システム事故等を除く事務処理誤り等の501件を対象としています。

1 事務処理誤り等区分別件数

(1) 受付時の書類管理誤り	6件	(1.2%)
〔郵送や窓口で受領した書類の担当部署への回付漏れ等、受付時の誤り〕		
(2) 確認・決定誤り	226件	(45.1%)
〔届書内容の確認誤り、金融機関等のコード記入誤り等、事実関係の誤認や法令の適用誤り〕		
(3) 未処理・処理遅延	44件	(8.8%)
〔審査決定すべき届書の未処理、社会保険オンラインシステムへの入力漏れ、日本年金機構本部への進達漏れ、関係部署からの返戻書類の未処理等〕		
(4) 入力誤り	37件	(7.4%)
〔数字や氏名等の入力誤り、一部項目の入れ違い等、入力時の誤り〕		
(5) 通知書等の作成誤り	8件	(1.6%)
〔様式誤り、記載事項誤り等、出力・作成時等の誤り〕		
(6) 誤送付・誤送信	31件	(6.2%)
〔別の送付先への書類混入等の誤送付、誤送信、誤交付等、配付時の誤り〕		
(7) 説明誤り	59件	(11.8%)
〔窓口、電話等での制度説明誤り、申請書等の指示誤り等、相談時の誤り〕		
(8) 受理後の書類管理誤り	8件	(1.6%)
〔受理した申請書、添付書類の紛失等〕		
(9) 記録訂正誤り	0件	(0.0%)
〔別人の記録を訂正、別人の記録を統合〕		
(10) 事故等	82件	(16.3%)
〔身分証明書等の紛失、不適正な事務処理等、お客様への不審電話等、通常の業務処理の流れの中での誤りには該当しないもの〕		

合計 501件 (100.0%)

2 制度等別件数

(1) 厚生年金適用関係	87件	(17.4%)
(2) 厚生年金徴収関係	13件	(2.6%)
(3) 国民年金適用関係	29件	(5.8%)
(4) 国民年金徴収関係	138件	(27.5%)
(5) 年金給付関係	185件	(36.9%)
(6) 船員保険関係	0件	(0.0%)
(7) その他	49件	(9.8%)

合計 501件 (100.0%)

3 制度等別・事務処理誤り等区分別内訳

表1 制度等別・事務処理誤り等区分別内訳一覧表

	受付時の書類管理誤り	確認・決定誤り	未処理・処理遅延	入力誤り	通知書等の作成誤り	誤送付・誤送信	説明誤り	受理後の書類管理誤り	記録訂正誤り	事故等	計
厚生年金適用関係	0 (0)	22 (3)	9 (1)	20 (1)	0 (0)	30 (0)	4 (0)	1 (0)	0 (0)	1 (1)	87 (6)
厚生年金徴収関係	0 (0)	6 (3)	1 (0)	1 (0)	4 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	13 (3)
国民年金適用関係	1 (0)	17 (0)	0 (0)	4 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	6 (1)	29 (1)
国民年金徴収関係	3 (0)	61 (6)	23 (3)	9 (1)	4 (0)	0 (0)	13 (1)	3 (0)	0 (0)	22 (5)	138 (16)
年金給付関係	2 (0)	120 (14)	11 (0)	3 (0)	0 (0)	1 (1)	41 (1)	4 (0)	0 (0)	3 (1)	185 (17)
船員保険関係	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
その他	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	49 (1)	49 (1)
計	6 (0)	226 (26)	44 (4)	37 (2)	8 (0)	31 (1)	59 (2)	8 (0)	0 (0)	82 (9)	501 (44)

(注) () 内は、非公表とした事案の件数を再掲したものである。

4 事務処理誤り等の原因

(1) 原因別件数

- ① 確認不足・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 371件 (74.0%)
〔窓口装置操作の際にキータッチ等を誤ったもの・入力を漏らしていたもの、通知書等の封入封緘時における内容物や宛先の確認を漏らしていたもの等〕
- ② 適用・認識誤り・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 52件 (10.4%)
〔法令や通知等に係る解釈を誤っていたもの、理解が不足していたもの等〕
- ③ 届書等の放置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10件 (2.0%)
〔本来行うべき処理を多忙や失念により適切な時期までに処理を行わなかったもの〕
- ④ その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 68件 (13.6%)
〔不正行為、不適正な事務処理、事故等〕

合計 501件 (100.0%)

(2) 原因別・事務処理誤り等区分別内訳

表 2 原因別・事務処理誤り等区分別内訳一覧表

	受付時の書類管理誤り	確認・決定誤り	未処理・処理遅延	入力誤り	通知書等の作成誤り	誤送付・誤送信	説明誤り	受理後の書類管理誤り	記録訂正誤り	事故等	計
確認不足	3 (0)	200 (26)	38 (3)	35 (2)	8 (0)	31 (1)	37 (2)	2 (0)	0 (0)	17 (3)	371 (37)
適用・認識誤り	0 (0)	25 (0)	3 (1)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	21 (0)	0 (0)	0 (0)	2 (0)	52 (1)
届書等の放置	2 (0)	0 (0)	2 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	4 (0)	0 (0)	2 (1)	10 (1)
その他	1 (0)	1 (0)	1 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	2 (0)	0 (0)	61 (5)	68 (5)
計	6 (0)	226 (26)	44 (4)	37 (2)	8 (0)	31 (1)	59 (2)	8 (0)	0 (0)	82 (9)	501 (44)

(注) () 内は、非公表とした事案の件数を再掲したものである。

(3) 原因別・制度等別内訳

表 3 原因別・制度等別内訳一覧表

	厚生年金適用関係	厚生年金徴収関係	国民年金適用関係	国民年金徴収関係	年金給付関係	船員保険関係	その他	計
確認不足	82 (5)	11 (3)	24 (0)	112 (13)	142 (16)	0 (0)	0 (0)	371 (37)
適用・認識誤り	2 (0)	1 (0)	2 (0)	13 (1)	34 (0)	0 (0)	0 (0)	52 (1)
届書等の放置	0 (0)	1 (0)	1 (1)	4 (0)	4 (0)	0 (0)	0 (0)	10 (1)
その他	3 (1)	0 (0)	2 (0)	9 (2)	5 (1)	0 (0)	49 (1)	68 (5)
計	87 (6)	13 (3)	29 (1)	138 (16)	185 (17)	0 (0)	49 (1)	501 (44)

(注) () 内は、非公表とした事案の件数を再掲したものである。

5 事務処理誤り等による影響

(1) 事務処理誤り等による影響額別内訳

表 4 事務処理誤り等による影響額別一覧表

影響額	厚生年金 適用関係	厚生年金 徴収関係	国民年金 適用関係	国民年金 徴収関係	年金給付 関係	船員保険 関係	その他	計
影響額なし	48 (2)	11 (2)	24 (0)	95 (8)	59 (3)	0 (0)	49 (1)	286 (16)
1万円未満	3 (0)	0 (0)	1 (0)	12 (2)	4 (1)	0 (0)	0 (0)	20 (3)
1万円以上 5万円未満	7 (0)	2 (1)	2 (1)	15 (3)	12 (3)	0 (0)	0 (0)	38 (8)
5万円以上 10万円未満	5 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (1)	19 (3)	0 (0)	0 (0)	25 (4)
10万円以上 50万円未満	12 (2)	0 (0)	1 (0)	9 (2)	50 (3)	0 (0)	0 (0)	72 (7)
50万円以上 100万円未満	6 (1)	0 (0)	1 (0)	4 (0)	23 (3)	0 (0)	0 (0)	34 (4)
100万円以上 500万円未満	6 (1)	0 (0)	0 (0)	2 (0)	16 (1)	0 (0)	0 (0)	24 (2)
500万円以上	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	2 (0)	0 (0)	0 (0)	2 (0)
計	87 (6)	13 (3)	29 (1)	138 (16)	185 (17)	0 (0)	49 (1)	501 (44)

(注1) ()内は、非公表とした事案の件数を再掲したものである。

(注2) 影響額の区分は、事務処理誤り等によって年金や健康保険等の給付、保険料徴収額等に影響のあった額を表示した。

(注3) 影響額の区分欄の「影響額なし」とは、①誤送付などで年金や健康保険等の給付額、保険料徴収額等に影響のないもの、②賞与支払届の金額を誤って入力したが、保険料納付までに保険料納付額を訂正できたものなどで年金や健康保険等の給付、保険料徴収額等に影響のないものをいう。また、影響額の未確定のものも「影響額なし」とする。

(2) 事務処理誤り等による事象別内訳

表 5 事務処理誤り等による事象別一覧表

事 象	件 数	総額 (円)	平均金額 (円)
過払い (年金等の額を多く払いすぎた件)	21	28,068,793	1,336,609
未払い (年金等の額を少なく支払った件)	87	50,901,037	585,069
過徴収 (保険料金額を多く徴収した件)	41	12,641,687	308,333
未徴収 (保険料金額を少なく徴収した件)	21	10,978,863	522,803
誤還付 (保険料金額を誤ってお返しした件)	12	540,300	45,025
その他	33	21,573,053	653,728
計	215	124,703,733	580,017

(注1) 「表5事務処理誤り等による事象別一覧表」は、「表4事務処理誤り等による影響額別一覧表」の「影響額なし」以外の内訳を表示した。

(注2) 「総額 (円)」は、事務処理誤り等によって年金や保険料徴収額等に影響のあった額の合計金額を表示した。

(注3) 「その他」の内訳は以下のとおりである。

過払いと未払いがある件	7件	13,351,453円
過払いと過徴収がある件	21件	5,097,322円
過徴収と未払いがある件	2件	2,424,311円
過払いと未徴収がある件	1件	550,897円
過払いと未払いと過徴収がある件	1件	136,320円
過徴収と未徴収がある件	1件	12,750円

6 事務処理誤り等の判明契機

(1) 日本年金機構内部で判明	248件	(49.5%)
(2) 日本年金機構外部からの通報等により判明	206件	(41.1%)
(3) その他 (事件・事故等)	47件	(9.4%)

合計 501件 (100.0%)

Ⅲ システム誤りに伴う事故等

表 6 システム事故等一覧表

発生年月日	件 名	対象者数	影響区分	総額（円）
2013年3月21日	電子納付に係る保険料記録の一部収録漏れについて	1事業所	—	0
2012年4月19日	年金証書の氏名表示に係るプログラム設定誤りについて	8名	—	0
2012年9月14日	在職中の年金額の調整に係るプログラム設定誤りについて	2名	—	0
2012年2月15日	併給処理における加給年金の停止処理漏れについて	1名	過払い	490,670
1993年10月頃	障害厚生年金の加入期間の不備記録による年金額計算誤りについて	2名	未払い	21,151

（注2）システム事故等の詳細は、別添の「日本年金機構の平成25年7月分システム事故等一覧」を参照して下さい。

Ⅳ 平成25年6月分事務処理誤り等公表資料について、影響額の表示が誤っておりましたので、下記のとおり訂正させていただきます。

【正誤表】

ページ	項目	誤	正
（表紙・総括表）6	表5 事務処理誤り等による事象別一覧表・過払い・総額（円）	6,980,991	6,980,992
（表紙・総括表）6	表5 事務処理誤り等による事象別一覧表・計・総額（円）	92,465,208	92,465,209
（事務処理誤り等一覧）72	整理番号311・影響金額（単位：円）	551,008	551,009

○日本年金機構の平成25年7月分の事務処理誤り等一覧(1～82ページ)

1. 厚生年金適用関係1P	整理番号	1～81
2. 厚生年金徴収関係14P	整理番号	82～91
3. 国民年金適用関係16P	整理番号	92～119
4. 国民年金徴収関係22P	整理番号	120～241
5. 年金給付関係48P	整理番号	242～409
6. その他82P	整理番号	410～457

(注)各事項について、1.受付時の書類管理誤り、2.確認・決定誤り、3.未処理・処理遅延、4.入力誤り、5.通知書等の作成誤り、6.誤送付・誤送信、7.説明誤り、8.受理後の書類管理誤り、9.記録訂正誤り、10.事故等の順に編綴

整理番号	件名	事故等の区分	県名	事務所名	発生日	判明日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	判明契機
1	70歳以上被用者不該当届の提出確認漏れについて	確認・決定誤り	宮城	事務センター	2012年4月5日	2012年6月26日	○コールセンターより、お客様から平成24年4月1日付けで資格を喪失した旨の連絡があり、確認したところ、70歳以上被用者不該当届の提出確認漏れが判明しました。	○事業所から70歳を過ぎているお客様に係る健康保険の資格喪失届が提出された際に70歳以上被用者不該当届が未提出であったものです。 ○70歳以上被用者不該当届が未提出の場合、届書の提出を勧奨すべきところ、勧奨を漏らしたことにあります。 ○担当者による確認が不十分であったことにあります。	1事業所1名	—	0	○担当者が事業所及びお客様にお詫びの上説明し、年金の早期支払いの要望があり機構本部に依頼することとしました。 ○機構本部より回答があり、70歳以上被用者不該当届は、本来、事業主から提出されるべきものであるため受理漏れを理由に早期支払はできないとの回答がありました。 ○担当者が事業所に再度お詫びの上説明し、70歳以上被用者不該当届を受理し担当者が入力処理を行いました。 ○未払いの年金が支払われたことを確認しました。	○管理・厚生年金適用グループにおいて、今回の事象を説明し、70歳以上のお客様から健康保険資格喪失届を受付た際には、70歳以上被用者不該当届の提出を依頼することを徹底するよう周知しました。	外部
2	70歳以上被用者不該当届に係る不該当原因の処理誤りについて	確認・決定誤り	大阪	堀江	2012年4月24日	2012年6月18日	○街角の年金相談センターより、お客様から平成24年6月支払の年金が入金されていないとの問合せがあった旨の連絡があり、確認したところ、70歳以上被用者不該当届に係る不該当原因の処理誤りが判明しました。	○資格喪失届提出時に70歳以上被用者不該当届の添付がなかったため届出用紙に不該当年月日及び不該当原因を赤書で記入し事業所に提出依頼を行った際に、担当者が誤って不該当原因欄の死亡に○を付けました。その後事業所から提出された際にも誤りに気付かず処理したため年金の支払いが保留になったものです。 ○担当者による確認が不十分であったことにあります。	1事業所1名	未払い	267,699	○担当者が訂正処理を行い、機構本部に早期支払いを依頼しました。 ○年金お支払いが完了したことを確認しました。	○厚生年金適用調査課において、今回の事象を説明し、届書受理時の注意事項及び職員が届書に記入することは禁止されていることを周知徹底しました。	外部
3	適用除外承認申請書の受理誤りについて	確認・決定誤り	京都	京都西	2012年7月2日	2012年7月4日	○事務センターより、全国健康保険協会管掌健康保険から国民健康保険組合への切替手続きを窓口で誤って行っているとの連絡があり、確認したところ、適用除外承認申請書の受理誤りが判明しました。	○窓口で適用除外承認申請書を受付の際、全国健康保険協会管掌健康保険から国民健康保険組合への切替ができないにもかかわらず、認識不足により、誤って受理したものです。	1事業所2名	—	0	○厚生年金適用調査課長が事業所にお詫びの上説明し、お詫びの文書を送付することで了承を得ました。 ○事業所にお詫びの文書と誤って受付した届書を返戻しました。	○厚生年金適用調査課において、窓口での適正な対応及び同様の誤りを起こさないよう周知・徹底しました。	内部
4	70歳以上被用者該当届の提出確認漏れについて	確認・決定誤り	静岡	清水	2010年8月1日	2012年7月18日	○担当者が70歳以上被用者不該当届を処理する際に70歳以上被用者該当届が処理されていなかったため確認したところ、70歳以上被用者該当届の提出確認漏れが判明しました。	○事業所から70歳を過ぎているお客様に係る健康保険の資格取得届が提出された際に70歳以上被用者該当届が未提出であったものです。 ○70歳以上被用者該当届が未提出の場合、届書の提出を勧奨すべきところ、勧奨を漏らしたことにあります。 ○担当者による確認が不十分であったことにあります。	1事業所1名	過払い	1,288,008	○担当者が事業所及びお客様にお詫びの上説明し、過払いの年金について年金から調整することで了承を得ました。 ○担当者が処理を行いました。	○厚生年金適用調査課において、今回の事象を説明し、70歳以上のお客様から健康保険資格取得届を受付た際には、70歳以上被用者該当届の提出を依頼することを徹底するよう周知しました。	内部

整理番号	件名	事故等の区分	県名	事務所名	発生日月	判明日月	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	判明 契機
5	資格取得年月日訂正届の処理誤りについて	確認・決定誤り	沖縄	那覇	2012年8月10日	2012年8月10日	○担当者より、資格取得訂正届の入力の際に誤って資格取消処理を行ったとの報告があり、確認したところ、資格取得年月日訂正届の処理誤りが判明しました。	○事業所より提出された資格取得年月日の訂正届を処理する際、処理方法を「訂正届」として処理すべきところ、担当者が誤って「取消届」で処理したため被保険者整理番号が取消となったものです。 ○担当者の認識不足によるものです。	1事業所1名	—	0	○担当者が事業所及びお客様にお詫びの上説明し、健康保険被保険者証を差替えすることで了承を得ました。 ○担当者が処理を行い、健康保険被保険者証の差替えを行いました。	○厚生年金適用調査課において、訂正届の処理における取扱いの確認を徹底するよう周知しました。	内部
6	退職後継続再雇用された方の取扱いに係る確認誤りについて	確認・決定誤り	香川	高松西	2012年9月3日	2012年9月10日	○担当者が退職後継続再雇用されたお客様の再雇用契約書を確認したところ、退職後継続再雇用された方の取扱いに係る確認誤りが判明しました。	○退職後継続再雇用されたお客様の資格喪失届及び資格取得届を受付する際、お客様が65歳以上であることを確認の上、月額変更届の提出依頼を行うべきところ、そのまま受理したものです。	1事業所1名	—	0	○厚生年金適用調査課長が社会保険労務士及び事業所にお詫びの上、月額変更届の提出について説明し、了承を得ました。 ○社会保険労務士に資格取得届及び資格喪失届等を返戻しました。	○厚生年金適用調査課において、退職後継続再雇用されたお客様に係る届書の確認の徹底について周知しました。	内部
7	資格取得届に係る基礎年金番号の確認誤りについて	確認・決定誤り	兵庫	姫路	2002年4月19日	2012年8月22日	○他年金事務所より、被保険者記録の期間が重複しているとの連絡があり、確認したところ、資格取得届に係る基礎年金番号の確認誤りが判明しました。	○A様の資格取得届を処理する際、A様の基礎年金番号が不明であったため氏名索引を行ったところ、誤って同一氏名・生年月日のB様の基礎年金番号を記載し、入力処理を行ったことによります。	1事業所2名	—	0	○担当者が事業所にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○担当者がA様及びB様にお詫びの上、記録の補正及び年金手帳の差替えを行う旨説明し、了承を得ました。 ○担当者が訂正処理を行い、年金手帳の差替えを行いました。	○厚生年金適用調査課において、お客様の年金番号を氏名索引する際には、氏名・生年月日のみならず、住所や年金加入状況等の確認についても徹底するよう周知を行いました。	内部
8	資格喪失届に係る喪失原因の誤りについて	確認・決定誤り	東京	事務センター	2012年4月4日	2012年7月26日	○他グループの担当者より、健康保険被保険者資格が誤って喪失処理されているとの連絡があり、確認したところ、資格喪失届に係る喪失原因の誤りが判明しました。	○委託業者が資格喪失届を入力する際、喪失原因を「70歳到達」で入力すべきところ、誤って「その他(一般喪失)」で入力したため、健康保険被保険者資格が喪失したことによります。 ○担当者が委託業者に対し、喪失原因を一律で「その他(一般喪失)」で入力するよう指示していたことが原因です。	1事業所1名	未徴収	23,130	○担当者が社会保険労務士にお詫びの上説明し、保険料について、次回納付時に請求することで了承を得ました。 ○担当者が訂正処理を行い、事業所あてにお詫びの文書及び決定通知書を送付しました。	○管理・厚生年金適用グループにおいて、審査事務の要点及び入力処理後のダブルチェック等を徹底するよう周知しました。 ○委託業者に対し、資格喪失届を入力する際の喪失原因の確認の徹底について周知を行いました。	内部
9	資格喪失届に係る喪失原因の誤りについて	確認・決定誤り	東京	事務センター	2012年6月7日	2012年7月26日	○年金事務所より、健康保険被保険者資格が誤って喪失処理されているとの連絡があり、確認したところ、資格喪失届に係る喪失原因の誤りが判明しました。	○委託業者が資格喪失届を入力する際、喪失原因を「70歳到達」で入力すべきところ、誤って「その他(一般喪失)」で入力したため、健康保険被保険者資格が喪失したことによります。 ○担当者が委託業者に対し、喪失原因を一律で「その他(一般喪失)」で入力するよう指示していたことが原因です。	1事業所1名	未徴収	11,565	○担当者が社会保険労務士及び事業所にお詫びの上説明し、保険料について、次回納付時に請求することで了承を得ました。 ○担当者が訂正処理を行い、事業所あてに決定通知書を送付しました。	○管理・厚生年金適用グループにおいて、審査事務の要点及び入力処理後のダブルチェック等を徹底するよう周知しました。 ○委託業者に対し、資格喪失届を入力する際の喪失原因の確認の徹底について周知を行いました。	内部

整理番号	件名	事故等の区分	県名	事務所名	発生日月	判明日月	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	判明契機
10	資格取得届に係る取得区分の誤りについて	確認・決定誤り	香川	事務センター	2012年10月12日	2012年10月18日	○事業所より、国民健康保険組合の被保険者2名に全国健康保険協会の健康保険被保険者証が届いているとの問合せがあり、確認したところ、資格取得届に係る取得区分の誤りが判明しました。	○資格取得届を入力する際、取得区分を「厚生年金のみ加入」で入力すべきところ、誤って「健康保険と厚生年金に加入」で入力したことによります。 ○担当者の確認不足及び決裁時にも誤りに気付かなかったことによります。	1事業所2名	—	0	○担当者が事業所にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○担当者が訂正処理を行い、事業所あてに決定通知書を送付しました。 ○健康保険被保険者証及び決定通知書を回収しました。	○管理・厚生年金適用グループにおいて、審査事務の要点及び入力処理後のダブルチェック等を徹底するよう周知しました。	外部
11	資格喪失記録の誤入力について	確認・決定誤り	福井	事務センター	2012年8月2日	2012年10月23日	○社会保険労務士より、資格喪失届を提出していないにもかかわらず資格喪失となっているとの問合せがあり、確認したところ、資格喪失記録の誤入力が判明しました。	○資格喪失者に係る賞与支払届を入力する際、一旦取消した資格喪失記録を元に戻すべきところ、誤って別人の記録を資格喪失させたことによります。 ○担当者の確認不足及び決裁時にも誤りに気付かなかったことによります。	1事業所1名	未徴収	307,065	○担当者が社会保険労務士及び事業所にお詫びの上説明し、保険料について、翌月以降に請求することです了承を得ました。2名のお客様に対して説明していただけたことのお申出があったためお願いしました。 ○担当者が訂正処理を行い、事業所あてにお詫びの文書及び決定通知書を送付しました。	○管理・厚生年金適用グループにおいて、審査事務の要点及び入力処理後のダブルチェック等を徹底するよう周知しました。	外部
12	資格取得届に係る取得区分の誤りについて	確認・決定誤り	神奈川	横浜中	2012年4月16日	2012年7月10日	○担当者より、資格取得届の取得区分が誤って入力されているとの報告があり、確認したところ、資格取得届に係る取得区分の誤りが判明しました。	○資格取得届を入力する際、取得区分を「厚生年金のみ加入」と入力すべきところ、誤って「健康保険と厚生年金に加入」と入力したことによります。 ○担当者の確認不足及び決裁時にも誤りに気付かなかったことによります。	1事業所1名	過徴収	47,904	○担当者が事業所にお詫びの上説明し、保険料について、次回納付時に調整することです了承を得ました。 ○担当者が訂正処理を行い、事業所あてに決定通知書を送付しました。 ○健康保険被保険者証及び決定通知書を回収しました。	○厚生年金適用調査課において、審査事務の要点及び入力処理後のダブルチェック等を徹底するよう周知しました。	内部
13	退職後継続再雇用に係る資格取得届及び資格喪失届の処理誤りについて	確認・決定誤り	兵庫	事務センター	2011年11月24日	2011年12月13日	○担当者が処理済の届書を確認したところ、退職後継続再雇用に係る資格取得届及び資格喪失届の処理誤りが判明しました。	○退職後継続再雇用に係る資格取得届及び資格喪失届の処理を行う際、再雇用となる被保険者が65歳以上であったため、届書を返戻した上で月額変更届の提出を指示すべきところ、誤って処理したものです。 ○担当者の確認不足及び決裁時にも誤りに気付かなかったことによります。	1事業所1名	未徴収	8,356	○担当者が事業所にお詫びの上、月額変更届の提出について説明し、保険料について、次回納付時に請求することです了承を得ました。 ○担当者が取消処理を行い、事業所あてに納入告知書を送付しました。	○管理・厚生年金適用グループにおいて、審査事務の要点の説明及び入力処理後のダブルチェック等を徹底するよう周知しました。	内部
14	資格取得時報酬訂正届の入力誤りについて	確認・決定誤り	群馬	前橋	2008年8月14日	2012年11月14日	○厚生年金基金の担当者より、基金記録と厚生年金記録が相違しているとの問合せがあり、確認したところ、資格取得時報酬訂正届の入力誤りが判明しました。	○事業所様より提出された資格取得時報酬訂正届を入力する際、標準報酬月額160千円で入力すべきところ、誤って126千円で入力したことによります。 ○担当者の確認不足及び決裁時にも誤りに気付かなかったことによります。	1事業所1名	未徴収	19,716	○担当者が事業所にお詫びの上説明しました。また、保険料については時効により徴収できないこと及び年金給付には反映することを説明し、了承を得ました。お客様に対して説明していただけたことのお申出があったためお願いしました。 ○担当者が訂正処理を行い、事業所あてに決定通知書を送付しました。	○厚生年金適用調査課において、今回の事象を説明し、審査時の確認を慎重に行なうよう注意喚起しました。	外部

整理番号	件名	事故等の区分	県名	事務所名	発生日月	判明年月日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	判明契機
15	国民健康保険組合の脱退時における資格喪失記録の入力漏れについて	確認・決定誤り	愛知	鶴舞	2012年9月3日	2012年12月6日	○担当者が被保険者記録期間重複チェックリストを確認したところ、国民健康保険組合の脱退時における資格喪失記録の入力漏れが判明しました。	○国民健康保険組合の脱退に伴い提出された資格取得届を入力する際、健康保険のみの資格取得処理を行った上で重複する記録については資格喪失処理を行うべきところ、認識不足により、喪失処理を失念したものです。	1事業所8名	過徴収	1,190,385	○担当者が事業所にお詫びの上説明し、保険料について、次回納付時に調整することで了承を得ました。 ○担当者が訂正処理を行い、事業所あてに決定通知書を送付しました。	○厚生年金適用調査課において、審査事務の要点説明及び入力処理後のダブルチェック等を徹底するよう周知しました。	内部
16	国民年金第3号被保険者届の回付漏れについて	確認・決定誤り	静岡	浜松西	2010年2月2日	2012年11月26日	○他年金事務所より、事業所からお客様の配偶者の国民年金第3号被保険者記録について問合せがあったとの連絡があり、確認したところ、国民年金第3号被保険者届の回付漏れが判明しました。	○厚生年金適用調査課で被扶養者届の審査終了後、速やかに国民年金被保険者第3号届を国民年金課に回付すべきところ、誤って健康保険被扶養者届(副)とあわせて事業所あてに送付したものです。 ○封入・封緘時の確認においても気付かなかったことが原因です。	1事業所1名	—	0	○担当者がお客様の配偶者及び事業所にお詫びの上説明し、第3号届を送付いただくことで了承を得ました。 ○第3号届を受理し、入力処理を行いました。	○厚生年金適用調査課において、今回の事象を説明し、国民年金第3号被保険者届の回付漏れがないよう、処理後における再チェックを周知・徹底しました。	外部
17	資格取得届に係る資格取得年月日の確認誤りについて	確認・決定誤り	熊本	八代	2013年1月7日	2013年1月23日	○事業所より、健康保険被保険者証に記載されている資格取得年月日が誤っているとの問合せがあり、確認したところ、資格取得届に係る資格取得年月日の確認誤りが判明しました。	○事業所から誤って1年以上遡及した資格取得年月日が記載された資格取得届の提出があった際、資格取得年月日が確認できる添付書類の提出を求めるところ、失念しそのまま入力したことによります。 ○担当者の確認不足及び決裁時にも誤りに気付かなかったことによります。	1事業所1名	—	0	○担当者が事業所にお詫びの上、健康保険被保険者証の差替え及び保険料の月末調整について説明し、了承を得ました。 ○担当者が訂正処理を行い、事業所あてに決定通知書及び納入告知書を送付しました。 ○健康保険被保険者証の差替えを行いました。	○厚生年金適用調査課において、遡及して提出された届書に係る審査事務の徹底について周知しました。	外部
18	資格取得届に係る基礎年金番号の確認誤りについて	確認・決定誤り	大阪	吹田	2011年2月14日	2012年3月8日	○事務センターより、資格記録について確認依頼があり、確認したところ、資格取得届に係る基礎年金番号の確認誤りが判明しました。	○A様の資格取得届を処理する際、A様の基礎年金番号が不明であったため氏名索引を行ったところ、確認不足により、誤って同一氏名・生年月日のB様の基礎年金番号を記載し、入力処理を行ったことによります。	1事業所2名	—	0	○厚生年金適用調査課長が事業所にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○厚生年金適用調査課長がA様及びB様にお詫びの上、記録の補正を行う旨説明し、了承を得ました。 ○担当者が訂正処理を行い、事業所あてに決定通知書を送付しました。	○厚生年金適用調査課において、お客様の年金番号を氏名索引する際には、氏名・生年月日のみならず、住所や年金加入状況等の確認についても徹底するよう周知を行いました。	内部
19	資格取得取消届の受理誤りについて	確認・決定誤り	東京	渋谷	2010年10月6日	2011年10月12日	○お客様より資格確認の請求があり、確認したところ、資格取得取消届の受理誤りが判明しました。	○資格取得取消届を受付する際、新規適用時に提出いただいた資台帳及び出勤簿等を確認の上、資格取得の要件を満たしているため受理できない旨説明すべきところ、出勤簿等の確認を怠り、誤って受理したものです。	1事業所1名	未徴収	144,084	○担当者が事業所にお詫びの上説明し、保険料について、分割納付することで了承を得ました。 ○担当者がお客様に確認請求の回答文書を送付しました。 ○担当者が訂正処理を行い、決定通知書及び納入告知書を事業所あてに送付しました。	○厚生年金適用調査課において、資格取得取消届の受付時において、添付書類の内容確認を徹底するよう周知を行いました。	外部

整理番号	件名	事故等の区分	県名	事務所名	発生日月	判明日月	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	判明契機
20	資格喪失届の処理漏れについて	未処理・処理遅延	北海道	事務センター	2012年5月30日	2012年7月23日	○社会保険労務士より、受託事業所の資格喪失届の処理について問合せがあり、確認したところ、資格喪失届の処理漏れが判明しました。	○退職後継続再雇用に係る資格取得届及び資格喪失届の処理を行う際、資格取得届が年金裁定中によりエラーとなったため、一旦入力した資格喪失届の取消を行いました。その後、資格取得届と同時に資格喪失届を処理すべきところ、資格喪失届を処理済としたことによります。	1事業所1名	過徴収	180,428	○管理・厚生年金適用グループ長が社会保険労務士及び事業所にお詫びの上説明し、保険料について、次回納付時に調整することで了承を得ました。 ○担当者が訂正処理を行い、事業所あてに決定通知書を送付しました。	○管理・厚生年金適用グループにおいて、退職後継続再雇用時の入力及び年金決定中の保留書類の進捗確認の徹底について周知を行いました。	外部
21	70歳以上被用者賞与支払届の未処理について	未処理・処理遅延	富山	事務センター	2012年3月29日	2012年9月4日	○担当者が算定基礎届の審査の際に、70歳以上被用者賞与支払届が未提出であったため事業所に照会したところ、既に事業所から提出している旨の申し出があったため、確認したところ、70歳以上被用者賞与支払届の未処理が判明しました。	○届書に担当者の押印があったため、入力処理は完了しているとの思い込みによる処理を漏らしたことにより年金の支給停止が行われず過払いが発生したものです。 ○決裁においても未入力であることを発見できなかったことによります。	1事業所1名	過払い	97,188	○担当者が事業所及びお客様にお詫びの上説明し、過払いについては内払調整させていただくことで了承を得ました。 ○担当者が処理を行い、年金額で調整されていることを確認しました。	○管理・厚生年金適用グループにおいて、今回の事象を説明し、入力前書類への担当者印の押印禁止及び入力後の確認を徹底するよう周知しました。	内部
22	70歳以上被用者該当届の未処理について	未処理・処理遅延	大阪	事務センター	2011年8月15日	2012年7月30日	○担当者が70歳以上被用者算定基礎届を処理する際に確認したところ、70歳以上被用者該当届の未処理が判明しました。	○委託業者が資格喪失届と同時に提出された70歳以上被用者該当届の処理を漏らしたものです。 ○担当者の確認が不十分であったことによります。	1事業所1名	過払い	346,700	○担当者が事業所及びお客様にお詫びの上説明し、過払いの年金について年金から調整することで了承を得ました。 ○担当者が処理を行いました。	○委託業者に対し、今回の事象を説明し、入力誤りの防止及び入力後のチェックについて要請しました。 ○委託業者より担当者に入力時の確認を徹底するよう指導した旨の報告がありました。	内部
23	算定基礎届の入力漏れについて	未処理・処理遅延	神奈川	事務センター	2012年10月4日	2012年11月1日	○担当者が算定基礎届未提出者一覧表を確認したところ、算定基礎届の入力漏れが判明しました。	○委託業者が算定基礎届入力後に事業所から70歳以上被用者該当届が提出された際に、入力済みの算定基礎届を一旦取消し、70歳以上被用者該当届入力後に再入力を行うところ再入力を失念したものです。 ○入力後の確認が不十分であったことによります。	1事業所1名	過徴収	2,994	○担当者が事業所にお詫びの上説明し、保険料について、次回納付時に調整することで了承を得ました。 ○担当者が訂正処理を行いました。	○委託業者に対し、今回の事象を説明し、入力漏れの防止及び入力後のチェックについて要請しました。 ○委託業者より担当者に入力時及び入力後の確認を徹底するよう指導した旨の報告がありました。	内部

整理番号	件名	事故等の区分	県名	事務所名	発生日月	判明日月	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	判明契機
24	資格喪失届の未処理について	未処理・処理遅延	東京	事務センター	2010年10月18日	2012年2月22日	○社会保険労務士より、資格喪失届を提出しているにもかかわらず、算定基礎届の決定通知書が届いたとの問合せがあり、確認したところ、資格喪失届の未処理が判明しました。	○磁気媒体により資格喪失届を入力した際、収録結果一覧表を確認の上、未処理分については再入力すべきところ、確認を怠ったことにより、処理を失念したものです。 ○担当者の確認不足及び決裁時にも誤りに気付かなかったことによりです。	1事業所2名	過徴収	2,736,821	○厚生年金適用調査課長が社会保険労務士にお詫びの上説明し、お詫びの文書を送付することで了承を得ました。 ○厚生年金適用調査課長が事業所にお詫びの上、保険料については次回納付時に調整すること及びお詫びの文書を送付することを説明しました。 ○担当者が処理を行い、社会保険労務士及び事業所あてにお詫びの文書等を送付しました。 ○その後、事業所から問合せはありませんが、問合せがあった場合、引き続き対応することとしました。	○管理・厚生年金適用グループにおいて、届書と収録結果一覧表及び納品内訳書の突合を徹底するよう周知を行いました。	外部
25	高齢任意加入被保険者資格取得申出書及び資格取得届(健康保険)の処理漏れについて	未処理・処理遅延	大阪	豊中	2011年11月11日	2012年5月28日	○担当が高齢任意加入被保険者の資格喪失確認のため、徴収担当者へ領収書の確認をしたところ、高齢任意加入被保険者資格取得申出書及び資格取得届(健康保険)の処理漏れが判明しました。	○高齢任意加入被保険者資格取得申出書を受付た際、速やかに徴収担当へ回付すべきところ、失念したことによりです。また、資格取得届(健康保険)については、お客様が国民健康保険被保険者であると誤った判断をし、処理を行わなかったものです。	1事業所1名	未徴収	260,720	○担当がお客様にお詫びの上説明し、厚生年金保険料を一括納付していただくことで了承を得ました。 ○担当が事業所にお詫びの上説明し、健康保険料について、次回納付時に請求することで了承を得ました。 ○担当が処理を行い、お客様あてに納入告知書を送付しました。	○厚生年金適用調査課において、今回の事象を説明し、高齢任意加入被保険者資格取得申出書を受付た際、保険料関係連絡簿に記載の上、徴収担当へ回付漏れがないよう周知・徹底を行いました。	内部
26	70歳以上被用者賞与支払届の未処理について	未処理・処理遅延	福岡	事務センター	2011年12月26日	2012年12月18日	○年金事務所より、事業所調査時に担当が70歳以上被用者賞与支払届の提出を依頼したところ、既に提出している旨の申し出があったとの連絡があり、確認したところ、70歳以上被用者賞与支払届の未処理が判明しました。	○事業所から70歳以上被用者賞与支払届が2枚提出され、1枚目の方の賞与が支給されていなかったため処理不要とする際に誤って賞与支払届が記入されていた2枚目の方の処理を漏らしたことにより年金の過払いが発生したものです。 ○担当者による届書の確認が不十分であったことによりです。	1事業所1名	過払い	300,000	○担当が事業所及びお客様にお詫びの上説明し、過払いについては内払調整させていただくことで了承を得ました。返納方法申出書を受理しました。 ○担当が処理を行い、機構本部に返納方法申出書を進達しました。	○厚生年金適用第2グループにおいて、今回の事象を説明し、届書の記載事項の確認を徹底するよう周知しました。	内部
27	資格喪失届の未処理について	未処理・処理遅延	和歌山	和歌山西	2012年9月20日	2012年9月27日	○船舶所有者より、保険料額が多いとの問合せがあり、確認したところ、資格喪失届の未処理が判明しました。	○船舶所有者の変更届及び資格喪失届を受付た際、船舶所有者の変更届に係る添付書類が不足していたため、資格喪失届のみ速やかに処理すべきところ、進捗確認を怠ったことにより保留扱いとし処理を失念したものです。	1事業所1名	過徴収	50,105	○担当がお客様にお詫びの上説明し、保険料について、次回納付時に調整することで了承を得ました。 ○担当が処理を行い、船舶所有者あてに決定通知書を送付しました。	○厚生年金適用調査課において、未処理分の書類の進捗管理の徹底について周知を行いました。	外部

整理番号	件名	事故等の区分	県名	事務所名	発生日月	判明日月	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	判明契機
28	70歳以上被用者不該当届に係る喪失原因の入力誤りについて	入力誤り	福岡	小倉北	2011年10月31日	2011年12月15日	○他年金事務所より、お客様から年金が支払われていないとの問合せがあったとの連絡があり、確認したところ、70歳以上被用者不該当届に係る喪失原因の入力誤りが判明しました。	○担当者が70歳以上被用者不該当届に係る喪失原因を入力する際に、本来、退職と入力すべきところ、誤って死亡と入力したため年金の支給停止が行われ未払いが発生したものです。 ○担当者による確認が不十分であったこと及び決裁においても誤りに気付かなかったことによります。	1事業所1名	未払い	87,599	○担当者が事業主及びお客様にお詫びの上説明し、未払いの年金を支払うことで了承を得ました。 ○担当者が訂正処理を行い、未払いの年金が支払われたことを確認しました。	○厚生年金適用調査課において、今回の事象を説明し、入力後の確認を徹底するよう周知しました。	外部
29	70歳以上被用者不該当届の処理誤りについて	入力誤り	群馬	事務センター	2012年6月6日	2012年7月11日	○年金事務所より、お客様が国民年金・厚生年金保険支給額変更通知書を持参され返納金が発生したことについて問合せがあった旨の連絡があり、確認したところ、70歳以上被用者不該当届の処理誤りが判明しました。	○担当者が不該当届を処理する際に市町村合併前の旧記号で処理すべきところ、合併後の新記号で入力処理を行うと誤認し、誤った記録修正により在職中の報酬が倍額になり、在職老齢年金が支給停止になったため返納金が発生したものです。 ○担当者の認識不足によるものです。	1事業所1名	—	0	○管理・厚生年金適用グループ長がお客様にお詫びの上説明し、誤って発生した返納金を取消すことで了承を得ました。 ○担当者が訂正処理を行い、機構本部に調整額の取消及び内払調整の取消依頼を行いました。	○管理・厚生年金適用グループにおいて、今回の事象を説明し、操作マニュアルの確認を徹底するよう周知しました。	外部
30	資格取得時報額訂正届の入力誤りについて	入力誤り	鹿児島	事務センター	2012年6月22日	2012年8月6日	○事業所より、保険料が合わないとの問合せがあり、確認したところ、資格取得時報額訂正届の入力誤りが判明しました。	○事業所より提出された資格取得時報額訂正届を入力する際、標準報酬月額078千円で入力すべきところ、誤って098千円で入力したことによります。 ○担当者の確認不足及び決裁時にも誤りに気付かなかったことによります。	1事業所4名	過徴収	27,792	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、保険料について、次回納付時に調整することで了承を得ました。 ○担当者が訂正処理を行い、事業所あてに決定通知書を送付しました。	○管理・厚生年金適用グループにおいて、審査事務の要点及び入力処理後のダブルチェック等を徹底するよう周知しました。	外部
31	資格取得時報額訂正届の入力誤りについて	入力誤り	石川	事務センター	2011年11月17日	2012年8月29日	○他年金事務所より、保険料が合わないとの問合せがあり、確認したところ、資格取得時報額訂正届の入力誤りが判明しました。	○委託業者が2名分の資格取得時報額訂正届を入力する際、標準報酬月額980千円及び710千円で入力すべきところ、誤って2名とも620千円で入力したことによります。 ○担当者の確認不足及び決裁時にも誤りに気付かなかったことによります。	1事業所2名	未徴収	560,835	○管理・厚生年金適用グループ長が事業所にお詫びの上説明し、保険料について、次回納付時に請求することで了承を得ました。 ○担当者が訂正処理を行い、事業所あてに決定通知書を送付しました。	○委託業者に対し、誤入力防止及びチェック体制の強化を要請したところ、入力担当者に事象を説明し入力時の確認を徹底するよう指導した旨の報告がありました。	内部
32	70歳以上被用者算定基礎届に係る標準報酬月額相当額の処理誤りについて	入力誤り	岩手	事務センター	2012年9月6日	2012年9月11日	○担当者が委託業者の入力した70歳以上被用者算定基礎届に係る内容のチェックの際に報酬月額の平均額の記載が誤っていたため確認したところ、70歳以上被用者算定基礎届に係る標準報酬月額相当額の処理誤りが判明しました。	○担当者が事業所から提出された届書の審査の際に、本来、報酬月額相当額に30万円と入力すべきところ90万円と入力したことにより年金停止額が本来額より多くなったものです。 ○担当者の確認が不十分であったことによります。	1事業所1名	未払い	160,000	○管理・厚生年金適用グループ長が事業所及びお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○担当者が訂正処理を行い、未払いの年金が支払われたことを確認しました。	○管理・厚生年金適用グループにおいて、今回の事象を説明し、審査時及び入力後のチェックを徹底するよう周知しました。	内部

整理番号	件名	事故等の区分	県名	事務所名	発生日月	判明日月	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	判明 契機
33	資格喪失届に係る資格喪失年月日の入力誤りについて	入力誤り	神奈川	事務センター	2012年7月3日	2012年7月26日	○事業所より、保険料が合わないとの問合せがあり、確認したところ、資格喪失届に係る資格喪失年月日の入力誤りが判明しました。	○委託業者が資格喪失届を入力する際、資格喪失年月日を1年誤って入力したことによります。 ○担当者の確認不足及び決裁時にも誤りに気付かなかったことによります。	1事業所1名	その他	1,562,163	○担当者が事業所にお詫びの上説明し、保険料については、今月末に納入告知書で納付いただくことで了承を得ました。 ○年金受給者であるお客様にお詫びの上、年金の支払が遅延したこと及び年金の支払時期について説明し、了承を得ました。 ○担当者が訂正処理を行い、事業所あてに決定通知書を送付しました。	○委託業者に対し、誤入力防止及びチェック体制の強化を要請したところ、入力担当者に事象を説明し入力時の確認を徹底するよう指導した旨の報告がありました。	外部
34	資格取得届に係る被保険者整理番号の入力誤りについて	入力誤り	東京	事務センター	2012年10月9日	2012年10月9日	○委託業者より、資格取得届の被保険者整理番号を誤入力してしまったとの報告があり、確認したところ、資格取得届に係る被保険者整理番号の入力誤りが判明しました。	○委託業者が資格取得届を入力する際、被保険者整理番号を2,050番で入力すべきところ、誤って2,150番で入力したことによります。 ○担当者の確認不足及び決裁時にも誤りに気付かなかったことによります。	1事業所1名	—	0	○担当者が事業所にお詫びの上、誤入力した被保険者整理番号は欠番となる旨説明し、了承を得ました。 ○担当者が訂正処理を行い、事業所あてにお詫びの文書及び決定通知書を送付しました。	○委託業者に対し、誤入力防止及びチェック体制の強化を要請したところ、入力担当者に事象を説明し入力時の確認を徹底するよう指導した旨の報告がありました。	内部
35	資格取得届に係る標準報酬月額の入力誤りについて	入力誤り	三重	事務センター	2012年10月4日	2012年10月23日	○事業所より、決定通知書が届いたが、標準報酬月額が誤っているとの問合せがあり、確認したところ、資格取得届に係る標準報酬月額の入力誤りが判明しました。	○委託業者が資格取得届を入力する際、報酬月額176千円で入力すべきところ、誤って1,760千円で入力したことによります。 ○担当者の確認不足及び決裁時にも誤りに気付かなかったことによります。	1事業所1名	過徴収	74,430	○担当者が事業所にお詫びの上説明し、保険料について、次回納付時に調整することで了承を得ました。 ○担当者が訂正処理を行い、事業所あてに決定通知書を送付しました。	○委託業者に対し、誤入力防止及びチェック体制の強化を要請したところ、入力担当者に事象を説明し入力時の確認を徹底するよう指導した旨の報告がありました。	外部
36	70歳以上被用者算定基礎届に係る標準報酬月額相当額の入力誤りについて	入力誤り	広島	事務センター	2011年7月1日	2012年7月20日	○担当者が70歳以上被用者算定基礎届の審査の際に、従前の標準報酬月額相当額に疑義が生じ、確認したところ、70歳以上被用者算定基礎届に係る標準報酬月額相当額の入力誤りが判明しました。	○委託業者が入力する際に、標準報酬月額相当額を1桁少なく入力したことにより年金の支給停止が行われず過払いが発生したものです。 ○担当者による入力誤り及び入力後の確認が不十分であったことによります。	3事業所3名	過払い	3,576,000	○担当者が全ての事業所及びお客様にお詫びの上説明し、過払いについては返納していただくことで了承を得ました。返納方法申出書を受理しました。 ○担当者が処理を行い、機構本部に返納方法申出書を達しました。	○委託業者に対し、今回の事象を説明し、入力誤りの防止及び入力後のチェックについて要請しました。 ○委託業者より担当者に入力時及び入力後の確認を徹底するよう指導した旨の報告がありました。	内部
37	資格取得時報酬訂正届の入力誤りについて	入力誤り	静岡	事務センター	2012年8月9日	2012年10月24日	○事業所より、標準報酬月額が誤っているとの問合せがあり、確認したところ、資格取得時報酬訂正届の入力誤りが判明しました。	○事業所様より提出された資格取得時報酬訂正届を入力する際、標準報酬月額190千円で入力すべきところ、誤って200千円で入力したことによります。 ○担当者の確認不足及び決裁時にも誤りに気付かなかったことによります。	1事業所1名	過徴収	2,683	○担当者が事業所にお詫びの上説明し、保険料について、次回納付時に調整することで了承を得ました。 ○担当者が訂正処理を行い、事業所あてに決定通知書を送付しました。	○管理・厚生年金適用グループにおいて、入力後のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	外部

整理番号	件名	事故等の区分	県名	事務所名	発生日	判明日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	判明契機
38	70歳以上被用者算定基礎届に係る標準報酬月額相当額の入力誤りについて	入力誤り	鹿児島	事務センター	2012年8月22日	2012年10月10日	○社会保険労務士より、受託事業所の従業員が減額されていることについて問合せがあり、確認したところ、70歳以上被用者算定基礎届に係る標準報酬月額相当額の入力誤りが判明しました。	○事業所から提出された70歳以上被用者算定基礎届の審査の際に、お客様が病氣療養中で4、5、6月の報酬月額相当額が0円であった為、従前の標準報酬月額相当額で決定すべきところ、金額を1桁多く記入し委託し処理されたため、年金の支給停止が多く行われ未払いが発生したものです。 ○担当者による入力後の確認が不十分であったことによります。	1事業所1名	未払い	138,750	○担当者が社会保険労務士、事業主及びお客様にお詫びの上説明し、未払いの年金を支払うことで了承を得ました。 ○担当者が訂正処理を行い、未払いの年金が支払われたことを確認しました。	○管理・厚生年金適用グループにおいて、今回の事象を説明し、委託業者に依頼する際の確認を徹底するよう周知しました。	外部
39	資格取得届の基礎年金番号の入力誤りについて	入力誤り	茨城	事務センター	2012年12月12日	2012年12月12日	○担当者が、処理済の資格取得届を確認したところ、資格取得届の基礎年金番号の入力誤りが判明しました。	○資格取得届を入力する際、誤って生年月日が同一である別人の基礎年金番号で入力したことによります。 ○担当者の確認不足及び決裁時にも誤りに気付かなかったことによります。	1事業所1名	—	0	○担当者が事業所にお詫びの上、誤入力した被保険者整理番号は欠番となる旨説明し、了承を得ました。 ○担当者が訂正処理を行い、事業所あてにお詫びの文書及び決定通知書を送付しました。	○管理・厚生年金適用グループにおいて、審査事務の要点及び入力処理後のダブルチェック等を徹底するよう周知しました。	内部
40	資格取得届に係る標準報酬月額の入力誤りについて	入力誤り	神奈川	事務センター	2011年10月11日	2012年8月2日	○社会保険労務士より、資格取得時の標準報酬月額に誤りがあるとの問合せがあり、確認したところ、資格取得届に係る標準報酬月額の入力誤りが判明しました。	○委託業者が資格取得届を入力する際、報酬月額2,000千円で入力すべきところ、誤って200千円で入力したことによります。 ○担当者の確認不足及び決裁時にも誤りに気付かなかったことによります。	1事業所1名	未徴収	695,012	○担当者が社会保険労務士にお詫びの上説明し、保険料について、翌月以降に調整することで了承を得ました。事業所に対して説明していただけたことのお申出があったためお願いしました。 ○担当者が訂正処理を行い、事業所あてに決定通知書を送付しました。	○委託業者に対し、誤入力の防止及びチェック体制の強化を要請したところ、入力担当者に事象を説明し入力時の確認を徹底するよう指導した旨の報告がありました。	外部
41	資格取得届の被保険者種別の入力誤りについて	入力誤り	千葉	事務センター	2010年5月19日	2012年12月18日	○年金事務所より、被保険者種別が誤って入力されているとの連絡があり、確認したところ、資格取得届の被保険者種別の入力誤りが判明しました。	○委託業者が資格取得届を入力する際、被保険者種別を「厚生年金基金に加入している一般被保険者」と入力すべきところ、誤って「厚生年金基金加入している坑内労働者」と入力したことによります。 ○担当者の確認不足及び決裁時にも誤りに気付かなかったことによります。	1事業所1名	過徴収	36,435	○担当者が事業所にお詫びの上説明し、保険料について、次回納付時に調整することで了承を得ました。 ○担当者が訂正処理を行い、事業所あてに決定通知書を送付しました。	○管理・厚生年金適用グループにおいて、審査事務の要点の説明及び入力処理後のダブルチェック等を徹底するよう周知しました。 ○委託業者に対し、資格取得届を入力する際の被保険者種別の確認の徹底について周知を行いました。	内部
42	資格取得届に係る標準報酬月額の入力誤りについて	入力誤り	大阪	事務センター	2011年9月7日	2012年10月4日	○事業所より、月額変更届が不該当になった理由について問合せがあり、確認したところ、資格取得届に係る標準報酬月額の入力誤りが判明しました。	○資格取得届を入力する際、2名の報酬月額を誤って入力したことによります。 ○担当者の確認不足及び決裁時にも誤りに気付かなかったことによります。	1事業所2名	未徴収	832,397	○管理・厚生年金適用グループ長が事業所にお詫びの上説明し、保険料について、次回納付時に調整することで了承を得ました。 ○担当者が訂正処理を行い、事業所あてに決定通知書を送付しました。	○管理・厚生年金適用グループにおいて、審査事務の要点及び入力処理後のダブルチェック等を徹底するよう周知しました。	外部

整理番号	件名	事故等の区分	県名	事務所名	発生日	判明日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	判明契機
43	資格喪失届に係る被保険者整理番号の誤りについて	入力誤り	千葉	事務センター	2012年10月23日	2012年12月17日	○街角の年金相談センターより、お客様の資格記録について確認依頼があり、確認したところ、資格喪失届に係る被保険者整理番号の誤りが判明しました。	○委託業者が、誤った被保険者整理番号が記載された資格喪失届を入力する際、記録を確認した上で正しい番号で入力処理すべきところ、確認を怠ったため、誤って別人の被保険者資格を喪失処理したことによります。	1事業所2名	過徴収	20,299	○担当者がお客様及び事業所にお詫びの上説明し、保険料について、次回納付時に調整することで了承を得ました。 ○担当者が訂正処理を行い、事業所あてに決定通知書を送付しました。	○委託業者に対し、誤入力の防止及びチェック体制の強化を要請したところ、入力担当者に事象を説明し入力時の確認を徹底するよう指導した旨の報告がありました。	内部
44	資格取得届に係る標準報酬月額の入力誤りについて	入力誤り	福岡	事務センター	2012年4月10日	2012年11月19日	○事業所より、従業員の傷病手当金の給付額が低かったとの問合せがあり、確認したところ、資格取得届に係る標準報酬月額の入力誤りが判明しました。	○資格取得届を入力する際、報酬月額550千円で入力すべきところ、誤って55千円で入力したことによります。 ○担当者の確認不足及び決裁時にも誤りに気付かなかったことによります。	1事業所1名	未徴収	948,969	○管理・厚生年金適用グループ長が事業所にお詫びの上説明し、保険料について、次回納付時に調整することで了承を得ました。 ○担当者が訂正処理を行い、事業所あてに決定通知書を送付しました。	○管理・厚生年金適用グループにおいて、審査事務の要点及び入力処理後のダブルチェック等を徹底するよう周知しました。	外部
45	70歳以上被用者算定基礎届に係る標準報酬月額相当額の入力誤りについて	入力誤り	高知	南国	2012年8月21日	2013年1月23日	○お客様より、年金が支払われていないとの問合せがあり、確認したところ、70歳以上被用者算定基礎届に係る標準報酬月額相当額の入力誤りが判明しました。	○担当者が入力する際に、標準報酬月額相当額を1桁多く入力したことにより年金の支給停止が多く行われ未払いが発生したものです。 ○担当者による確認が不十分であったこと及び決裁においても誤りに気付かなかったことによります。	1事業所1名	未払い	177,500	○担当者が事業主及びお客様にお詫びの上説明し、未払いの年金を支払うことで了承を得ました。 ○担当者が訂正処理を行い、未払いの年金が支払われたことを確認しました。	○厚生年金適用調査課において、今回の事象を説明し、届書審査及び入力後の確認を徹底するよう周知しました。	外部
46	資格取得届に係る標準報酬月額の入力誤りについて	入力誤り	埼玉	事務センター	2011年6月24日	2012年7月2日	○社会保険労務士より、資格取得届の処理内容について問合せがあり、確認したところ、資格取得届に係る標準報酬月額の入力誤りが判明しました。	○退職後継続再雇用に係る資格取得届を入力する際、標準報酬月額300千円で入力すべきところ、誤って220千円で入力したことによります。 ○担当者の確認不足及び決裁時にも誤りに気付かなかったことによります。	1事業所1名	その他	550,897	○管理・厚生年金適用グループ長が事業所にお詫びの上説明し、保険料について、次回納付時に調整することで了承を得ました。 ○管理・厚生年金適用グループ長がお客様にお詫びの上説明し、過払い分の年金については今後支払われる年金より調整することで了承を得ました。 ○担当者が訂正処理を行い、事業所あてに決定通知書を送付しました。 ○年金額仮計算書及び返納方法申出書を受理し、機構本部へ進達しました。	○管理・厚生年金適用グループにおいて、審査事務の要点及び入力処理後のダブルチェック等を徹底するよう周知しました。	外部

整理番号	件名	事故等の区分	県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	判明契機
47 ～ 64	厚生年金関係通知書等の誤送付について	誤送付・誤送信	東京	港	2010年 6月頃 ～ 2012年 9月3日	2010年 6月22日 ～ 2012年 9月28日	○事業所より、別の事業所の書類が送付されたとの連絡があり、確認したところ、厚生年金関係通知書等の誤送付が判明しました。	○ご連絡をいただいた事業所あてに厚生年金関係通知書等を送付する際に、担当者が誤って別の事業所に送付する厚生年金関係通知書等を封入し送付したものです。 ○封入・封緘時における担当者の確認が不十分であったことによります。	4社会 保険 労務 士 34事 業所 3,070 名	—	0	○担当者がご連絡をいただいた事業所にお詫びの上説明し了承を得ました。誤って送付した厚生年金関係通知書等を回収しました。 ○担当者が本来、送付する事業所にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○担当者が本来送付する事業所あてに厚生年金関係通知書等を送付しました。	○厚生年金適用調査課において、今回の事象を説明し、お客様あてに文書を送付する際は封入封緘時に複数名でダブルチェックを行うことを徹底するよう周知しました。	外部
			東京	港										
			大阪	福島										
			滋賀	事務センター										
			東京	足立										
			東京	練馬										
			大阪	天満										
			新潟	事務センター										
			神奈川	横浜南										
			東京	足立										
			神奈川	横浜西										
			東京	足立										
			栃木	宇都宮東										
			愛知	笠寺										
宮崎	事務センター													
神奈川	事務センター													
青森	事務センター													
群馬	事務センター													

整理番号	件名	事故等の区分	県名	事務所名	発生日月	判明日月	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	判明契機
65 ～ 76	厚生年金関係通知書等の誤送付について	誤送付・誤送信	神奈川県 神奈川県 鹿児島県 鹿児島県 東京都 群馬県 兵庫県 群馬県 東京都 群馬県 香川県 東京都	事務所 センター	2012年 5月30日 ～ 2012年 10月5日	2012年 6月14日 ～ 2012年 10月11日	○事業所より、別の事業所の書類が送付されたとの連絡があり、確認したところ、厚生年金関係通知書等の誤送付が判明しました。	○委託業者がご連絡をいただいた事業所あてに厚生年金関係通知書等を送付する際に、誤って別の事業所に送付する厚生年金関係通知書等を封入し送付したものです。 ○封入・封緘時における委託業者の確認が不十分であったことによります。	3社会 保険 労務 士 50事 業所 324名	—	0	○担当業者がご連絡をいただいた事業所にお詫びの上説明し了承を得ました。誤って送付した厚生年金関係通知書等を回収しました。 ○担当業者が本来、送付する事業所にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○担当業者が本来送付する事業所あてに厚生年金関係通知書等を送付しました。	○委託業者に対し今回の事象を説明し、お客様あてに文書を送付する際は封入封緘時に複数名でダブルチェックを行うことを徹底するよう要請したところ、担当業者にダブルチェックの徹底を指導した旨の報告がありました。	外部
77	同月内の資格得喪時における保険料負担に係る説明誤りについて	説明誤り	福岡県	西福岡	2012年 7月24日	2012年 8月27日	○事業所より、保険料が合わないとの問合せがあり、確認したところ、同月内の資格得喪時における保険料負担に係る説明誤りが判明しました。	○お客様より、同月内で資格取得及び資格喪失した際の保険料負担について相談を受けた際、当該月については保険料負担が必要であると説明すべきところ、不要であると誤った説明を行ったことによります。	1事業 所1名	—	0	○厚生年金適用調査課長が事業所にお詫びの上、保険料の納入について説明し、お詫びの文書を送付することで了承を得ました。 ○お客様にお詫びの文書を交付しました。	○厚生年金適用調査課において、お客様より保険料負担に係る相談を受けた際、資格喪失記録を確認の上、要・不要の判断を行うことを周知・徹底しました。	外部
78	被保険者の資格要件に係る説明誤りについて	説明誤り	埼玉県	所沢	2012年 10月9日	2012年 10月30日	○事業所より、健康保険の適用除外申請について問合せがあり、確認したところ、被保険者の資格要件に係る説明誤りが判明しました。	○お客様より、健康保険被保険者の資格要件について相談を受けた際、具体的な業務内容を確認した上で、被保険者の資格要件に該当する旨説明すべきところ、確認を怠ったことにより、誤って被保険者の要件に該当しない旨説明したことによります。	1事業 所2名	—	0	○厚生年金適用調査課長が事業所にお詫びの上説明し、お詫びの文書を送付することで了承を得ました。 ○事業所にお詫びの文書を送付しました。 ○資格取得届を受理し、入力処理を行いました。	○厚生年金適用調査課において、被保険者の資格要件について相談を受けた際には、具体的な業務内容を詳細に確認した上で回答することを周知・徹底しました。	外部

整理番号	件名	事故等の区分	県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	判明契機
79	同月内の資格得喪時における保険料負担に係る説明誤りについて	説明誤り	兵庫	加古川	2012年 4月10日	2012年 5月21日	○役場より、同月内で資格取得及び資格喪失した際の被保険者の保険料負担について問合せがあり、確認したところ、同月内の資格得喪時における保険料負担に係る説明誤りが判明しました。	○役場より、同月内で資格取得及び資格喪失した際の被保険者の保険料負担について相談を受けた際、当該月については保険料負担が必要であると説明すべきところ、不要であると誤った説明を行ったことによります。	1事業所1名	—	0	○担当者がお客様にお詫びの上、保険料の納入について説明し、お詫びの文書を送付することで了承を得ました。 ○お客様にお詫びの文書を送付しました。	○厚生年金適用調査課において、お客様より保険料負担に係る相談を受けた際、資格喪失記録を確認の上、要・不要の判断を行うことを周知・徹底しました。	外部
80	資格喪失届の受付時における説明誤りについて	説明誤り	奈良	大和高田	2011年 7月27日	2011年 8月5日	○お客様より、厚生年金被保険者資格を同月内で取得及び喪失した場合の保険料の要否について問合せがあり、確認したところ、資格喪失届の受付時における説明誤りが判明しました。	○窓口で資格喪失届を受付た際、厚生年金被保険者資格を同月内で取得及び喪失したお客様であることを確認の上、喪失月も保険料の支払いが必要である旨説明すべきところ、確認不足により、保険料の支払いは不要であると誤った説明を行ったものです。	1事業所1名	未徴収	65,011	○副所長が事業所及びお客様にお詫びの上説明し、保険料について、分割納付することで了承を得ました。 ○事業所にお詫びの文書を送付しました。	○お客様相談室において、資格喪失届を受付た際の保険料照会については、資格喪失日だけでなく資格取得日も併せて確認した上で回答するよう周知・徹底しました。	外部
81	資格喪失届の所在不明について	受理後の書類管理誤り	静岡	浜松西	2012年 10月11日	2012年 11月1日	○担当者が返戻した資格喪失届の再提出について、事業所に確認したところ、資格喪失届の所在不明が判明しました。	○事業所に一旦返戻した資格喪失届を再受付した際、速やかに処理すべきところ、進捗管理を怠ったことにより、所在不明となったものです。	1事業所1名	—	0	○担当者が事業所にお詫びの上、資格喪失届の再提出について説明し、お詫びの文書を送付することで了承を得ました。 ○事業所あてにお詫びの文書を送付しました。 ○資格喪失届を受理し、入力処理を行いました。	○厚生年金適用調査課において、窓口で受付た書類を所定の保管箱に一時保管した後、数量を記載の上担当者へ引き継ぎすることを周知・徹底しました。	内部

整理番号	件名	事故等の区分	県名	事務所名	発生日月	判明日月	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	判明契機
82	差押(解除)処理票の処理漏れについて	確認・決定誤り	高知	幡多	2011年8月26日	2013年5月24日	○担当者が差押関係書類の確認を行ったところ、差押(解除)処理票の処理漏れが判明しました。	○事業所の預金口座の差押を行った際、差押(解除)処理票の作成及び処理を漏らしたため、誤った金額で延滞金の調定を行ったことによります。 ○ダブルチェックにおいても誤りに気付かなかったものです。	1事業所	—	0	○担当者が事業所にお詫びの上、延滞金納入告知書の差替について説明し、了承を得ました。 ○差押(解除)処理票を処理を行い、延滞金納入告知書の差替を確認しました。	○厚生年金徴収課において、差押関係処理のダブルチェックの徹底について周知を行いました。	内部
83	差押解除処理票の解除日の誤りについて	確認・決定誤り	神奈川	厚木	2013年1月17日	2013年5月29日	○担当者が時効中断処理について確認したところ、差押解除処理票の解除日の誤りが判明しました。	○事業所の預金口座の差押解除を行った際、差押解除日を誤った日付で入力したため、誤った金額で延滞金の調定を行ったことによります。 ○ダブルチェックにおいても誤りに気付かなかったものです。	1事業所	—	0	○担当者が事業所にお詫びの上、正しい金額の延滞金納入告知書の交付について説明し、了承を得ました。 ○差押解除日の訂正処理を行い、正しい金額の延滞金納入告知書を交付しました。誤った金額の延滞金納入告知書については、破棄されていることを確認しました。	○厚生年金徴収課において、差押関係処理のダブルチェックの徹底について周知を行いました。	内部
84	保険料納入告知額の決定誤りについて	確認・決定誤り	三重	伊勢	2013年3月21日	2013年4月19日	○担当者が充当未済額一覧表を確認したところ、保険料納入告知額の決定誤りが判明しました。	○担当者が充当未済額を還付するために調整伺を起票する際、還付のコードを記載すべきところ、記載を漏らしたことによります。 ○ダブルチェックにおいても誤りに気付かなかったものです。	2事業所	—	0	○厚生年金徴収課長が2事業所にお詫びの上説明し、保険料について、納入告知書により請求することです了承を得ました。 ○調整伺の入力処理を行い、正しい金額による保険料納入告知額通知書及び徴収決定済額の更正通知書を送付しました。	○厚生年金徴収課において、充当未済額に係る調整伺を入力処理する際は、必ず充当未済一覧表の写しを添付し、ダブルチェックを徹底するよう周知を行いました。	内部
85	口座振替納付申出書の未処理について	未処理・処理遅延	福岡	南福岡	2013年5月13日	2013年5月14日	○担当者が処理保留となっている届書を確認したところ、口座振替納付申出書の未処理が判明しました。	○口座振替納付申出書を保険料計算日の前日までに処理すべきところ、職員個人のファイルに紛れ、未処理となったものです。	14事業所	—	0	○担当者が14事業所にお詫びの上説明しました。 ○10事業所については、納付書による納付、2事業所については従前の口座による引落し、残りの2事業所については金融機関へ手作業による口座振替の依頼を行うことで了承を得ました。 ○14事業所の納付を確認しました。	○厚生年金徴収課において、届書等は進捗管理ボックスによる管理を徹底するよう周知しました。また、毎月の未処理点検に加え、課長が職員の机内等の点検を行いました。	内部
86	事務処理計画書における定期保険料計算日の入力誤りについて	入力誤り	大阪	枚方	2012年11月21日	2012年12月12日	○担当者が配信状況照会を確認したところ、事務処理計画書における定期保険料計算日の入力誤りが判明しました。	○事務処理計画書の入力処理をする必要がないにもかかわらず、定期保険料計算日について誤った入力を行ったため、厚生年金保険料に係る入力処理が平成24年11月定期保険料の告知額に反映されなくなりました。 ○入力処理のダブルチェックを怠ったこと及び決裁においても誤りに気が付きませんでした。	44事業所	—	0	○担当者が44事業所にお詫びの上説明し、提出された届書については、平成24年12月分保険料に反映されることをお伝えし、了承を得ました。	○厚生年金徴収課において、今回の事象を職員に説明し、改めて入力処理後のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	内部

整理番号	件名	事故等の区分	県名	事務所名	発生日	判明日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	判明契機
87	船員保険納付告知書不発行通知書の作成誤りについて	通知書等の作成誤り	福井	福井	2013年6月20日	2013年7月3日	○金融機関より、納入告知書不発行通知書の記載内容について問合せがあり、確認したところ、船員保険納入告知書不発行通知書の作成誤りが判明しました。	○納入告知書不発行通知書を作成する際、充当額と充当未済額を逆に記載し送付したことによります。 ○ダブルチェックにおいても誤りに気付かなかったものです。	1事業所	—	0	○厚生年金徴収課長がお客様にお詫びの上説明し、正しい納入告知書不発行通知書を交付することで了承を得ました。 ○正しい納入告知書不発行通知書を交付し、誤って送付した通知書を回収しました。	○厚生年金徴収課において、手作業により記入及び転記を行う際のダブルチェックの徹底について周知を行いました。	外部
88	延滞金納入告知書の作成誤りについて	通知書等の作成誤り	青森	むつ	2013年2月頃	2013年6月20日	○担当者が延滞金納入告知書を作成する際、平成25年2月から5月に事業所に送付した延滞金納入告知書の作成誤りが判明しました。	○延滞金納入告知書の社会保険事務所名が記載された旧様式の廃棄を怠っていたことによります。 ○また、延滞金納入告知書を作成する際の旧様式の確認不足によるものです。	75事業所	—	0	○担当者が75事業所にお詫びの文書及び正しい様式により作成した延滞金納入告知書を送付しました。 ○その後、事業所から問合せはありませんが、問合せがあった場合、引き続き対応することとしました。	○厚生年金徴収課において、旧様式の配信帳票等の確認及び廃棄処理を行いました。また、様式等に変更があった場合は、誤員全員で情報共有を図ることを周知・徹底しました。	内部
89	充当明細書の作成誤りについて	通知書等の作成誤り	神奈川	藤沢	2013年3月22日	2013年6月21日	○ブロック本部より、充当明細書の記載内容について確認依頼があり、確認したところ、充当明細書の作成誤りが判明しました。	○担当者が充当明細書を作成する際、お客様の住所及び氏名欄を誤って記載し送付したことによります。 ○ダブルチェックにおいても誤りに気付かなかったものです。	1事業所	—	0	○担当者がお客様にお詫びの文書及び正しい充当明細書を送付しました。 ○その後、お客様から問合せはありませんが、問合せがあった場合、引き続き対応することとしました。	○厚生年金徴収課において、通知書等の作成時のダブルチェックの徹底について周知を行いました。	内部
90	厚生年金保険料等納付書の作成誤りについて	通知書等の作成誤り	奈良	奈良	2013年2月4日	2013年2月22日	○担当者が児童手当拠出金の過誤納理由を確認したところ、厚生年金保険料等納付書の作成誤りが判明しました。	○担当者が分割納付書を作成する際、厚生年金保険料と児童手当拠出金の金額を取り違えて作成したことによります。 ○ダブルチェックにおいても誤りに気付かなかったものです。	1事業所	その他	12,750	○担当者が事業所にお詫びの上、過徴収した保険料を一部未納期間に充当し、残額を還付することについて説明し、了承を得ました。 ○訂正処理を行い、事業所あて還付請求書を送付しました。 ○還付請求書を受理し、入力処理を確認しました。	○厚生年金徴収課において、手作業による納付書作成時のダブルチェックの徹底について周知を行いました。	内部
91	職員による法人情報の不適切な取扱いについて	事故等	福岡	南福岡	2012年6月28日	2012年6月29日	○事業主様より、なぜ事業所の情報を従業員に知らせるのかとの問合せがあり、確認したところ、職員が法人情報を一般従業員に伝えていたことが判明しました。	○担当者が、事業所に電話にて納付督促を行った際に、事業主様及び経理担当者様は不在であったため、一般従業員に保険料の収納状況を伝えました。 ○担当者の認識不足によるものです。	1事業所	—	0	○厚生年金徴収課長が事業主様にお詫びの上、説明しましたが、了承を得られませんでした。 ○所長が事業主様に再度お詫びの上説明し、了承を得ました。	○厚生年金徴収課において、今回の事象を職員に説明し、法人情報の重要性について周知・徹底しました。	内部

整理番号	件名	事故等の区分	県名	事務所名	発生日月	判明日月	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	判明契機
92	年金手帳再交付申請書の所在不明について	受付時の書類管理誤り	島根	事務センター	2012年12月10日	2012年12月26日	○お客様より、年金手帳再交付申請書の処理状況について問合せがあり、確認したところ、年金手帳再交付申請書が所在不明となっていることが判明しました。	○年金手帳再交付申請書を受付た際、速やかに処理を行うべきところ、進捗管理を怠ったことにより所在不明となったものです。	1名	—	0	○国民年金グループ長がお客様にお詫びの上、申請書の写しで処理させていただく旨説明し、了承を得ました。 ○年金手帳再交付申請書の入力処理を行い、年金手帳を送付しました。	○国民年金グループにおいて、今回の事象を説明し、未処理書類の進捗確認の徹底について改めて周知を行いました。	外部
93	国民年金任意加入に係る資格喪失予定年月日の誤りについて	確認・決定誤り	香川	善通寺	2007年2月16日	2012年4月5日	○お客様より年金額の確認依頼があり、確認したところ、国民年金任意加入に係る資格喪失予定年月日の誤りが判明しました。	○任意加入時に共済組合期間を確認する際、年金加入期間確認通知書の資格喪失月の計算を誤認したことが原因です。 ○ダブルチェックの際にも見落としたことが原因です。	1名	—	0	○国民年金課長がお客様にお詫びの上、老齢基礎年金の満額受給まで2月分の納付が必要である旨説明し、了承を得ました。 ○資格記録の補正処理を行い、納付書を送付しました。	○国民年金課において、今回の事象を説明し、任意加入時の受給要件の確認の徹底について改めて周知を行いました。	内部
94	国民年金任意加入に係る資格喪失予定年月日の誤りについて	確認・決定誤り	兵庫	尼崎	2010年9月24日	2012年8月8日	○お客様より、年金記録について問合せがあり、確認したところ、国民年金任意加入に係る資格喪失予定年月日の誤りが判明しました。	○任意加入時に、老齢基礎年金の満額受給までの計算を1年誤って資格喪失予定年月日を入力処理したことにより発生。 ○ダブルチェックの際にも見落としたことが原因です。	1名	—	0	○国民年金課長がお客様にお詫びの上説明しました。 ○機構本部に取扱いを協議し、1年前納保険料額を領収可能との回答があり、現金領収し、了承を得ました。 ○資格記録及び納付記録の補正処理を行いました。	○国民年金課において、今回の事象を説明し、任意加入時の受給要件の確認の徹底について改めて周知を行いました。	内部
95	国民年金任意加入申出書の受理誤りについて	確認・決定誤り	愛知	鶴舞	2009年2月20日	2012年10月12日	○任意加入中のお客様がお亡くなりになったため、配偶者より提出された国民年金死亡一時金請求書の審査を行ったところ、国民年金任意加入申出書の受理誤りが判明しました。	○任意加入時に、お客様が日本国籍を取得しており、国内在住期間における合算対象期間の確認を怠ったことにより、誤って受給権を満たしているお客様から任意加入申出書を受理したことにより発生。 ○ダブルチェックの際にも見落としたことが原因です。	1名	過徴収	626,100	○担当者がお客様の配偶者にお詫びの上説明しました。 ○機構本部に取扱いを協議し、任意加入を取消、納付された保険料について還付可能との回答があり、改めてお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○資格記録の補正処理を行い、還付請求書を送付しました。 ○還付請求書を受理し、入力処理を行いました。	○国民年金課において、今回の事象を説明し、任意加入時の受給要件の確認の徹底について改めて周知を行いました。	内部
96	国民年金任意加入に係る資格喪失予定年月日の入力誤りについて	確認・決定誤り	大阪	堺東	2006年4月21日	2012年7月4日	○お客様より、国民年金の納付状況について問合せがあり、確認したところ、国民年金任意加入に係る資格喪失予定年月日の入力誤りが判明しました。	○任意加入時に、本来であれば、65歳までに老齢基礎年金が満額受給にならないお客様については、喪失予定年月日の入力が必要となること、誤って入力したことが原因です。 ○ダブルチェックの際にも見落としたことが原因です。	1名	—	0	○国民年金課長がお客様にお詫びの上説明しました。 ○機構本部に取扱いを協議し、早割による保険料額を領収可能との回答があり、現金領収し、了承を得ました。 ○資格記録及び納付記録の補正処理を行いました。	○国民年金課において、今回の事象を説明し、任意加入時の受給要件の確認の徹底について改めて周知を行いました。	内部

整理番号	件名	事故等の区分	県名	事務所名	発生日月	判明日月	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	判明契機
97	国民年金第3号被保険者に係る配偶者記録の入力誤りについて	確認・決定誤り	北海道	事務センター	2010年11月16日	2012年12月19日	○年金事務所より、第3号被保険者の配偶者記録に誤りがあるとの連絡があり、確認したところ、国民年金第3号被保険者に係る配偶者記録の入力誤りが判明しました。	○国民年金第3号被保険者届を入力処理する際、配偶者ではなく別人の基礎年金番号で入力処理を行ったことによります。 ○決裁においても誤りに気付かなかったことが原因です。	1名	—	0	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○配偶者記録の補正処理を行い、第3号該当通知書を送付しました。	○国民年金グループにおいて、今回の事象を説明し、審査時において、本人記録のみならず配偶者記録についても確認の徹底を行うよう周知しました。	内部
98	国民年金任意加入に係る資格喪失予定年月日の誤りについて	確認・決定誤り	沖縄	石垣	2009年4月3日	2013年1月25日	○担当者が任意加入者の年金記録を確認したところ、国民年金任意加入資格喪失予定年月日の誤りが判明しました。	○任意加入時に、老齢基礎年金の満額受給までの計算を1月誤って資格喪失予定年月日を入力処理したことによります。 ○ダブルチェックの際にも見落とししたことが原因です。	1名	—	0	○担当者がお客様にお詫びの上、老齢基礎年金の満額受給まで1月分の納付が必要な旨説明し、了承を得ました。 ○資格記録の補正処理を行い、納付書を送付しました。	○国民年金課において、今回の事象を説明し、任意加入時の受給要件の確認の徹底について改めて周知を行いました。	内部
99	国民年金任意加入に係る資格喪失予定年月日の誤りについて	確認・決定誤り	岐阜	多治見	2009年3月17日	2012年12月6日	○お客様より年金請求書の提出があり、記録を確認したところ、国民年金任意加入に係る資格喪失予定年月日の誤りが判明しました。	○任意加入時に、第3号被保険者記録の不備を見落とししたことによります。 ○ダブルチェックの際にも見落とししたことが原因です。	1名	—	0	○担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ○機構本部に取扱いを協議し、付加を含む早割保険料額を領収可能との回答があり、現金領収し、了承を得ました。 ○資格記録及び納付記録の補正処理を行いました。	○国民年金課において、今回の事象を説明し、任意加入時の受給要件の確認の徹底について改めて周知を行いました。	内部
100	国民年金任意加入に係る資格喪失予定年月日の誤りについて	確認・決定誤り	千葉	松戸	2009年9月25日	2012年12月10日	○担当者が65歳未満喪失予定年月日到達者リストの確認を行ったところ、国民年金任意加入資格喪失予定年月日の誤りが判明しました。	○任意加入時に、老齢基礎年金の満額受給までの計算に20歳未満の厚生年金期間を算入したことによります。 ○ダブルチェックの際にも見落とししたことが原因です。	1名	—	0	○担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ○機構本部に取扱いを協議し、既に納付済の保険料額と口座振替による前納保険料額との差額を領収可能との回答あり、現金領収し、了承を得ました。 ○資格記録及び納付記録の補正処理を行いました。	○国民年金課において、今回の事象を説明し、任意加入時の受給要件の確認の徹底について改めて周知を行いました。	内部
101	住所変更届の受付時における基礎年金番号の確認誤りについて	確認・決定誤り	栃木	宇都宮西	2009年6月8日	2012年12月20日	○他年金事務所より、お客様から国民年金保険料が引落しされていないとの問合せがあったとの連絡があり、確認したところ、住所変更届の受付時における基礎年金番号の確認誤りが判明しました。	○役場でA様の住所変更届を受付た際、A様の基礎年金番号が不明であったため年金事務所に確認を行ったところ、年金事務所における前住所等の確認不足により、誤って同一氏名のB様の基礎年金番号を回答し、進達及び入力処理を行ったことによります。	2名	—	0	○国民年金課長がA様及びB様にお詫びの上、記録の補正等の対応をさせていただく旨説明し、了承を得ました。 ○A様及びB様の資格記録の補正処理を行いました。	○国民年金課において、今回の事象を説明し、お客様の基礎年金番号を氏名索引する際には、氏名・住所のみならず、前住所地や年金加入状況等の確認についても徹底するよう周知しました。	外部

整理番号	件名	事故等の区分	県名	事務所名	発生日	判明年月日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	判明契機
102	国民年金任意加入に係る資格喪失予定年月日の誤りについて	確認・決定誤り	神奈川県	厚木	2010年4月22日	2012年11月26日	○担当者が65歳未満喪失予定年月日到達者リストの確認を行ったところ、国民年金任意加入資格喪失予定年月日の誤りが判明しました。	○任意加入時に、老齢基礎年金の満額受給までの計算に60歳以降の厚生年金期間を算入したことによりです。 ○ダブルチェックの際にも見落とししたことが原因です。	1名	—	0	○担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ○機構本部に取扱いを協議し、既に納付済の保険料額と付加を含む前納保険料額との差額を領収可能との回答あり、現金領収し、了承を得ました。 ○資格記録及び納付記録の補正処理を行いました。	○国民年金課において、今回の事象を説明し、任意加入時の受給要件の確認の徹底について改めて周知を行いました。	内部
103	国民年金任意加入に係る合算対象期間の確認誤りについて	確認・決定誤り	北海道	新さっぽろ	2007年10月25日	2012年10月1日	○担当者が後納保険料納付申込書を審査したところ、国民年金任意加入に係る合算対象期間の確認誤りが判明しました。	○任意加入時に、配偶者が厚生年金に加入していたお客様の任意加入未納期間について、誤って合算対象期間として計算したことによりです。 ○ダブルチェックの際にも見落とししたことが原因です。	1名	過徴収	2,730	○担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ○機構本部に取扱いを協議し、任意加入期間について合算対象期間として取扱い、当該期間内の納付済保険料を還付する旨の回答があり、改めてお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○資格記録を補正し、還付請求書を送付しました。 ○還付請求書を受理し、入力処理を行いました。	○国民年金課において、今回の事象を説明し、任意加入時の受給要件の確認の徹底について改めて周知を行いました。	内部
104	国民年金任意加入に係る資格喪失予定年月日の誤りについて	確認・決定誤り	三重	事務センター	2010年2月4日	2012年9月18日	○お客様より、国民年金保険料の口座振替が現在も継続されているとの問合せがあり、確認したところ、国民年金任意加入に係る資格喪失予定年月日の誤りが判明しました。	○任意加入時に、65歳までに老齢基礎年金が満額受給にならないお客様については、資格喪失予定年月日の入力が必要など、誤って入力したことによりです。 ○ダブルチェックの際にも見落とししたことが原因です。	1名	過徴収	29,860	○担当者がお客様にお詫びの上、保険料を還付させていただく旨説明し、了承を得ました。 ○還付請求書を受理し、入力処理を行いました。	○国民年金グループにおいて、今回の事象を説明し、任意加入時の受給要件の確認の徹底について改めて周知を行いました。	内部
105	国民年金任意加入に係る資格喪失予定年月日の誤りについて	確認・決定誤り	沖縄	平良	2012年5月1日	2012年12月17日	○担当者が65歳未満喪失予定年月日到達者リストの確認を行ったところ、国民年金任意加入資格喪失予定年月日の誤りが判明しました。	○任意加入時に、老齢基礎年金の満額受給までの計算に60歳以降の共済組合期間を算入したことによりです。 ○ダブルチェックの際にも見落とししたことが原因です。	1名	—	0	○担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ○機構本部に取扱いを協議し、既に納付済の保険料額と口座振替による前納保険料額との差額を領収可能との回答あり、現金領収し、了承を得ました。 ○資格記録及び納付記録の補正処理を行いました。	○国民年金課において、今回の事象を説明し、任意加入時の受給要件の確認の徹底について改めて周知を行いました。	内部

整理番号	件名	事故等の区分	県名	事務所名	発生日月	判明日月	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	判明契機
106	国民年金任意加入の処理漏れについて	確認・決定誤り	岐阜	美濃加茂	2010年4月8日	2012年12月14日	○事務センターより、老齢基礎年金裁定請求書の返戻があり、確認したところ、国民年金任意加入の処理漏れが判明しました。	○任意加入の手続きを行ったが65歳までに受給要件を満たさなかった場合、65歳到達時に遡って任意加入の処理を行い、時効前の保険料を納付していただくべきところ、認識不足により、後納制度により納付いただいたため、受給権の発生が遅延したことによります。	1名	—	0	○国民年金課長がお客様にお詫びの上説明しました。 ○機構本部に取扱いを協議し、後納保険料の納付については無効とし、過誤納記録を取消した上で任意加入後の納付可能期間に納付記録を追加可能との回答があり、改めてお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○資格記録及び納付記録の補正処理を行いました。	○国民年金課において、今回の事象を説明し、65歳到達時における受給権の確認の徹底について改めて周知を行いました。	内部
107	国民年金任意加入申出書の受理誤りについて	確認・決定誤り	兵庫	加古川	2011年1月31日	2012年12月10日	○担当者が資格喪失者一覧表を確認したところ、国民年金任意加入申出書の受理誤りが判明しました。	○任意加入時に、お客様が老齢基礎年金の一部繰上げ受給者であることの確認を漏らしたことによります。 ○ダブルチェックの際にも見落とししたことが原因です。	1名	過徴収	307,540	○国民年金課長がお客様にお詫びの上、保険料を還付する旨説明し、了承を得ました。 ○資格記録の補正処理を行い、還付請求書を送付しました。 ○還付請求書を受理し、入力処理を行いました。	○国民年金課において、今回の事象を説明し、任意加入時の受給要件及び受給者原簿の確認の徹底について改めて周知を行いました。	内部
108	国民年金任意加入に係る資格喪失予定年月日の誤りについて	確認・決定誤り	大阪	天王寺	2008年8月28日	2012年8月17日	○担当者が65歳未満喪失予定年月日到達者リストの確認を行ったところ、国民年金任意加入資格喪失予定年月日の誤りが判明しました。	○任意加入時に、老齢基礎年金の満額受給までの計算に60歳以降の厚生年金期間を算入したことによります。 ○ダブルチェックの際にも見落とししたことが原因です。	1名	—	0	○担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ○機構本部に取扱いを協議し、既に納付済の保険料額と前納保険料額との差額を還付可能との回答あり、改めてお詫びの上還付請求書を送付する旨説明し、了承を得ました。 ○還付請求書を受理し、入力処理を行いました。	○国民年金課において、今回の事象を説明し、任意加入時の受給要件の確認の徹底について改めて周知を行いました。	内部
109	疑重複者調査・確認票の処理誤りについて	確認・決定誤り	香川	事務センター	2010年2月頃	2012年4月5日	○お客様より、年金手帳再交付申請があり、記録を確認したところ、疑重複者調査・確認票の処理誤りが判明しました。	○疑重複者調査・確認票を審査する際、お客様と疑重複対象者の氏名の漢字及び住所が相違していたため、別人と判断した上で国民年金の適用勲奨等を行うべきところ、確認不足により、同一人と判断したことにより、勲奨を行うことなく、国民年金未加入となったものです。 ○決裁においても誤りに気付かなかったことによります。	1名	—	0	○担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ○機構本部に取扱いを協議し、告示で定められた期間外に提出された学生納付特例申請書については却下処分を行うとの回答があり、改めてお詫びの上説明し、審査請求を行うことでの了承を得ました。 ○学生納付特例申請書の入力処理を行い、却下通知書を送付しました。	○国民年金グループにおいて、今回の事象を説明し、疑重複者調査・確認票を審査する際、お客様の氏名、生年月日、性別、住所の確認を慎重に行うよう周知しました。	内部
110	国民年金第1号被保険者資格取得届に係る氏名入力誤りについて	入力誤り	高知	事務センター	2012年11月27日	2012年12月6日	○担当者が処理済の届出書類を確認したところ、国民年金第1号被保険者資格取得届に係る氏名入力誤りが判明しました。	○資格取得届を入力する際、誤った氏名を入力し、年金手帳等を送付したことによります。 ○ダブルチェックの際にも見落とししたことが原因です。	1名	—	0	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。誤った氏名の年金手帳等を回収しました。 ○資格記録の補正処理を行いました。 ○補正後の年金手帳等を送付しました。	○国民年金グループにおいて、今回の事象を説明し、届書等の入力処理時及びダブルチェック時の内容確認の徹底について、周知しました。	内部

整理番号	件名	事故等の区分	県名	事務所名	発生日	判明日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額(単位:円)	対応	対策	判明契機
111	国民年金被保険者氏名変更届の入力誤りについて	入力誤り	和歌山	田辺	2012年9月28日	2012年10月2日	○担当者が処理済の届出書類を確認したところ、国民年金被保険者氏名変更届の入力誤りが判明しました。	○国民年金被保険者氏名変更届を入力する際、誤った氏名を入力し、年金手帳を送付したことによります。 ○ダブルチェックの際にも見落としがあったことが原因です。	1名	—	0	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。誤った氏名の年金手帳を回収しました。 ○資格記録の補正処理を行いました。 ○補正後の年金手帳を送付しました。	○国民年金課において、今回の事象を説明し、届書等の入力処理時及びダブルチェック時の内容確認の徹底について、周知しました。	内部
112	国民年金被第1号被保険者資格取得届の処理時における郵便番号の入力誤りについて	入力誤り	東京	事務センター	2012年10月30日	2012年12月18日	○お客様より、資格取得届を提出したが納付書が届かないとの問合せがあり、確認したところ、国民年金第1号被保険者資格取得届の処理時における郵便番号の入力誤りが判明しました。	○お客様から提出された国民年金被保険者資格取得届を処理する際、郵便番号を誤って入力したことによります。 ○ダブルチェックにおいても誤りに気付かなかったことが原因です。	1名	—	0	○担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ○住所記録の補正処理を行い、お詫びの文書及び納付書を送付しました。 ○保険料の納入を確認しました。	○国民年金グループにおいて、今回の事象を説明し、入力処理時及びダブルチェック時の内容確認の徹底について、周知しました。	外部
113	国民年金任意加入に係る資格喪失予定年月日の入力誤りについて	入力誤り	長野	松本	2012年1月27日	2012年12月17日	○担当者が65歳未満喪失予定年月日到達者リストの確認を行ったところ、国民年金任意加入資格喪失予定年月日の入力誤りが判明しました。	○任意加入時に、誤った資格喪失予定年月日を入力したことによります。 ○ダブルチェックの際にも見落としがあったことが原因です。	1名	—	0	○担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ○機構本部に取扱いを協議し、既に納付済の保険料額と口座振替による前納保険料額との差額を領収可能との回答あり、現金領収し、了承を得ました。 ○資格記録及び納付記録の補正処理を行いました。	○国民年金課において、今回の事象を説明し、任意加入時の受給要件の確認及び入力内容の確認の徹底について改めて周知を行いました。	内部
114	国民年金第3号被保険者特例届に係る添付書類の説明誤りについて	説明誤り	神奈川	横浜南	2012年10月11日	2012年10月12日	○お客様より、第3号被保険者特例届の添付書類について問合せがあり、確認したところ、国民年金第3号被保険者特例届に係る添付書類の説明誤りが判明しました。	○お客様より、国民年金第3号被保険者特例届の添付書類について問合せがあった際、医療保険者欄に被扶養者であることの証明があれば添付書類が不要である旨説明すべきところ、認識不足により、戸籍謄本及び非課税証明書の添付が必要である旨誤った説明を行ったものです。	1名	—	0	○国民年金課長がお客様にお詫びの上説明しました。 ○医療保険者欄の証明がある第3号被保険者届を受理し、入力処理を行いました。 ○第3号被保険者資格該当通知書を送付しました。	○国民年金課において、今回の事象を説明し、お客様の意図することを十分に把握し、的確な説明を行うことを周知・徹底しました。	外部
115	戸別訪問督促時における不在文書の投函誤りについて	事故等	熊本	熊本西	2012年12月5日	2012年12月7日	○お客様より、郵便受けに別人の封書が入っていたとの問合せがあり、確認したところ、戸別訪問督促時における不在文書の投函誤りが判明しました。	○個別訪問督促時において、お客様が不在であったため、不在連絡票を投函する際、誤って別人の氏名を記載した不在文書を投函したことによります。	2名	—	0	○国民年金課長がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○誤って投函した不在連絡票を回収しました。	○国民年金課において、今回の事象を説明し、個人情報保護の重要性及び戸別訪問時の留意事項について、改めて周知・徹底しました。	外部

整理番号	件名	事故等の区分	県名	事務所名	発生日月	判明年月日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	判明契機
116	区役所における国民年金任意加入の説明誤りについて	事故等	千葉	千葉	1992年 8月14日	2012年 11月14日	○お客様の母親より、海外転出しているお客様の納付状況について問合せがあり、確認したところ、区役所における国民年金任意加入の説明誤りが判明しました。	○区役所において、海外転出後の国民年金保険料の納入方法について相談を受けた際、任意加入の申出が必要である旨説明すべきところ、認識不足により、継続して納付するよう誤った説明を行ったことによります。	1名	—	0	○担当者がお客様の母親にお詫びの上説明しました。 ○機構本部に取扱いを協議し、お客様が海外転出した日に任意加入の申出がされたものとみなし資格記録の訂正を行い、納付記録は現状のままとする旨の回答があり、改めてお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○資格記録の補正処理を行いました。	○区役所に今回の事象を説明し、お客様が海外転出する際の取扱いの徹底について要請し、担当者に指導した旨の報告がありました。	外部
117	区役所における国民年金任意加入申出書の受理漏れについて	事故等	千葉	千葉	2008年 11月21日	2012年 10月31日	○お客様より、後納申込について問合せがあり、確認したところ、区役所における国民年金任意加入申出書の受理漏れが判明しました。	○区役所において、お客様が海外転出する際、引き続き納付を希望されたため、国民年金任意加入申出書を受理すべきところ、認識不足により、申出書の受理は不要と判断し、失念したことが原因です。	1名	—	0	○担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ○機構本部に取扱いを協議し、任意加入の申出があったものとし資格記録を訂正した上で、納付記録については現状のままとする旨の回答があり、改めてお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○資格記録の補正処理を行いました。	○区役所より、再発防止に係る顛末書が提出され、届書受付時の確認の徹底について報告を受けました。	外部
118	区役所における国民年金第1号被保険者種別変更に係る説明誤りについて	事故等	岡山	岡山西	2012年 4月12日	2012年 11月29日	○お客様より、国民年金の前納の可否について問合せがあり、確認したところ、市役所における国民年金第1号被保険者種別変更に係る説明誤りが判明しました。	○区役所でおお客様より転入届を受理した際、資格記録の確認不足により、国民年金の加入手続きは不要である旨誤った回答を行ったものです。	1名	—	0	○区役所の担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ○機構本部に取扱いを協議し、納付期限を経過した前納保険料の納付は認められないとの回答があり、改めてお詫びの上説明し、了承を得ました。	○区役所より、再発防止に係る顛末書が提出され、届書受付時の確認の徹底について報告を受けました。	外部
119	出張時における第1号・第3号被保険者資格取得勸奨対象者一覧表の所在不明について	事故等	愛知	名古屋西	2013年 1月24日	2013年 1月24日	○担当者より、出張時に第1号・第3号被保険者資格取得勸奨対象者一覧表を紛失したとの報告があり、判明しました。	○適用勸奨業務を行っていた出張先において、被保険者17名の個人情報記載されている第1号・第3号被保険者資格取得勸奨対象者一覧表を管理不足のため紛失したことによります。	17名	—	0	○担当者が4名のお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○連絡のつかなかったお客様にお詫びの文書を送付しました。 ○警察署へ紛失届を提出しました。 ○その後、お客様から問合せはありませんが、問合せがあった場合、引き続き対応することとしました。	○国民年金課において、今回の事象を説明し、外部ヘリスト等を持ち出す際の個人情報の取扱いについて、十分に注意するよう周知・徹底しました。	内部

整理番号	件名	事故等の区分	県名	事務所名	発生日月	判明日月	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	判明契機
120	国民年金保険料クレジットカード納付申請書の所在不明について	受付時の書類管理誤り	栃木	事務センター	2012年8月22日	2012年10月25日	○お客様より、クレジットカード納付が開始されないとの問合せがあり、確認したところ、国民年金保険料クレジットカード納付申請書の所在不明が判明しました。	○市役所より送付されたクレジットカード納付申請書を受取る際、送付書と送付書類との突合わせを怠ったことにより、所在不明となったものです。	1名	—	0	○国民年金グループ長がお客様にお詫びの上説明し、クレジットカード納付申請書の再提出をお願いしたところ、了承を得ました。 ○クレジットカード納付申請書を受理し、入力処理を行いました。	○国民年金グループにおいて、今回の事象を説明し、受付書類の確認及び引き継ぎの徹底について周知を行いました。	外部
121	国民年金保険料口座振替に係る緊急停止の処理漏れについて	受付時の書類管理誤り	神奈川	平塚	2012年4月13日	2012年5月2日	○お客様の配偶者より、口座振替の停止依頼を行ったにもかかわらず、引落しされているとの問合せがあり、確認したところ、国民年金保険料口座振替に係る緊急停止の処理漏れが判明しました。	○口座振替の停止依頼を受けた際、口座振替記録画面を印字した上で口座振替の緊急停止用の箱に保管すべきところ、誤って納付書作成依頼用として保管したことによります。	1名	過徴収	14,930	○国民年金課長がお客様にお詫びの上、保険料の還付について説明し、了承を得ました。 ○還付請求書を受理し、入力処理を行いました。	○国民年金課において、今回の事象を説明し、新たに緊急停止受付簿を作成し、進捗確認を徹底するよう周知を行いました。	外部
122	国民年金保険料免除申請書の処理遅延について	受付時の書類管理誤り	東京	立川	2012年3月30日	2012年12月14日	○お客様より、免除申請書を提出しているが国民年金保険料の催告状が届いたとの問合せがあり、確認したところ、国民年金保険料免除申請書の処理遅延が判明しました。	○免除申請書を受付した際、速やかに受付簿に入力し、進捗状況を確認すべきところ、処理済の書類に混入したことにより未処理となったものです。	1名	—	0	○担当者がお客様にお詫びの上、速やかに処理する旨説明し、了承を得ました。 ○免除申請書の入力処理を行いました。	○国民年金課において、今回の事象を説明し、受付申請書等の進捗管理の徹底について周知を行いました。	外部
123	国民年金保険料免除記録の追加処理漏れについて	確認・決定誤り	秋田	秋田	2009年7月頃	2011年12月14日	○お客様が第3号不整合記録の確認のため来所された際、年金記録を確認したところ、国民年金保険料免除記録の追加処理漏れが判明しました。	○平成20年11月より第1号被保険者となり、平成21年度の全額免除が承認されていたお客様より、平成20年11月からの第3号被保険者届及び平成21年7月からの第1号種別変更届が提出があり処理を行う際、平成21年7月からの第1号種別変更処理及び承認済の免除記録を追加すべきところ、確認不足により、失念したものです。	1名	—	0	○担当者がお客様にお詫びの上、正しい記録に補正させていただく旨説明し、了承を得ました。 ○資格記録の補正処理及び平成21年度の免除記録の追加処理を行い、承認通知書を送付しました。	○国民年金課において、今回の事象を説明し、事務処理に係る内容確認の徹底及びダブルチェックの徹底について周知を行いました。	内部
124	国民年金保険料全額免除承認期間の誤りについて	確認・決定誤り	新潟	上越	2008年5月9日	2011年12月22日	○お客様より、障害厚生年金の請求があり、納付要件等を確認したところ、国民年金保険料全額免除承認期間の誤りが判明しました。	○平成19年7月から平成20年3月まで若年者納付猶予期間として承認されたお客様より、平成20年4月以降の免除申請書が提出され処理を行う際、平成20年4月から平成20年6月までを全額免除期間として承認すべきところ、認識不足により、若年者納付猶予期間を取消、平成19年7月から平成20年6月まで全額免除期間として承認したことによります。	1名	—	0	○担当者がお客様の母親にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○免除記録の補正処理を行い、承認通知書を送付しました。	○国民年金課において、今回の事象を説明し、免除申請の取扱いの徹底について周知を行いました。	内部

整理番号	件名	事故等の区分	県名	事務所名	発生日月	判明年月日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	判明契機
125	国民年金保険料免除理由該当届の処理誤りについて	確認・決定誤り	兵庫	須磨	2004年5月19日	2011年12月16日	○お客様が年金請求のため来所され、記録を確認したところ、国民年金保険料免除理由該当届の処理誤りが判明しました。	○お客様より提出いただいた国民年金保険料免除理由該当届を入力処理する際、お客様が障害厚生年金3級の受給者のため不該当とすべきところ、確認不足により、誤って該当処理を行ったことによります。 ○入力時及び決裁においても誤りに気付かなかったことによります。	1名	未徴収	933,620	○国民年金課長がお客様にお詫びの上、法定免除を取消、納付が必要となる旨説明し、了承を得ました。 ○法定免除の取消処理を行いました。	○国民年金課において、今回の事象を説明し、国民年金保険料免除理由該当届を入力処理する際、法定免除の該当要件について確認を徹底するよう周知を行いました。	内部
126	国民年金保険料免除理由該当届の処理誤りについて	確認・決定誤り	宮崎	宮崎	1988年1月23日	2012年2月27日	○お客様より老齢年金請求書が提出され、審査を行ったところ、国民年金保険料免除理由該当届の処理誤りが判明しました。	○お客様より提出いただいた国民年金保険料免除理由該当届を入力処理する際、お客様が障害厚生年金3級の受給者のため不該当とすべきところ、確認不足により、誤って該当処理を行ったことによります。 ○入力時及び決裁においても誤りに気付かなかったことによります。	1名	未徴収	3,171,800	○国民年金課長がお客様にお詫びの上、法定免除を取消、納付が必要となる旨説明し、了承を得ました。 ○法定免除の取消処理を行いました。	○国民年金課において、今回の事象を説明し、国民年金保険料免除理由該当届を入力処理する際、法定免除の該当要件について確認を徹底するよう周知を行いました。	内部
127	滞納処分等の認可前における交付要求について	確認・決定誤り	宮城	仙台北	2012年2月2日	2012年5月15日	○厚生局より、平成24年2月分の滞納処分等実施状況報告において、交付要求の報告漏れがないか確認するよう連絡があり、確認したところ、滞納処分等の認可前に交付要求を行っていることが判明しました。	○交付要求を行う際、事前に認可申請を行い、認可日以降に交付要求すべきところ、認識不足により、誤って認可申請日に交付要求したことによります。	2名	—	0	○担当者が2名のお客様の破産管財人にお詫びの上、誤った交付要求を取消、改めて交付要求書を送付する旨説明し、了承を得ました。 ○破産管財人、地方裁判所及びお客様に対し、交付要求取消通知書及び交付要求書を送付しました。	○国民年金課において、今回の事象を説明し、滞納処分等を行う際は、保険料の督促指定期限及び認可日について複数名で確認を行うよう周知・徹底しました。	外部
128	国民年金保険料の誤還付について	確認・決定誤り	千葉	船橋	2002年3月16日	2011年6月28日	○お客様より、ねんきん特別便を確認したところ、平成13年3月分から平成14年2月分までが未納となっているとの問合せがあり、確認したところ、国民年金保険料の誤還付が判明しました。	○国民年金保険料資格取得申出書を入力処理するために、60歳到達による資格喪失年月日を入力処理する際、平成14年3月で入力すべきところ、誤って、平成13年3月と入力したことによります。 ○決裁においても誤りに気付かなかったことが原因です。	1名	誤還付	159,600	○担当者がお客様にお詫びの上、還付した保険料の返納について説明し、了承を得ました。 ○返納金の納入を確認し、資格記録及び納付記録の補正処理を行いました。	○国民年金課において、今回の事象を説明し、年齢要件が伴う資格関係届書の入力時及び入力処理後のダブルチェックにおいては、年齢早見表を用いて入力内容を確認するよう周知・徹底しました。	外部
129	国民年金保険料免除申請書の処理時における口座振替記録の補正誤りについて	確認・決定誤り	埼玉	事務センター	2012年4月11日	2012年4月16日	○担当者が、免除申請書等の入力後の口座振替情報を確認したところ、国民年金保険料免除申請書の処理時における口座振替記録の補正誤りが判明しました。	○免除申請書を入力処理する際、エラーとなったため、口座振替記録を訂正した上で免除申請書の再入力処理を行ったが、口座振替記録を元に戻すことを失念したことによります。	1名	—	0	○担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ○機構本部に取扱いを協議し、口座振替による1年前納額を領収可能との回答があり、現金領収し、了承を得ました。 ○納付記録の補正処理を行いました。	○国民年金課グループにおいて、今回の事象を説明し、申請書等の処理時にエラーが発生した際の原因究明及び処理方法の徹底について周知を行いました。	内部

整理番号	件名	事故等の区分	県名	事務所名	発生日月	判明年月日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	判明契機
130	国民年金保険料の誤還付について	確認・決定誤り	東京	立川	2009年11月18日	2012年1月23日	○お客様の配偶者より、還付請求書が送付されたが、還付するのではなく年金額に反映してほしいとの問合せがあり、確認したところ、国民年金保険料の誤還付が判明しました。	○お客様の厚生年金記録と国民年金納付済記録が重複したため、国民年金記録の補正処理を行う際、お客様が特例納付(昭和44年改正法附則第13条)により国民年金保険料を納付していたため、2年を経過した特例対象期間の未納月についても充当すべきところ、認識不足により、2年以内の未納月のみ充当し、還付処理を行ったことによります。	1名	—	0	○担当者がお客様の配偶者にお詫びの上、還付請求書を返送していただくよう説明し、了承を得ました。 ○納付記録の補正処理を行いました。	○国民年金課において、今回の事象を説明し、特例納付制度の事務処理について改めて周知・徹底を行いました。	外部
131	国民年金保険料納付書の誤送付について	確認・決定誤り	福岡	西福岡	2012年1月26日	2012年5月17日	○A様より、B様の国民年金保険料納付書で納付してしまったとの問合せがあり、確認したところ、国民年金保険料納付書の誤送付が判明しました。	○納付書作成処理票によりA様の国民年金保険料納付書を作成する際、処理票の確認不足により、B様の納付書を作成し交付してしまったことによります。 ○封入・封緘時のダブルチェックを怠ったことが原因です。	2名	過徴収	15,020	○国民年金課長がA様にお詫びの上説明し了承を得ました。誤って送付したB様の領収書を回収しました。 ○国民年金課長がB様にお詫びの上説明し了承を得ました。 ○機構本部に取扱いを協議し、B様の納付記録を取消し、A様の納付記録に追加する旨の回答があり、納付記録の補正処理を行いました。	○国民年金課において、今回の事象を説明し、納付書作成処理票を入力する際には、納付書の納付期間、氏名等の確認を徹底するよう周知を行いました。	外部
132	国民年金保険料免除理由該当届の受理漏れについて	確認・決定誤り	埼玉	春日部	1999年4月頃	2011年5月10日	○お客様より、国民年金保険料を全額還付してほしいとの問合せがあり、確認したところ、国民年金保険料免除理由該当届の受理漏れが判明しました。	○国民年金第1号被保険者種別変更届を受付た際、障害基礎年金受給権者であることを確認の上、国民年金保険料免除理由該当届を受理すべきところ、確認不足により、失念したことが原因です。	1名	過徴収	438,900	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○国民年金保険料免除理由該当届を受理し、入力処理を行いました。 ○還付請求書を受理し、入力処理を行いました。	○国民年金課において、今回の事象を説明し、障害基礎年金受給に係る国民年金保険料免除理由該当届の提出について、確認漏れがないよう周知・徹底を行ないました。	外部
133	国民年金保険料法定免除者に対する追納勧奨について	確認・決定誤り	秋田	秋田	2010年9月27日	2012年2月7日	○お客様の父親より、障害年金と老齢年金の併給の可否について問合せがあり、年金記録等を確認したところ、国民年金保険料法定免除者に対し追納勧奨を行っていたことが判明しました。	○お客様より追納の申込みについて問合せがあった際、障害年金受給の有無を確認すべきところ、失念したことによります。	1名	過徴収	451,140	○担当者がお客様の父親にお詫びの上説明しました。 ○機構本部に取扱いを協議し、納付された追納保険料については還付可能との回答があり、改めてお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○還付請求書を受理し、入力処理を行いました。	○国民年金課において、今回の事象を説明し、追納申込の問合せを受けた際は、必ず障害年金受給の有無と永続認定か有期固定かの確認を徹底することを周知しました。	外部
134	国民年金保険料納付書の作成誤りについて	確認・決定誤り	群馬	高崎	2012年4月19日	2012年9月11日	○市役所より、お客様の納付記録について照会があり、確認したところ、国民年金保険料納付書の作成誤りが判明しました。	○お客様より1年前納付書の作成依頼があった際、付加を含む前納付書を作成すべきところ、誤って定額保険料前納付書を作成し送付してしまったことによります。 ○入力時及び決裁時においても誤りに気付かなかったことによります。	1名	—	0	○国民年金課長がお客様にお詫びの上説明しました。 ○機構本部に取扱いを協議し、付加保険料額を領収可能との回答があり、現金領収し、了承を得ました。 ○納付記録の補正処理を行いました。	○国民年金課において、今回の事象を説明し、依頼内容の確認及び入力内容の複数名によるチェックの徹底について、再度周知を行いました。	外部

整理番号	件名	事故等の区分	県名	事務所名	発生日月	判明年月日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	判明契機
135	国民年金付加保険料納付申出書の確認誤りについて	確認・決定誤り	滋賀	草津	2011年4月4日	2012年6月25日	○お客様より、付加保険料の納付状況について問合せがあり、確認したところ、国民年金付加保険料納付申出書の確認誤りが判明しました。	○お客様より、任意加入申出書を受付た際、付加保険料の申出について十分に確認せずに、付加保険料の申出はないものとして処理を進めたことによります。	1名	—	0	○担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ○機構本部に取扱いを協議し、付加保険料を領収可能との回答があり、現金領収し、了承を得ました。 ○納付記録の補正処理を行いました。	○国民年金課において、今回の事象を説明し、お客様に確認した内容については届書等に事蹟を記載の上、担当者印を押印することを周知・徹底しました。	外部
136	国民年金保険料納付書の作成漏れについて	確認・決定誤り	大阪	守口	2012年2月10日	2012年8月20日	○お客様より、納付書が届かないとの問合せがあり、確認したところ、国民年金保険料納付書の作成漏れが判明しました。	○資格取得届及び付加保険料納付申出書を入力処理する際、定時納付書作成スケジュールの期限を超過していたため、納付書を手作業により作成し送付すべきところ、確認不足により失念したことによります。	1名	—	0	○担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ○機構本部に取扱いを協議し、付加を含む定額保険料額を領収可能との回答があり、現金領収し、了承を得ました。 ○納付記録の補正処理を行いました。	○国民年金課において、今回の事象を説明し、定時納付書の作成スケジュールの期限経過後入力処理を行う際は、次年度分の納付書作成の要否を必ず確認するよう周知・徹底しました。	外部
137	国民年金付加保険料の誤還付について	確認・決定誤り	栃木	事務センター	2012年4月25日	2012年9月19日	○年金事務所より、お客様からねんきん定期便が届いたが付加保険料の納付記録が反映されていないとの問合せがあり、確認したところ、国民年金付加保険料の誤還付が判明しました。	○お客様が定額保険料の口座振替日以前に付加保険料を納付した場合、口座振替による定額保険料の納付を確認した上で、現金納付された付加保険料を収納すべきところ、確認不足により、先に納付された付加保険料を誤って還付したことによります。	1名	誤還付	4,710	○国民年金グループ長がお客様にお詫びの上、誤って還付した付加保険料を返納していただく旨説明し、了承を得ました。 ○返納金の納入告知書を送付し、後日納付の確認を行いました。 ○納付記録の補正処理及び訂正後のねんきん定期便の再発行処理を行いました。	○国民年金グループにおいて、今回の事象を説明し、過誤納処理に係る審査確認の徹底について改めて周知・徹底を行いました。	外部
138	国民年金保険料口座振替の確認誤りについて	確認・決定誤り	大阪	堺東	2012年4月23日	2012年7月3日	○お客様の配偶者より、平成24年5月分の国民年金保険料が重複納付となっているとの問合せがあり、確認したところ、国民年金保険料口座振替の確認誤りが判明しました。	○国民年金保険料口座振替の早割に係る初回振替月について説明を行う際、平成24年5月分より振替が開始されることを説明すべきところ、確認不足により、平成24年6月分より振替が開始されるため、平成24年5月分については納付書で納付するよう誤った説明を行ったことによります。	1名	過徴収	15,380	○副所長及び国民年金課長がお客様にお詫びの上、保険料を還付する旨説明し、了承を得ました。 ○還付請求書を受理し、入力処理を行いました。	○国民年金課において、今回の事象を説明し、早割希望に係る口座振替納付申出書の入力処理を行う際、初回振替については前月分と当月分の保険料が振替される旨説明を漏らさないよう確認の徹底を周知しました。	外部

整理番号	件名	事故等の区分	県名	事務所名	発生日月	判明年月日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	判明契機
139	国民年金保険料クレジットカード納付振替不能者に対する調査遅延について	確認・決定誤り	大阪	天王寺	2012年 3月2日	2012年 7月3日	○担当者がクレジットカード納付が振替不能となったお客様に今後の納付方法を確認したところ、国民年金保険料クレジットカード納付振替不能者に対する調査遅延が判明しました。	○クレジットカード状況一覧表を配信取得した際、速やかにお客様に振替不能の理由及び今後の納付意思について確認すべきところ、認識不足により、対応が遅延したため、半年前納の機会を失ったものです。	1名	—	0	○担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ○機構本部に取扱いを協議し、クレジットカードによる半年前納額を振替可能との回答があり、改めてお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○納付記録の補正処理を行いました。	○国民年金課において、今回の事象を説明し、配信リストの処理状況の確認について周知・徹底を行いました。	内部
140	国民年金保険料免除理由該当届の受理漏れについて	確認・決定誤り	東京	港	2007年 12月4日	2012年 8月16日	○事務センターより、老齢基礎年金請求書の返戻があり、確認したところ、国民年金保険料免除理由該当届の受理漏れが判明しました。	○お客様が障害基礎年金受給者であったため、国民年金保険料免除理由該当届を受理すべきところ、確認不足により、失念したことによります。	1名	過徴収	3,328,350	○担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ○機構本部に取扱いを協議し、納付済の保険料については還付する旨の回答があり、改めてお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○国民年金保険料免除理由該当届の入力処理を行い、還付請求書を送付しました。 ○還付請求書を受け、入力処理を行いました。	○国民年金課において、今回の事象を説明し、障害基礎年金受給に係る国民年金保険料免除理由該当届の提出について、確認漏れがないよう周知・徹底を行ないました。	内部
141	後納申込時における合算対象期間の確認誤りについて	確認・決定誤り	大阪	難波	2012年 9月12日	2012年 10月16日	○事務センターより、脱退手当金対象期間におけるカラ期間の計算が誤っているとの連絡があり、確認したところ、後納申込時における合算対象期間の確認誤りが判明しました。	○お客様が後納の申込みのために来所し、受給要件について説明を行った際、脱退手当金の支給日が昭和61年4月1日以降の場合はカラ期間として計算できない旨説明すべきところ、認識不足により、カラ期間として計算できる旨誤った説明を行ったことによります。 ○事前審査及び入力後の決裁においても誤りに気付かなかったことが原因です。	1名	—	0	○担当者がお客様にお詫びの上説明しましたところ、了承を得ました。 ○お客様より、後納及び任意加入の取り下げ依頼を受け、届書等を返戻しました。	○国民年金課において、今回の事象を説明し、脱退手当金対象期間に係るカラ期間の取扱いについて、改めて周知・徹底しました。	内部
142	国民年金第3号被保険者届の処理誤りについて	確認・決定誤り	福岡	事務センター	2009年 11月11日	2012年 9月25日	○年金事務所より、お客様の資格記録について確認の連絡があり、確認したところ、国民年金第3号被保険者届の処理誤りが判明しました。	○本来処理不要とすべき国民年金第3号被保険者の喪失届を、確認不足により入力処理を行ったことにより、誤ってお客様の国民年金第1号被保険者期間を資格喪失させてしまい、免除申請を行うことができなかったものです。 ○ダブルチェックにおいても誤りに気付かなかったことによります。	1名	—	0	○担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ○機構本部に取扱いを協議し、事務処理誤りがあったとしても、厚生労働省告示で定めた期間外に免除等申請書が提出された場合は、却下処分を行うことになるとの回答があり、お客様に改めてお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○資格記録の補正処理を行い、被保険者記録回答票を送付しました。	○国民年金グループにおいて、今回の事象を説明し、入力時及び入力後のチェック時において十分な確認を行うよう周知・徹底を図りました。	内部

整理番号	件名	事故等の区分	県名	事務所名	発生日月	判明年月日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	判明契機
143	国民年金保険料納付書の作成誤りについて	確認・決定誤り	福岡	西福岡	2012年5月22日	2012年6月6日	○委託業者より、お客様から国民年金保険料が二重払いとなっているとの問合せがあったとの連絡があり、確認したところ、国民年金保険料納付書の作成誤りが判明しました。	○口座振替による1年前納が残高不足で振替できなかったお客様に前納納付書を作成し交付する際、4月分については口座から引落としとなるため、5月分以降の前納納付書を作成し交付すべきところ、認識不足により、4月分の定額納付書及び5月分の前納納付書を作成し交付したため、4月分の保険料が重複納付となったものです。	1名	過徴収	14,980	○国民年金課長がお客様にお詫びの上、保険料を還付する旨説明し、了承を得ました。 ○お客様に還付請求書を送付しました。 ○その後、お客様から還付請求書の提出はありませんが、引き続き文書による提出勧奨を行うことにより対応することとしました。	○国民年金課において、今回の事象を説明し、納付書作成時における確認の徹底について改めて周知を行いました。	外部
144	国民年金保険料の誤還付について	確認・決定誤り	栃木	宇都宮東	2009年2月5日	2012年8月31日	○お客様より、保険料を納付したにもかかわらず未加入期間となっているとの問合せがあり、確認したところ、国民年金保険料の誤還付が判明しました。	○国民年金第3号特例届の審査時に、第3号被保険者から第1号被保険者に資格補正処理すべきところ、配偶者の被用者年金加入記録の確認不足により、未加入期間としたことによります。 ○入力時及び決裁においても誤りに気付かなかったことが原因です。	1名	誤還付	39,900	○国民年金課長がお客様にお詫びの上、保険料を返納していただく旨説明し、了承を得ました。 ○資格記録及び納付記録の補正処理を行い、返納金納入告知書を送付しました。	○国民年金課において、今回の事象を説明し、記録補正の際には慎重に確認を行った上で処理すること及び決裁においても再確認を徹底することを周知しました。	外部
145	国民年金被保険者資格取得届の受理時における基礎年金番号の確認誤りについて	確認・決定誤り	静岡	清水	2011年7月19日	2011年11月8日	○A様より、納付相談会の案内について問合せがあり、確認したところ、国民年金被保険者資格取得届の受理時における基礎年金番号の確認誤りが判明しました。	○B様の資格取得届を受付た際、確認不足により、誤って同姓同名・同一生年月日のA様の基礎年金番号を記載し、入力処理を行ったことによります。	2名	—	0	○担当者がA様及びB様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○A様及びB様の資格記録の補正処理を行い、誤って送付した郵便物についても回収を行いました。	○国民年金課において、今回の事象を説明し、基礎年金番号の本人確認を行う際には、氏名・住所のみならず、前住所地や年金加入状況等の確認についても徹底するよう周知を行いました。	外部
146	国民年金保険料後納申込書の受付時における受給要件の確認誤りについて	確認・決定誤り	広島	広島東	2012年9月7日	2012年10月30日	○お客様相談室より、後納ではなく時効内の未納期間を納付したほうが受給権発生日が早くなるとの指摘があり、確認したところ、国民年金保険料後納申込書の受付時における受給要件の確認誤りが判明しました。	○お客様より、受給要件について相談を受けた際、受給権発生日を比較した上で、後納制度ではなく時効内の未納期間を納付するよう説明すべきところ、確認不足により、後納制度による納付案内を行ったことによります。	1名	過徴収	27,580	○担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ○機構本部に取扱いを協議し、後納申込を取消、過誤納保険料を未納期間に充当し差額を還付可能との回答があり、改めてお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○資格記録及び納付記録の補正処理を行い、還付請求書を送付しました。 ○還付請求書を受理し、入力処理を行いました。	○国民年金課において、今回の事象を説明し、後納申込書等の受付及び処理を行う際は、受給権発生日等の確認を複数名で行い、入力処理後の決裁においても十分な内容確認を行うよう周知・徹底しました。	内部
147	国民年金保険料免除理由該当届の処理誤りについて	確認・決定誤り	東京	府中	2005年3月22日	2012年7月3日	○お客様より追納の希望があり、記録を確認したところ、国民年金保険料免除理由該当届の処理誤りが判明しました。	○国民年金保険料免除理由該当届を入力処理する際、お客様が障害厚生年金3級の受給者のため不該当とすべきところ、確認不足により、誤って該当処理を行ったことによります。 ○入力時及び決裁においても誤りに気付かなかった	1名	未徴収	907,720	○担当者がお客様にお詫びの上、法定免除を取消、納付が必要となる旨及び後納制度について説明し、了承を得ました。 ○法定免除の取消処理を行いました。	○国民年金課において、今回の事象を説明し、国民年金保険料免除理由該当届を入力処理する際、法定免除の該当要件について確認を徹底するよう周知を行いました。	内部

整理番号	件名	事故等の区分	県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	判明契機
148	後納納付書の納付期限の訂正漏れによる後納保険料の還付について	確認・決定誤り	群馬	高崎	2012年10月24日	2012年11月22日	○事務センターより、後納保険料の過誤納について連絡があり、確認したところ、後納納付書の納付期限の訂正漏れにより、後納保険料を還付していることが判明しました。	○当年度中に65歳に到達し、老齢基礎年金の受給権を満たすお客様に後納納付書を送付する際、納付期限を受給権発生日の前日に訂正し送付すべきところ、失念したことによります。	1名	過徴収	133,580	○国民年金課長がお客様にお詫びの上、保険料の還付について説明し、了承を得ました。 ○還付請求書を受理し、入力処理を行いました。	○国民年金課において、今回の事象を説明し、当年度中に65歳に到達するお客様の後納申込書を受付た際、受給資格要件を確認の上、他の申込書と別に処理を行うこと及びダブルチェックの徹底について周知を行いました。	内部
149	国民年金保険料の誤還付について	確認・決定誤り	東京	青梅	2012年9月10日	2012年10月31日	○担当者が還付請求書の審査を行ったところ、国民年金保険料の誤還付が判明しました。	○厚生年金保険の加入記録が判明したため国民年金資格記録の補正処理を行う際、厚生年金の資格喪失日より国民年金資格記録の追加処理を行うべきところ、失念したため、納付済の保険料を誤って還付したことによります。 ○入力時及び決裁においても誤りに気付かなかったことが原因です。	1名	誤還付	15,100	○担当者がお客様にお詫びの上、保険料を返納していただく旨説明し、了承を得ました。 ○資格記録及び納付記録の補正処理を行い、返納金納入告知書を送付しました。	○国民年金課において、今回の事象を説明し、記録補正の際には慎重に確認を行った上で処理すること及び決裁においても再確認を徹底することを周知しました。	内部
150	国民年金保険料の誤還付について	確認・決定誤り	富山	事務センター	2012年9月18日	2012年10月19日	○担当者が未処理の過誤納者整理票を確認していたところ、国民年金保険料の誤還付が判明しました。	○領収済通知書を誤入力したため、取消後に再入力を行った際、重複した納付記録については取消すべきところ、失念したため、誤って保険料を還付したものです。	1名	誤還付	14,980	○担当者がお客様にお詫びの上、保険料を返納していただく旨説明し、了承を得ました。 ○納付記録の補正処理を行い、返納金納入告知書を送付しました。	○国民年金グループにおいて、今回の事象を説明し、二重納付が原因の過誤納者整理票については出力日に複数名で確認を行うことを周知・徹底しました。	内部
151	国民年金保険料後納対象期間の確認誤りについて	確認・決定誤り	大阪	天王寺	2012年10月3日	2012年11月21日	○お客様のご家族より、後納対象期間について問合せがあり、確認したところ、国民年金保険料後納対象期間の確認誤りが判明しました。	○お客様より、後納対象期間について相談を受けた際、対象期間が2ヵ月あると説明すべきところ、確認不足により1ヵ月と説明を行ったことによります。	1名	—	0	○担当者がお客様にお詫びの上、後納対象期間について説明を行い、後納申込書を交付しました。 ○お客様にお詫びの文書を送付しました。 ○その後、お客様から問合せはありませんが、問合せがあった場合、引き続き対応することとしました。	○国民年金課において、今回の事象を説明し、お客様への対応時に相談内容に関連する記録画面を出力し、相談内容等を簡潔に記入した上で事蹟を登録することを周知・徹底しました。	外部
152	国民年金保険料免除理由該当届の処理誤りについて	確認・決定誤り	徳島	事務センター	2010年9月8日	2012年10月23日	○担当者が老齢年金請求書を審査していた際、障害厚生年金3級の受給者にもかかわらず法定免除に該当しているとの連絡があり、確認したところ、国民年金保険料免除理由該当届の処理誤りが判明しました。	○国民年金保険料免除理由該当届を入力処理する際、お客様が障害厚生年金3級の受給者のため不該当とすべきところ、確認不足により、誤って該当処理を行ったことによります。 ○入力時及び決裁においても誤りに気付かなかった	1名	—	0	○担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ○機構本部に取扱いを協議し、過年度分の免除申請は認められないとの回答があり、改めてお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○法定免除の取消処理を行いました。	○国民年金課グループにおいて、今回の事象を説明し、国民年金保険料免除理由該当届を入力処理する際、法定免除の該当要件について確認を徹底するよう周知を行いました。	内部

整理番号	件名	事故等の区分	県名	事務所名	発生日月	判明日月	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	判明契機
153	国民年金保険料追納申込書の入力誤りについて	確認・決定誤り	長野	松本	2012年9月25日	2012年10月15日	○事務センターより、過誤納記録について連絡があり、確認したところ、国民年金保険料追納申込書の入力誤りが判明しました。	○追納申込書を入力処理する際、追納申込期間を平成14年9月から入力すべきところ、確認不足により、誤って平成14年10月から入力したことによります。 ○決裁においても誤りに気付かなかったことが原因です。	1名	—	0	○国民年金課長がお客様にお詫びの上説明しました。 ○機構本部に取扱いを協議し、平成14年10月分からの追納保険料を平成14年9月分からの訂正可能との回答があり、改めてお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○納付記録の補正処理を行いました。	○国民年金課において、今回の事象を説明し、処理結果リストの複数名による確認の徹底について周知を行いました。	内部
154	国民年金保険料の誤還付について	確認・決定誤り	神奈川	横須賀	2011年5月12日	2011年8月8日	○お客様より、口座振替を行っているが国民年金保険料納付書が届いたとの問合せがあり、確認したところ、国民年金保険料の誤還付が判明しました。	○任意加入中のお客様に新たな年金記録が判明したため、納付記録を追加し、資格喪失予定年月日を訂正する際、納付済の前納保険料を充当した上で差額を還付すべきところ、確認不足により、誤って全額を還付したことによります。 ○入力時及び決裁においても誤りに気付かなかったことが原因です。	1名	誤還付	1,200	○担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ○機構本部に取扱いを協議し、付加を含む口座振替前納額について納付記録の追加処理を行い、返納金については納付書で対応する旨の回答があり、改めてお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○納付記録の補正処理を行い、返納金納入告知書を送付しました。	○国民年金課において、今回の事象を説明し、還付処理も含め決裁における確認の徹底について、周知を行いました。	外部
155	国民年金保険料免除申請書の審査誤りについて	確認・決定誤り	京都	事務センター	2012年5月17日	2012年8月15日	○市役所より、継続免除申請書の承認区分が誤っているとの連絡があり、確認したところ、国民年金保険料免除申請書の審査誤りが判明しました。	○免除申請書の審査を行なう際、備考欄に世帯変更の記載があり、世帯変更後の期間については全額免除で承認すべきところ、確認を漏らしたことにより、全期間を納付猶予で承認したことによります。	1名	—	0	○担当者がお客様にお詫びの文書を送付しました。 ○免除申請書の補正処理を行いました。 ○その後、お客様から問合せはありませんが、問合せがあった場合、引き続き対応することとしました。	○国民年金グループにおいて、今回の事象を説明し、審査を行う際及び入力後の内容確認を徹底するよう周知しました。	外部
156	国民年金保険料後納申込書の審査誤りについて	確認・決定誤り	大阪	天王寺	2012年11月28日	2012年12月10日	○お客様より、後納保険料の納付相談があり、確認したところ、国民年金保険料後納申込書の審査誤りが判明しました。	○後納申込書を審査する際、お客様が中高齢の特例により受給権を満たしていたため、不承認とすべきところ、確認不足により、誤って承認処理を行い納付書を送付したものです。 ○決裁においても誤りに気付かなかったことが原因です。	1名	—	0	○国民年金課長がお客様にお詫びの上説明しました。 ○お詫びの文書及び不承認通知書を交付し、了承を得ました。	○国民年金課において、今回の事象を説明し、後納申込書等の受付及び処理の際は、複数名で確認を行い、入力処理後の決裁においても十分な確認を行うことを周知・徹底しました。	外部
157	国民年金保険料の誤還付について	確認・決定誤り	福岡	西福岡	2008年10月2日	2012年10月29日	○お客様が年金相談に来所され、記録を確認したところ、国民年金保険料の誤還付が判明しました。	○厚生年金保険の加入記録が判明したため国民年金資格記録の補正処理を行う際、厚生年金の資格喪失日より国民年金資格記録の追加処理を行うべきところ、失念したため、納付済の保険料を誤って還付したことによります。 ○入力時及び決裁においても誤りに気付かなかったことが原因です。	1名	誤還付	40,050	○担当者がお客様にお詫びの上、保険料を返納していただく旨説明し、了承を得ました。 ○資格記録及び納付記録の補正処理を行い、返納金納入告知書を送付しました。	○国民年金課において、今回の事象を説明し、記録補正の際には慎重に確認を行った上で処理すること及び決裁においても再確認を徹底することを周知しました。	内部

整理番号	件名	事故等の区分	県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	判明契機
158	国民年金保険料の納付勧奨時における受給資格期間の確認誤りについて	確認・決定誤り	岐阜	美濃加茂	2003年9月頃	2012年5月29日	〇お客様が年金請求のため来所され、記録を確認したところ、国民年金保険料の納付勧奨時における受給資格期間の確認誤りが判明しました。	〇担当者が戸別訪問により納付勧奨を行った際、合算対象期間の計算を誤ったため、65歳まで任意加入しなければ受給権を満たさない旨説明すべきところ、60歳まで納付することで受給権を満たすと誤った説明を行ったことによります。	1名	—	0	〇担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 〇機構本部に取扱いを協議し、60歳に遡って任意加入を認めることはできないとの回答があり、改めてお詫びの上、任意加入等の説明を行ったところ、了承を得ました。 〇任意加入申出書を受理しました。	〇国民年金課において、今回の事象を説明し、納付勧奨時における受給資格要件の確認の徹底について改めて周知を行いました。	内部
159	国民年金保険料免除理由該当届の処理誤りについて	確認・決定誤り	東京	青梅	1990年6月29日	2012年12月17日	〇事務センターより、老齢年金請求書が返戻され、確認したところ、国民年金保険料免除理由該当届の処理誤りが判明しました。	〇国民年金保険料免除理由該当届を入力処理する際、お客様が障害厚生年金3級の受給者のため不該当とすべきところ、確認不足により、誤って該当処理を行ったことによります。 〇入力時及び決裁においても誤りに気付かなかった	1名	—	0	〇国民年金課長がお客様にお詫びの上、法定免除を取消、納付が必要となる旨説明し、了承を得ました。 〇法定免除の取消処理を行いました。	〇国民年金課において、今回の事象を説明し、国民年金保険料免除理由該当届を入力処理する際、法定免除の該当要件について確認を徹底するよう周知を行いました。	内部
160	国民年金保険料後納申込書の受付時における受給要件の確認誤りについて	確認・決定誤り	京都	京都南	2012年10月30日	2012年10月30日	〇お客様より、年金請求について問合せがあり、確認したところ、国民年金保険料後納申込書の受付時における受給要件の確認誤りが判明しました。	〇後納申込書を受付た際、41か月の後納により受給要件を満たすと説明すべきところ、年度末までの任意加入期間の6ヵ月分と後納による35ヵ月分を納付するよう説明を行ったため、受給権発生日が遅くなったものです。	1名	過徴収	2,040	〇国民年金課長がお客様にお詫びの上説明しました。 〇機構本部に取扱いを協議し、任意加入期間の納付記録を後納期間の納付記録に訂正し、差額を還付可能との回答があり、改めてお詫びの上説明し、了承を得ました。 〇納付記録の補正処理を行い、還付請求書を送付しました。 〇還付請求書を受理し、入力処理を行いました。	〇国民年金課において、今回の事象を説明し、後納申込書等の受付及び処理を行う際は、複数名で確認を行い、入力処理後の決裁において十分な内容確認を行うよう周知・徹底しました。	内部
161	国民年金第1号被保険者種別変更処理漏れによる誤還付について	確認・決定誤り	北海道	事務センター	2009年10月8日	2012年9月28日	〇年金事務所より、第3号被保険者記録の不備について確認したところ、国民年金第1号被保険者種別変更処理漏れによる誤還付が判明しました。	〇事務センターにおいて、第3号不備記録を補正処理する際、第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更処理を失念したことにより、国民年金保険料を誤還付したものです。	1名	誤還付	43,980	〇国民年金課長がお客様にお詫びの上、保険料の返納について説明し、了承を得ました。 〇資格記録及び納付記録の補正処理を行い、返納金納入告知書を送付しました。	〇国民年金グループにおいて、今回の事象を説明し、記録補正の際には慎重に確認を行った上で処理すること及び決裁においても再確認を徹底することを周知しました。	内部
162	国民年金保険料資格取得届の受付時における前納の確認誤りについて	確認・決定誤り	京都	京都南	2012年4月4日	2012年5月16日	〇お客様より、国民年金保険料納付書が送付されてきたが、前納納付書が11ヵ月分となっているとの問合せがあり、確認したところ、国民年金保険料資格取得届の受付時における前納制度の確認誤りが判明しました。	〇資格取得届を受付る際、1年前納希望の有無を確認の上、速やかに前納納付書を送付すべきところ、確認を漏らしたため、1年前納納付書の作成及び送付が間に合わなかったものです。	1名	過徴収	530	〇国民年金課長がお客様にお詫びの上説明しました。 〇機構本部に取扱いを協議し、既に納付済の保険料額と1年前納額の差額を還付可能との回答があり、改めてお詫びの上説明し、了承を得ました。 〇資格記録及び納付記録の補正処理を行い、還付請求書を送付しました。 〇還付請求書を受理し、入力処理を行いました。	〇国民年金課において、今回の事象を説明し、お客様への対応時に相談内容に関連する記録画面を出し、相談内容等を簡潔に記入した上で事蹟を登録することを周知・徹底しました。	外部

整理番号	件名	事故等の区分	県名	事務所名	発生日月	判明日月	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	判明契機
163	国民年金保険料後納申込書の受付時における受給要件の確認誤りについて	確認・決定誤り	京都	京都南	2012年12月19日	2013年1月7日	○お客様より年金請求書を受付の際、確認したところ、国民年金保険料後納申込書の受付時における受給要件の確認誤りが判明しました。	○後納申込書を受付た際、113カ月の納付で受給要件を満たすと説明すべきところ、記録確認を怠ったことにより、95カ月の納付が必要である旨誤った説明を行ったものです。	1名	—	0	○国民年金課長がお客様にお詫びの上、今後の納付が必要である旨説明し、了承を得ました。 ○後納申込書及び任意加入申出書を入力処理し、納付書を送付しました。	○国民年金課において、今回の事象を説明し、後納申込書等の受付及び処理を行う際は、複数名で確認を行い、入力処理後の決裁においても十分な内容確認を行うよう周知・徹底しました。	内部
164	国民年金法定免除に係る該当年月日の確認誤りについて	確認・決定誤り	東京	大田	2006年6月26日	2012年12月14日	○お客様の住所を管轄する年金事務所より、市役所から法定免除の始期について問合せがあったとの連絡があり、確認したところ、国民年金法定免除に係る該当年月日の確認誤りが判明しました。	○国民年金保険料免除理由該当届を入力処理する際、障害基礎年金の受給権発生年月日である平成18年1月を該当年月日とすべきところ、障害厚生年金の受給権発生年月日である平成7年12月を該当年月日として処理したことにより、 ○入力時及び決裁においても誤りに気付かなかったことが原因です。	1名	—	0	○担当者がお客様の母親にお詫びの上、今後の納付が必要である旨説明し、了承を得ました。 ○法定免除記録の訂正処理を行いました。	○国民年金課において、今回の事象を説明し、国民年金保険料免除理由該当届を入力処理する際、法定免除の該当要件について確認を徹底するよう周知を行いました。	外部
165	国民年金保険料後納申込書の受付時における受給要件の確認誤りについて	確認・決定誤り	兵庫	明石	2012年10月1日	2012年10月30日	○事務センターより、老齢年金請求書の返戻があり、確認したところ、国民年金保険料後納申込書の受付時における受給要件の確認誤りが判明しました。	○後納申込書を受付た際、2カ月の納付で受給要件を満たすと説明すべきところ、資格記録に反映されていない36カ月分の国民年金納付記録を見落とししたことにより、38カ月の納付が必要であると誤った説明を行ったものです。	1名	過徴収	527,000	○担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ○機構本部に取扱いを協議し、後納保険料を還付可能との回答があり、改めてお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○還付請求書を受理し、入力処理を行いました。	○国民年金課において、今回の事象を説明し、後納申込書等の受付及び処理の際は、複数名で確認を行い、入力処理後の決裁においても十分な内容確認を行うことを周知・徹底しました。	内部
166	国民年金保険料後納申込書の受付時における受給要件の確認誤りについて	確認・決定誤り	大阪	大手前	2012年8月28日	2012年12月4日	○担当者が受付書類を確認したところ、国民年金保険料後納申込書の受付時における受給要件の確認誤りが判明しました。	○後納制度に関する相談を受けた際、合算対象期間とならない脱退手当金支給済期間を含め、後納保険料を納付することにより10年短縮年金の受給要件を満たすと誤った説明を行ったものです。	1名	過徴収	44,820	○国民年金課長がお客様にお詫びの上説明しました。 ○機構本部に取扱いを協議し、後納保険料を還付可能との回答があり、改めてお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○還付請求書を受理し、入力処理を行いました。	○国民年金課において、今回の事象を説明し、後納申込書等の受付及び処理を行う際は、複数名で確認を行い、入力処理後の決裁においても十分な内容確認を行うよう周知・徹底しました。	内部

整理番号	件名	事故等の区分	県名	事務所名	発生日月	判明日月	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	判明契機
167	国民年金保険料口座振替納付申出書の確認漏れについて	確認・決定誤り	北海道	旭川	2011年12月2日	2012年5月25日	○口座振替不能調査一覧表を確認したところ、国民年金保険料口座振替納付申出書の確認漏れが判明しました。	○口座振替納付申出書を審査する際、金融機関の確認印が漏れていたにもかかわらず、確認不足により、そのまま処理を行ったものです。 ○入力後のチェックにおいても誤りに気付かなかったことが原因です。	1名	—	0	○担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ○機構本部に取扱いを協議し、口座振替による1年前納額を領収可能との回答があり、現金領収し、了承を得ました。 ○納付記録の補正処理及び口座振替納付申出書の入力処理を行いました。	○国民年金課において、今回の事象を説明し、確認作業の徹底について改めて周知を行いました。	内部
168	国民年金保険料免除申請書の審査誤りについて	確認・決定誤り	愛知	事務センター	2012年8月11日	2012年8月13日	○お客様より、免除の承認区分について問合せがあり、確認したところ、国民年金保険料免除申請書の審査誤りが判明しました。	○半額免除のみ希望したお客様の免除申請書を審査する際、誤って全額免除等についても審査を行ったため、全額免除として承認したものです。 ○入力後のチェックにおいても誤りに気付かなかったことが原因です。	1名	—	0	○国民年金グループ長がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○免除記録の補正処理を行いました。	○国民年金グループにおいて、今回の事象を説明し、審査を行う際及び入力後の内容確認を徹底するよう周知しました。	外部
169	国民年金保険料免除理由該当届の処理誤りについて	確認・決定誤り	愛知	事務センター	2012年9月27日	2012年11月28日	○担当者が処理済書類の確認を行ったところ、国民年金保険料免除理由該当届の処理誤りが判明しました。	○国民年金保険料免除理由該当届を入力処理する際、届書の備考に記載されていた「昭和52年3月より旧法障害年金の受給権発生」を確認の上、法定免除の該当処理を行うべきところ、認識不足により、遡って該当処理を行い、任意加入期間の保険料を誤還付したものです。	1名	誤還付	2,800	○担当者がお客様にお詫びの上、保険料の返納について説明し、了承を得ました。 ○法定免除記録及び納付記録の補正処理を行い、返納金納入告知書を送付しました。	○国民年金グループにおいて、今回の事象を説明し、遡及して法定免除の該当処理を行う際、障害年金の種類及び受給権発生日の確認を徹底するよう周知しました。	内部
170	国民年金保険料の誤還付について	確認・決定誤り	愛知	熱田	2010年5月19日	2012年11月22日	○お客様より、後納制度について問合せがあり、年金記録を確認したところ、国民年金保険料の誤還付が判明しました。	○任意加入時に、婚姻期間の確認を怠り、婚姻前の国民年金保険料納付済期間を合算対象期間として還付したことによります。	1名	誤還付	10,650	○担当者がお客様にお詫びの上、保険料を返納していただく旨説明し、了承を得ました。 ○資格記録及び納付記録の補正処理を行い、返納金納入告知書を送付しました。	○国民年金課において、今回の事象を説明し、任意加入時の審査の徹底について周知を行いました。	内部
171	国民年金保険料の誤還付について	確認・決定誤り	愛知	事務センター	2012年5月2日	2012年11月8日	○お客様より、同日に1年前納付書及び半年前納付書を使用し、重複納付したが、半年前納が反映され、1年前納が還付となったとの問合せがあり、確認したところ、国民年金保険料の誤還付が判明しました。	○過誤納記録の審査を行う際、半年前納の収納が先に確認できたため、同日に収納した1年前納額による還付請求書を送付したことによります。 ○還付請求書の入力時においても誤りに気付かなかったことが原因です。	1名	誤還付	176,570	○担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ○機構本部に取扱いを協議し、1年前納額と半年前納額との差額を領収可能との回答があり、現金領収し、了承を得ました。 ○納付記録の補正処理を行いました。	○国民年金グループにおいて、今回の事象を説明し、適正な還付処理を行うよう周知・徹底を行いました。	外部

整理番号	件名	事故等の区分	県名	事務所名	発生日月	判明日月	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	判明契機
172	国民年金保険料後納申込書の受付時における受給要件の確認誤りについて	確認・決定誤り	神奈川県	高津	2012年8月24日	2012年10月22日	○お客様より、年金請求書を受付た際、記録を確認したところ、国民年金保険料後納申込書の受付時における受給要件の確認誤りが判明しました。	○後納申込書を受付た際、既に受給資格を満たしていたにもかかわらず、厚生年金納付記録を見落としたことにより、後納保険料の納付が可能であると誤った説明を行ったものです。	1名	過徴収	232,710	○担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ○機構本部に取扱いを協議し、後納保険料を還付可能との回答があり、改めてお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○資格記録及び納付記録の補正処理を行い、還付請求書を送付しました。 ○還付請求書を受理し、入力処理を行いました。	○国民年金課において、今回の事象を説明し、後納申込書等の受付及び処理を行う際は、複数名で確認を行い、入力処理後の決裁においても十分な内容確認を行うよう周知・徹底しました。	内部
173	国民年金保険料クレジットカード納付に係る立替不能理由の確認漏れについて	確認・決定誤り	神奈川県	横浜西	2012年5月頃	2012年6月18日	○担当者が、クレジットカードによる1年前納が立替不能となったお客様に再振替の希望を確認したところ、国民年金保険料クレジットカード納付に係る立替不能理由の確認を漏らしていたことが判明しました。	○担当者が、クレジットカードによる1年前納が立替不能となったお客様に再振替の希望を確認する際、まず立替不能となった理由を確認の上、再振替事由に該当しない旨説明すべきところ、失念したため、納付書による付加を含む前納保険料を納付する機会を失ったものです。	1名	—	0	○担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ○機構本部に取扱いを協議し、平成24年4月分付加保険料及び平成24年5月分から平成25年3月分までの付加を含む前納保険料額を領収可能との回答があり、現金領収し、了承を得ました。 ○クレジットカード記録及び納付記録の補正処理を行いました。	○国民年金課において、今回の事象を説明し、クレジットカード納付が立替不能となった場合の対応について周知・徹底を行いました。	内部
174	国民年金保険料後納申込書の受付時における受給要件の確認誤りについて	確認・決定誤り	北海道	室蘭	2012年9月24日	2013年2月6日	○担当者が、後納申込書を確認したところ、国民年金保険料後納申込書の受付時における受給要件の確認誤りが判明しました。	○65歳まで任意加入を行っていたお客様より、後納制度について相談を受けた際、受給権発生日月を比較した上で、後納制度ではなく、65歳以降の特例任意加入未納期間を納付するよう説明すべきところ、確認不足により、後納制度による納付案内を行ったことによります。	1名	その他	862,148	○担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ○機構本部に取扱いを協議し、既に納付された後納保険料を還付し、時効内の未納保険料について納付可能との回答があり、改めてお詫びの上、説明し、了承を得ました。 ○後納保険料を還付処理及び未納保険料の納付を確認しました。	○国民年金課において、今回の事象を説明し、後納申込書等の受付及び処理を行う際は、受給権発生日月日等の確認を複数名で行い、入力処理後の決裁においても十分な内容確認を行うよう周知・徹底しました。	内部
175	国民年金保険料クレジットカード納付に係る居所不明者登録について	確認・決定誤り	愛知県	笠寺	2012年3月22日	2012年5月14日	○お客様より、国民年金保険料クレジットカード納付額通知書は届いているが、カード会社から国民年金保険料の請求がないとの問合せがあり、確認したところ、クレジットカード納付しているにもかかわらず居所不明者として登録したことが判明しました。	○住民票の異動手続きを行わずに居所を変更しているお客様について、現地調査の上居所不明者の決定処理を行った際、確認不足により、クレジットカード納付されていることに気付かなかったものです。	1名	—	0	○国民年金課長がお客様にお詫びの上説明しました。 ○機構本部に取扱いを協議し、クレジットカードによる立替納付が可能との回答があり、改めてお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○納付記録の補正処理を行いました。	○国民年金課において、今回の事象を説明し、居所不明者の決定処理を行う際は、口座振替及びクレジットカード納付の登録状況の確認を徹底するよう周知しました。	外部
176	国民年金保険料後納納付書の重複送付について	確認・決定誤り	和歌山県	和歌山東	2012年12月26日	2013年1月10日	○事務センターより、過誤納発生理由について照会があり、確認したところ、国民年金保険料後納納付書の重複送付が判明しました。	○後納申込書を入力処理する際、納付書作成時にプリンターの不具合から重複処理された同一期間の納付書を送付したものです。 ○封入・封緘時のチェックにおいても誤りに気付かなかったことが原因です。	1名	過徴収	239,260	○国民年金課長がお客様にお詫びの上、保険料の還付について説明し、了承を得ました。 ○還付請求書を受理し、入力処理を行いました。	○国民年金課において、今回の事象を説明し、入力処理及び封入・封緘時のダブルチェックの徹底について周知を行いました。	内部

整理番号	件名	事故等の区分	県名	事務所名	発生日月	判明日月	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	判明契機
177	国民年金保険料口座振替納付申出書の処理誤りについて	確認・決定誤り	大阪	堺東	2012年9月18日	2012年11月7日	○お客様より、口座振替による引落しがされていないとの問合せがあり、確認したところ、国民年金保険料口座振替納付申出書の処理誤りが判明しました。	○口座振替納付申出書を入力する際、お客様に確認することなく口座名義人欄に誤ったふりがなを記載し入力したことによります。	1名	過徴収	550	○担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ○機構本部に取扱いを協議し、口座振替による6か月前納額を領収可能との回答があり、改めてお詫びの上、既に納付済の保険料額との差額を還付する旨説明し、了承を得ました。 ○納付記録及び口座記録の補正処理を行いました。 ○還付請求書を受理し、入力処理を行いました。	○国民年金課において、今回の事象を説明し、届書等に記載不備がある場合は、返戻又はお客様に確認を行った上で入力処理を行うよう周知・徹底しました。	外部
178	国民年金保険料前納納付書の作成漏れについて	未処理・処理遅延	岐阜	多治見	2012年5月30日	2012年6月6日	○お客様の母親より、前納納付書が届かないとの問合せがあり、確認したところ、国民年金保険料前納納付書の作成漏れが判明しました。	○20歳到達したお客様より、前納納付書の作成依頼があった場合、20歳到達日以降に前納納付書を作成し送付すべきところ、確認不足により失念したことによります。	1名	過徴収	530	○国民年金課長がお客様にお詫びの上説明しました。 ○機構本部に取扱いを協議し、既に納付済みの保険料額と前納保険料額との差額について還付可能との回答があり、還付請求書を送付させていただき旨説明し、了承を得ました。 ○還付請求書を送付するも、お客様より提出しない旨の意思表示があったため、時効についての説明を行いました。	○国民年金課において、今回の事象を説明し、前納希望者から提出された資格取得届書に蛍光マーカーで表示することを周知・徹底しました。	外部
179	国民年金保険料口座振替の再開処理漏れについて	未処理・処理遅延	山口	下関	2012年7月31日	2012年9月26日	○市役所より、お客様から国民年金保険料が口座から引落しされていないとの問合せがあり、確認したところ、国民年金保険料口座振替の再開処理漏れが判明しました。	○お客様が納付書で納付を行った平成24年5月分の口座振替について緊急停止を行った後、口座の再開処理を行うべきところ、確認不足により、失念したことによります。 ○口座振替不能一覧表の確認を行った際にも気付かなかったことが原因です。	1名	—	0	○担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ○機構本部に取扱いを協議し、早割保険料額と同額の保険料を領収可能との回答があり、現金領収し、了承を得ました。 ○口座振替の再開処理及び納付記録の補正処理を行いました。	○国民年金課において、今回の事象を説明し、口座振替不能一覧表の名で行った上で口座振替再開処理を行うことを周知・徹底しました。	外部
180	国民年金保険料口座振替納付申出書の処理遅延について	未処理・処理遅延	神奈川	事務センター	2011年9月8日	2012年7月12日	○年金事務所より、事務センターから金融機関に口座確認のため送付した国民年金保険料口座振替納付申出書が処理されているかとの連絡があり、確認したところ、国民年金保険料口座振替納付申出書の処理遅延が判明しました。	○事務センターから金融機関に口座確認のため送付した2名分の国民年金保険料口座振替納付申出書の回答が届いていなかったため、進捗確認を行った上で金融機関へ督促を行うべきところ、進捗管理不足により失念してしましたことによります。	2名	—	0	○担当者が2名のお客様にお詫びの上説明しました。 ○A様においては、機構本部に取扱いを協議し、口座振替による1か月前納相当額を領収可能との回答があり、現金領収し、了承を得ました。 ○B様においては、金融機関の変更を希望されたため、改めて口座振替納付申出書を受理することで了承を得ました。 ○A様の納付記録の補正処理及びB様の口座振替納付申出書の入力処理を行いました。	○国民年金グループにおいて、今回の事象を説明し、金融機関に対して口座振替納付申出書の確認を依頼した際は、1か月を目的に進捗確認を行うことを周知・徹底しました。	内部

整理番号	件名	事故等の区分	県名	事務所名	発生日月	判明日月	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	判明契機
181	国民年金保険料口座振替納付申出書に係る金融機関控の送付漏れについて	未処理・処理遅延	神奈川県	事務センター	2012年2月28日	2012年6月7日	○年金事務所より、1年前納保険料が口座振替されていないとの連絡があり、確認したところ、国民年金保険料口座振替納付申出書に係る金融機関控の送付漏れが判明しました。	○お客様より提出された口座振替納付申出書を入力処理する際、金融機関控をお客様控と誤って認識し、年金事務所控とともに年金事務所に回送したことにより、金融機関においてお客様の口座振替の開始処理がされなかったものです。 ○決裁時においても誤りに気付かなかったことが原因です。	1名	—	0	○担当者がお客様のお詫びの上説明しました。 ○機構本部に取扱いを協議し、口座振替の1年前納の金額で領収可能との回答があり、現金領収し、了承を得ました。 ○納付記録の補正処理を行い、金融機関に口座振替納付申出書の控を送付しました。	○国民年金グループにおいて、今回の事象を説明し、処理後の口座振替納付申出書を事務所へ回送する際には、年金事務所控以外の書類が添付されていないか確認を徹底するよう周知を行いました。	内部
182	国民年金保険料領収済通知書の処理漏れについて	未処理・処理遅延	神奈川県	事務センター	2012年7月25日	2012年10月12日	○お客様より、国民年金保険料を納付したにもかかわらず納付勧奨があったにもかかわらず、確認したところ、国民年金保険料領収済通知書の処理漏れが判明しました。	○金融機関より送付された国民年金保険料領収済通知書が未処理であるにもかかわらず、誤って処理済として保管していたことによります。 ○委託業者が処理を漏らしたこと及び事務センターの担当者がその後のチェックにおいて未処理に気付かなかったことが原因です。	1名	—	0	○担当者がお客様にお詫びの上、後日お詫びの文書及び正しい納付記録を送付する旨説明し、了承を得ました。 ○納付記録の補正処理を行い、お詫びの文書及び正しい納付記録を送付しました。	○委託業者より、再発防止に係る顔末書が提出され、作業工程の見直し及びチェックの徹底について報告を受けました。 ○事務センターにおいて、エラーリスト等の確認の徹底及び受付簿の確認の徹底について周知を行いました。	外部
183	国民年金付加保険料納付書の作成漏れについて	未処理・処理遅延	東京都	練馬	2012年5月31日	2012年7月27日	○お客様より、平成24年度分の国民年金付加保険料納付書が未着であるとの問合せがあり、確認したところ、国民年金付加保険料納付書の作成漏れが判明しました。	○国民年金付加保険料納付申出書の入力を行う際、納付書発行履歴を確認の上、付加保険料納付書を手作業で作成し送付すべきところ、失念したことが原因です。	1名	—	0	○国民年金課長がお客様にお詫びの上説明しました。 ○機構本部に取扱いを協議し、平成24年5月分から平成25年3月分までの前納による付加保険料と同額の保険料を領収可能との回答があり、現金領収し、了承を得ました。 ○納付記録の補正処理を行いました。	○国民年金課において、今回の事象を説明し、帳票入力の際は、納付書発行の有無について十分注意するよう周知・徹底を行いました。	外部
184	国民年金保険料クレジットカード納付辞退申出書の処理漏れについて	未処理・処理遅延	北海道	新さっぽろ	2012年9月11日	2012年9月12日	○担当者が、前日受付分の国民年金保険料クレジットカード納付辞退申出書を確認したところ、国民年金保険料クレジットカード納付辞退申出書の処理漏れが判明しました。	○お客様より、国民年金保険料クレジットカード納付辞退申出書を受付た際、当日が入力締切日であったため、速やかに入力担当者へ引き継ぎを行った上で処理を行うべきところ、失念したことが原因です。	1名	—	0	○担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ○機構本部に取扱いを協議し、クレジットカード会社に対して納付取消依頼を行うと回答があり、改めてお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○クレジットカード納付辞退申出書の入力処理を行い、納付記録の補正処理を行いました。	○国民年金課において、今回の事象を説明し、入力締切日間近の届書等の引き継ぎの徹底について周知・徹底を行いました。	内部
185	国民年金保険料口座振替の再開処理漏れについて	未処理・処理遅延	岐阜県	岐阜南	2011年5月頃	2012年5月2日	○お客様より、口座振替による1年前納額が引落されていないとの問合せがあり、確認したところ、国民年金保険料口座振替の再開処理漏れが判明しました。	○前年度に口座振替の緊急停止を行ったが、その後の再開処理を失念したことによります。	1名	—	0	○担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ○機構本部に取扱いを協議し、口座振替による1年前納額を領収可能との回答があり、現金領収し、了承を得ました。 ○納付記録の補正処理及び口座振替の再開処理を行いました。	○国民年金課において、今回の事象を説明し、口座振替緊急停止後に、再開処理の要否を確認すること及び緊急停止依頼の翌月に再点検を行うことを周知・徹底しました。	外部

整理番号	件名	事故等の区分	県名	事務所名	発生日月	判明年月日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	判明契機
186	国民年金保険料後納申込書の処理遅延について	未処理・処理遅延	東京	立川	2012年10月1日	2012年11月10日	〇お客様より、後納保険料の申込を行ったが納付書が届かないとの問合せがあり、確認したところ、国民年金保険料後納申込書の処理遅延が判明しました。	〇国民年金保険料後納申込書を受付た際、速やかに処理すべきところ、進捗管理を怠ったことにより、入力処理を失念したものです。	1名	—	0	〇担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 〇機構本部に取扱いを協議し、後納保険料を領収可能との回答があり、現金領収し、了承を得ました。 〇納付記録の補正処理を行いました。	〇国民年金課において、今回の事象を説明し、受付た書類等の進捗管理の徹底について周知を行いました。	外部
187	国民年金保険料前納納付書の送付遅延について	未処理・処理遅延	愛知	豊川	2012年7月24日	2012年8月1日	〇お客様の父親より、使用期限が経過した前納納付書が届いたとの問合せがあり、確認したところ、国民年金保険料前納納付書の送付遅延が判明しました。	〇継続免除申請が却下となったお客様に対し、却下通知書及び納付書を送付する際、前納納付書の納付期限の確認を怠ったため、納付期限内に送付できなかったものです。	1名	過徴収	390	〇担当者がお客様の父親にお詫びの上説明しました。 〇機構本部に取扱いを協議し、前納意思の確認が取れていないため前納は承認できないとの回答があり、改めてお詫びの上、定額納付書による納入について説明し、了承を得ました。	〇国民年金課において、今回の事象を説明し、前納納付書を送付する際、納付期限の確認を徹底できるよう周知しました。	外部
188	国民年金保険料継続免除申請書の起票漏れについて	未処理・処理遅延	北海道	札幌北	2011年7月頃	2012年9月21日	〇お客様より、継続免除を希望していたが結果の通知が届かないとの問合せがあり、確認したところ、国民年金保険料継続免除申請書の起票漏れが判明しました。	〇継続免除申請書の抽出日より前に前年度の免除承認がされたお客様については、継続免除申請書を手作業で起票すべきところ、失念したため、処理が行われなかったものです。	1名	—	0	〇担当者がお客様にお詫びの文書を送付しました。 〇継続免除申請書を起票し、入力処理を行いました。 〇その後、お客様から問合せはありませんが、問合せがあった場合、引き続き対応することとしました。	〇国民年金課において、今回の事象を説明し、継続免除申請書の起票を行う際は、複数名で確認することを周知・徹底しました。	外部
189	国民年金保険料口座振替納付申出書の金融機関控の送付漏れについて	未処理・処理遅延	東京	港	2012年9月25日	2012年11月21日	〇担当者が口座振替不能調査一覧表を確認したところ、国民年金保険料口座振替納付申出書の金融機関控の送付漏れが判明しました。	〇口座振替納付申出書を受付た際、速やかに金融機関へ控を送付すべきところ、確認不足により、失念したことによります。	1名	—	0	〇担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 〇機構本部に取扱いを協議し、口座振替による6か月前納額を領収可能との回答があり、現金領収し、了承を得ました。 〇納付記録の訂正処理及び口座振替納付申出書の入力処理を行いました。	〇国民年金課において、今回の事象を説明し、口座振替納付申出書の受付と同時に金融機関に控を送付することを周知・徹底しました。	内部
190	国民年金保険料口座振替の再開処理漏れについて	未処理・処理遅延	山口	下関	2012年10月1日	2012年10月17日	〇お客様の母親より、口座振替による引落しがされていないとの問合せがあり、確認したところ、国民年金保険料口座振替の再開処理漏れが判明しました。	〇口座振替の緊急停止を行ったが、その後の再開処理を失念したことによります。	1名	—	0	〇国民年金課長がお客様にお詫びの上説明しました。 〇機構本部に取扱いを協議し、早割による保険料額を領収可能との回答があり、現金領収し、了承を得ました。 〇納付記録の訂正処理及び口座振替の再開処理を行いました。	〇国民年金課において、今回の事象を説明し、口座振替緊急停止後に、再開処理の要否を確認すること及び緊急停止依頼の翌月に再点検を行うことを周知・徹底しました。	外部

整理番号	件名	事故等の区分	県名	事務所名	発生日月	判明日月	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	判明契機
191	国民年金保険料追納申込書の処理遅延について	未処理・処理遅延	千葉	松戸	2012年8月27日	2012年9月3日	○担当者が国民年金保険料追納申込書の内容審査を行ったところ、国民年金保険料追納申込書の処理遅延が判明しました。	○国民年金保険料追納申込書を受付た際、納付期限間近であったため、速やかに処理すべきところ、確認を怠ったため、納付期限経過により追納できなかったものです。	1名	—	0	○担当者がお客様の母親にお詫びの上説明しました。 ○機構本部に取扱いを協議し、追納保険料を領収可能との回答があり、現金領収し、了承を得ました。 ○納付記録の補正処理を行いました。	○国民年金課において、今回の事象を説明し、至急処理すべき書類の有無及び不備の有無の確認を周知・徹底しました。	内部
192	国民年金保険料後納申込書の処理遅延について	未処理・処理遅延	千葉	幕張	2012年10月頃	2012年11月13日	○担当者が国民年金保険料後納申込書を確認したところ、国民年金保険料後納申込書の処理遅延が判明しました。	○国民年金保険料後納申込書を受付た際、速やかに処理すべきところ、進捗管理を怠ったことにより、入力処理を失念したものです。	1名	—	0	○国民年金課長がお客様にお詫びの上説明しました。 ○機構本部に取扱いを協議し、後納保険料を領収可能との回答があり、現金領収し、了承を得ました。 ○納付記録の補正処理を行いました。	○国民年金課において、今回の事象を説明し、受付た書類等の進捗管理の徹底について周知を行いました。	内部
193	国民年金保険料後納申込書の処理遅延について	未処理・処理遅延	神奈川	高津	2012年10月2日	2012年11月7日	○お客様より、後納納付書が届かないとの問合せがあり、確認したところ、国民年金保険料後納申込書の処理遅延が判明しました。	○国民年金保険料後納申込書を受付た際、速やかに処理すべきところ、管理不足により、入力処理を失念したものです。	1名	—	0	○担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ○機構本部に取扱いを協議し、後納保険料を領収可能との回答があり、現金領収し、了承を得ました。 ○納付記録の補正処理を行いました。	○国民年金課において、今回の事象を説明し、受付た書類等の進捗管理の徹底について周知を行いました。	外部
194	国民年金付加保険料納付書等の処理遅延について	未処理・処理遅延	福島	相馬	2011年6月16日	2011年8月18日	○A様より、口座振替の金額に付加保険料分が含まれていないとの問合せがあり、確認したところ、国民年金付加保険料納付書の処理遅延が判明しました。 ○また、B様の国民年金被保険者資格喪失申出書の処理遅延についても判明しました。	○国民年金付加保険料納付書申出書及び国民年金被保険者資格喪失申出書を受付し、役場へ回送しましたが、その後の進捗確認を怠ったことにより、入力処理期限までに返送されず、未処理のままとなったことによります。	2名	—	0	○国民年金課長がA様及びB様にお詫びの上説明しました。 ○機構本部に取扱いを協議し、付加保険料額を領収可能との回答があり、現金領収し、了承を得ました。 ○納付記録の補正処理及び資格喪失申出書の入力処理を行いました。	○国民年金課において、今回の事象を説明し、事務処理の進捗確認の徹底について周知を行いました。	外部
195	国民年金保険料免除申請書の未処理について	未処理・処理遅延	東京	府中	2006年頃	2011年12月20日	○お客様より免除申請書の処理状況について問合せがあり、確認したところ、7件の国民年金保険料免除申請書の未処理が判明しました。	○免除申請書を受付た際、速やかに入力処理すべきところ、確認不足により処理済と判断し、処理を行わなかったものです。	7名	—	0	○担当者が7名のお客様にお詫びの文書を送付しました。 ○免除申請書の入力処理を行いました。 ○その後、お客様から問合せはありませんが、問合せがあった場合、引き続き対応することとしました。	○国民年金課において、今回の事象を説明し、受付た申請書等の進捗管理及び処理済書類の確認の徹底について周知を行いました。	外部

整理番号	件名	事故等の区分	県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	判明契機
196	国民年金保険料免除申請書の未処理について	未処理・処理遅延	東京	江戸川	2012年7月頃	2012年7月19日	○担当者が免除申請書の処理状況を確認したところ、国民年金保険料免除申請書の未処理が判明しました。	○国民年金保険料免除申請書を提出されたお客様が転入者であった場合、旧住所地の市区町村に速やかに所得状況を確認した上で処理すべきところ、失念したものです。 ○担当者の認識不足及び進捗管理が不十分であったことが原因です。	1名	—	0	○国民年金課長がお客様にお詫びの上、速やかに処理を行う旨説明し、了承を得ました。 ○免除申請書の入力処理を行いました。	○国民年金課において、今回の事象を説明し、受付申請書等の進捗管理の徹底について周知を行いました。	内部
197	国民年金保険料後納申込書の処理遅延について	未処理・処理遅延	東京	練馬	2013年1月頃	2013年1月31日	○お客様の配偶者より、後納納付書が届かないとの問合せがあり、確認したところ、国民年金保険料後納申込書の処理遅延が判明しました。	○現在使用していない年金事務所のポストに、お客様が後納申込書を誤って投函されたことにより、受付及び処理が遅延したものです。 ○ポストに使用禁止等の措置を行っていませんでした。	1名	—	0	○担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ○後納申込書の入力処理を行い、納付書を送付しました。 ○その後、お客様から問合せはありませんが、問合せがあった場合、引き続き対応することとしました。	○国民年金課において、今回の事象を説明し、誤って投函されないようポストの差入れ口を頑丈に塞ぎました。	外部
198	国民年金保険料口座振替納付申出書の入力誤りについて	入力誤り	神奈川	事務センター	2012年4月9日	2012年6月21日	○年金事務所より、口座振替が不能となった理由について確認依頼があり、確認したところ、国民年金保険料口座振替納付申出書の入力誤りが判明しました。	○国民年金保険料口座振替納付申出書を入力する際、確認不足により、口座番号を誤って入力したことにより発生。 ○入力後のチェックにおいても誤りに気付かなかったものです。	1名	—	0	○担当者がお客様の母親にお詫びの上、振替不能となった保険料については納付書で納めていただく旨説明し、了承を得ました。 ○口座振替納付申出書の訂正処理を行い、納付書を送付しました。 ○保険料が納付されていることを確認しました。	○国民年金グループにおいて、今回の事象を説明し、入力チェック時の手順等を再確認することを改めて周知を行いました。	内部
199	国民年金保険料口座振替納付申出書の入力誤りについて	入力誤り	神奈川	事務センター	2012年7月25日	2012年10月10日	○年金事務所より、お客様から口座振替されていないとの問合せがあったとの連絡があり、確認したところ、国民年金保険料口座振替納付申出書の入力誤りが判明しました。	○委託業者が国民年金保険料口座振替納付申出書の預金種別を入力する際、普通預金で入力すべきところ、誤って当座預金で入力したことにより発生。 ○入力後のチェック及び決裁においても誤りに気付かなかったことにより発生。	1名	過徴収	100	○担当者がお客様にお詫びの上、口座振替の早割が適用されていない旨説明し、了承を得ました。 ○口座振替記録の訂正処理を行いました。	○国民年金グループにおいて、今回の事象を説明し、入力後のチェックについて徹底するよう注意喚起を行いました。	外部
200	国民年金保険料口座振替納付申出書の入力誤りについて	入力誤り	静岡	富士	2012年8月29日	2012年11月1日	○お客様の母親より、口座振替による6か月前納の申込みを行ったが、引落しがされていないとの問合せがあり、確認したところ、国民年金保険料口座振替納付申出書の入力誤りが判明しました。	○口座振替納付申出書を入力する際、口座名義人の入力を誤ったことにより発生。 ○入力後のチェック及び決裁においても誤りに気付かなかったことが原因です。	1名	—	0	○国民年金課長がお客様にお詫びの上説明しました。 ○機構本部に取扱いを協議し、口座振替による6か月前納額を領収可能との回答があり、現金領収し、了承を得ました。 ○納付記録及び口座記録の補正処理を行いました。	○国民年金課において、今回の事象を説明し、入力後のダブルチェックの徹底について周知を行いました。	外部

整理番号	件名	事故等の区分	県名	事務所名	発生日月	判明日月	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	判明契機
201	国民年金保険料口座振替納付申出書の入力誤りについて	入力誤り	東京	世田谷	2012年 3月30日	2012年 6月6日	○担当者が、口座振替不能調査一覧表の調査を行ったところ、国民年金保険料口座振替納付申出書の入力誤りが判明しました。	○口座振替納付申出書を入力する際、口座名義人の入力を誤ったことによります。 ○入力後のチェック及び決裁においても誤りに気付かなかったことが原因です。	1名	—	0	○国民年金課長がお客様の家族にお詫びの上説明しました。 ○機構本部に取扱いを協議し、口座振替による1年前納額を領収可能との回答があり、現金領収し、了承を得ました。 ○納付記録及び口座記録の補正処理を行いました。	○国民年金課において、今回の事象を説明し、入力後のダブルチェックの徹底について周知を行いました。	内部
202	国民年金保険料口座振替納付申出書の入力誤りについて	入力誤り	山口	山口	2012年 5月9日	2012年 11月28日	○お客様より、口座振替による引落しがされていないとの問合せがあり、確認したところ、国民年金保険料口座振替納付申出書の入力誤りが判明しました。	○口座振替納付申出書を入力する際、預金種別を普通預金と入力すべきところ、誤って当座預金と入力したことによります。 ○入力後のチェック及び決裁においても誤りに気付かなかったことが原因です。	1名	—	0	○担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ○機構本部に取扱いを協議し、口座振替による6カ月前納額を領収可能との回答があり、現金領収し、了承を得ました。 ○納付記録及び口座記録の補正処理を行いました。	○国民年金課において、今回の事象を説明し、入力後のダブルチェックの徹底について周知を行いました。	外部
203	委託業者による国民年金保険料口座振替納付申出書の入力誤りについて	入力誤り	滋賀	事務センター	2012年 10月31日	2012年 11月6日	○お客様より、口座振替による引落しがされていないとの問合せがあり、確認したところ、委託業者による国民年金保険料口座振替納付申出書の入力誤りが判明しました。	○委託業者が口座振替納付申出書を入力する際、預金種別を普通預金と入力すべきところ、誤って当座預金と入力したことによります。 ○入力後のチェック及び決裁においても誤りに気付かなかったことが原因です。	1名	—	0	○担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ○機構本部に取扱いを協議し、口座振替による6カ月前納額を領収可能との回答があり、現金領収し、了承を得ました。 ○納付記録及び口座記録の補正処理を行いました。	○委託業者より、再発防止に係る報告書が提出され、入力後のダブルチェックの徹底について報告がありました。	外部
204	委託業者による国民年金保険料口座振替納付申出書の入力誤りについて	入力誤り	滋賀	事務センター	2012年 7月31日	2012年 11月13日	○お客様より、口座振替による引落しがされていないとの問合せがあり、確認したところ、委託業者による国民年金保険料口座振替納付申出書の入力誤りが判明しました。	○委託業者が口座振替納付申出書を入力する際、口座名義人の入力を誤ったことによります。 ○入力後のチェック及び決裁においても誤りに気付かなかったことが原因です。	1名	—	0	○担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ○機構本部に取扱いを協議し、早割による保険料額を領収可能との回答があり、現金領収し、了承を得ました。 ○納付記録及び口座記録の補正処理を行いました。	○委託業者より、再発防止に係る類末書が提出され、入力後のダブルチェックの徹底について報告がありました。	外部
205	国民年金保険料クレジットカード納付記録の追加処理誤りについて	入力誤り	東京	八王子	2012年 10月5日	2012年 11月28日	○担当者が、国民年金保険料クレジットカード納付の立替不能事由を確認したところ、国民年金保険料クレジットカード納付記録の追加処理誤りが判明しました。	○お客様の免除処理を行うために、一旦クレジットカード納付記録の取消処理を行い、免除入力完了後にクレジットカード納付記録の追加処理を行った際、誤った申込年月日を入力したことによります。 ○決裁においても誤りに気付かなかったことが原因です。	1名	—	0	○担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ○機構本部に取扱いを協議し、クレジットカードによる立替納付が可能との回答があり、改めてお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○納付記録の補正処理を行いました。	○国民年金課において、今回の事象を説明し、処理結果リストのチェック及び決裁時の確認の徹底について周知を行いました。	内部

整理番号	件名	事故等の区分	県名	事務所名	発生日月	判明日月	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	判明契機
206	国民年金保険料督促状の作成誤りについて	通知書等の作成誤り	東京	港	2011年11月21日	2011年11月28日	○担当者が督促状の控を確認したところ、8名分の国民年金保険料督促状の作成誤りが判明しました。	○連帯納付義務者あての国民年金保険料督促状を作成する際、手書きで連帯納付義務者氏名を記載すべきところ、確認不足により、記載を漏らしたことにあります。また、1名分については婚姻日の確認不足により、誤った督促期間で送付したものです。	8名	—	0	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○担当者が連絡のつかなかったお客様にお詫びの文書を送付しました。 ○その後、お客様から問合せはありませんが、問合せがあった場合、引き続き対応することとしました。	○国民年金課において、今回の事象を説明し、督促状を作成する際には、記載内容を複数名で確認することを周知・徹底しました。	内部
207	後納制度に関する案内チラシの作成誤りについて	通知書等の作成誤り	大阪	東大阪	2012年10月11日	2012年10月19日	○お客様より、後納制度に関する案内チラシの内容について問合せがあり、確認したところ、153名のお客様に対し、後納制度に関する案内チラシの作成誤りが判明しました。	○郵送受付の後納申込者へ送付する納付書に同封するチラシを作成する際に、誤った年金事務所の電話番号を記載し送付してしまったことによりあります。 ○封入・封緘時の確認においても誤りに気付かなかったことによりあります。	153名	—	0	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○153名のお客様に対し、お詫びの文書及び正しい案内チラシを送付しました。 ○その後、お客様から問合せはありませんが、問合せがあった場合、引き続き対応することとしました。	○国民年金課において、今回の事象を説明し、外部に送付するチラシ等を作成した場合は記載内容について必ず複数名で確認を行うよう周知・徹底しました。	内部
208	国民年金後納保険料納付書に係る使用期限の補正誤りについて	通知書等の作成誤り	東京	武蔵野	2012年10月11日	2012年10月11日	○担当者が既に送付済みの後納保険料納付書に係る使用期限の補正について確認したところ、国民年金後納保険料納付書に係る使用期限の補正誤りが判明しました。	○今年度中に65歳を迎えるお客様の後納保険料納付書を作成する際、後納保険料納付書の使用期限が老齢基礎年金の受給権者となる65歳到達日の前日以降の納付書については使用期限を65歳到達日の前日に訂正した上で送付すべきところ、確認不足により、訂正の必要のない65歳到達日の前日以前に使用期限がある納付書についても65歳到達日前日に訂正し送付してしまったことによりあります。	24名	—	0	○担当者が24名のお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○納付書の再作成が必要な9名のお客様に対し、お詫びの文書と納付書及び返信用封筒を送付しました。 ○納付書の差替えを確認しました。	○国民年金課において、今回の事象を説明し、届出等の確認作業の徹底について改めて周知を行いました。	内部
209	委託業者における国民年金保険料口座振替関係通知書の作成誤りについて	通知書等の作成誤り	新潟	事務センター	2012年12月10日	2012年12月12日	○お客様より、口座振替辞退申出書を提出したが、クレジットカード納付のお知らせが届いたとの問合せがあり、確認したところ、委託業者における国民年金保険料口座振替関係通知書の作成誤りが判明しました。	○委託業者において、口座振替関係通知書を作成する際、口座振替辞退通知書とクレジットカード開始・変更・辞退通知書を取り違えて送付したことによりあります。	31名	—	0	○国民年金グループ長がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○お客様に正しい通知書及びお詫びの文書を送付しました。	○委託業者より、再発防止に係る顔末書が提出され、発送物のダブルチェックの徹底について報告がありました。	外部
210	国民年金保険料クレジットカード納付に係る説明誤りについて	説明誤り	北海道	旭川	2012年5月31日	2012年6月12日	○お客様より、平成24年5月分から平成25年3月分まで納付書で前納したにもかかわらず、平成24年5月分保険料がクレジットカード納付となっているとの問合せがあり、確認したところ、国民年金保険料クレジットカード納付に係る説明誤りが判明しました。	○クレジットカード納付による1年前納が振替不能となったお客様より、納付書による11か月前納の依頼があった際、平成24年5月分のクレジットカード納付については停止できない旨説明すべきところ、停止が可能であると誤った説明を行ったことによりあります。	1名	—	0	○国民年金課長がお客様にお詫びの上説明しました。 ○機構本部に取扱いを協議し、平成24年5月分及び6月分の保険料について、振替の取消が完了したため、過誤納記録の取消を行なう旨の回答があり、改めてお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○資格記録の補正処理を行いました。	○国民年金課において、今回の事象を説明し、クレジットカード納付の取扱いについて周知・徹底しました。	外部

整理番号	件名	事故等の区分	県名	事務所名	発生日月	判明年月日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	判明契機
211	国民年金追納保険料の納付期限に係る説明誤りについて	説明誤り	愛知	昭和	2012年7月19日	2012年8月10日	〇お客様の母親より、平成14年7月分の追納保険料の納付期限について問合せがあり、確認したところ、国民年金追納保険料の納付期限に係る説明誤りが判明しました。	〇お客様より、平成14年7月分の追納保険料の納付期限について問合せがあった際、平成24年7月末と説明すべきところ、認識不足により、平成24年8月末と説明したことによります。	1名	—	0	〇国民年金課長がお客様にお詫びの上説明しました。 〇機構本部に取扱いを協議し、納付期限を経過した追納保険料を領収することはできない旨の回答があり、改めてお詫びの上説明し、了承を得ました。	〇国民年金課において、今回の事象を説明し、追納保険料の納付期限の取扱いについて周知・徹底しました。	外部
212	国民年金保険料クレジットカード納付の説明誤りについて	説明誤り	神奈川	横浜中	2012年5月21日	2012年7月2日	〇お客様より、夫婦の1年前納クレジットカード納付が振替不能となり今後の納付方法について問合せがあり、確認したところ、国民年金保険料クレジットカード納付の説明誤りが判明しました。	〇クレジットカード納付の振替が不能となったお客様より、限度額オーバーのため再振替が可能であるか問合せがあった際、再振替できないとの説明をすべきところ、認識不足により限度額オーバーでも再振替は可能との誤った説明をしたことによります。	2名	—	0	〇副所長及び国民年金課長がお客様にお詫びの上説明しました。 〇機構本部に取扱いを協議し、既に納付している保険料額と前納保険料額との差額を領収可能との回答があり、現金領収し、了承を得ました。 〇クレジットカード納付の再開処理及び納付記録の補正処理を行いました。	〇国民年金課において、今回の事象を説明し、クレジットカード納付が振替不能となった場合の取扱いについて周知・徹底を行いました。	外部
213	国民年金保険料免除申請書の申請期限に係る説明誤りについて	説明誤り	神奈川	鶴見	2012年8月2日	2012年10月25日	〇お客様の母親より、免除申請書の申請期限について問合せがあり、確認したところ、国民年金保険料免除申請書の申請期限に係る説明誤りが判明しました。	〇お客様の母親より、免除申請書の区分変更による再申請について相談を受けた際、既に申請期限が経過していたにもかかわらず、申請可能である旨説明を行ったものです。	1名	—	0	〇担当者がお客様の母親にお詫びの上説明しました。 〇機構本部に取扱いを協議し、再審査は認められない旨の回答があり、お客様にお詫びの文書を送付しました。 〇その後、お客様から問合せはありませんが、問合せがあった場合、引き続き対応することとしました。	〇国民年金課において、今回の事象を説明し、確認不足により誤った説明を行うことがないよう周知・徹底を行いました。	外部
214	国民年金後納制度の納付期限に係る説明誤りについて	説明誤り	鳥取	米子	2012年10月1日	2012年12月17日	〇お客様より、後納保険料の納付について問合せがあり、確認したところ、国民年金後納制度の納付期限に係る説明誤りが判明しました。	〇後納申込書を受付た際、後納保険料については10年を経過すると時効となる旨説明すべきところ、年度末まで納付可能と誤った説明を行ったことによります。	1名	—	0	〇国民年金課長がお客様にお詫びの上説明しました。 〇機構本部に取扱いを協議し、時効となった保険料について、過誤納を取消、納付記録を追加可能との回答があり、改めてお詫びの上説明し、了承を得ました。 〇資格記録及び納付記録の補正処理を行いました。	〇国民年金課において、今回の事象を説明し、後納保険料の納付期限の取扱いについて周知・徹底しました。	外部
215	国民年金保険料口座振替の開始月に係る説明誤りについて	説明誤り	神奈川	横浜西	2012年1月30日	2012年3月2日	〇お客様より、口座振替による引落しがされていないとの問合せがあり、確認したところ、国民年金保険料口座振替の開始月に係る説明誤りが判明しました。	〇お客様より、口座振替の開始月について相談を受けた際、初回の1月分については口座振替が間に合わないため納付書で納付するよう説明すべきところ、口座振替されると誤った説明を行ったものです。	1名	—	0	〇国民年金課長がお客様にお詫びの上説明しました。 〇機構本部に取扱いを協議し、付加保険料を領収可能との回答があり、現金領収し、了承を得ました。 〇納付記録の補正処理を行いました。	〇国民年金課において、今回の事象を説明し、納付方法について説明誤りがないように周知・徹底しました。	外部

整理番号	件名	事故等の区分	県名	事務所名	発生日	判明日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	判明契機
216	国民年金保険料後納申込に係る説明漏れについて	説明誤り	滋賀	彦根	2012年9月25日	2012年11月16日	〇お客様より、後納納付書が届かないとの問合せがあり、確認したところ、国民年金保険料後納申込に係る説明漏れが判明しました。	〇後納制度に関する電話相談を受けた際、資格記録の補正が必要であったため、資格取得届の提出については説明を行ったもの、お客様が希望されていた後納申込書の提出についての説明を漏らしたことによります。	1名	—	0	〇担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 〇機構本部に取扱いを協議し、後納保険料については遡って納付できないとの回答があり、改めてお詫びの上説明しましたが、審査請求を行うとの申出がありました。 〇不承認通知書及び納付可能期間に係る後納納付書を送付しました。	〇国民年金課において、今回の事象を説明し、後納申込時に記録補正等が伴う場合には、後納保険料申込書と記録補正処理票の備考欄に赤字で詳細を記すことを周知・徹底しました。	外部
217	国民年金保険料還付に係る説明誤りについて	説明誤り	兵庫	須磨	2012年6月5日	2012年7月20日	〇お客様より、国民年金保険料が還付になると説明を受けたにもかかわらず、充当通知書が届いたとの問合せがあり、確認したところ、国民年金保険料還付に係る説明誤りが判明しました。	〇任意加入の喪失申出書を受付た際、同日に納付した保険料について、過誤納整理票の決議処理時点において充当期間がある場合は還付せず充当処理を行う旨説明すべきところ、還付できる旨誤った説明を行ったものです。	1名	—	0	〇担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 〇機構本部に取扱いを協議し、説明誤りであっても、還付することはできないとの回答があり、改めてお詫びの上説明し、了承を得ました。	〇国民年金課において、今回の事象を説明し、保険料が過誤納となる際の還付及び充当の取扱いについて周知・徹底を行いました。	外部
218	委託業者による国民年金保険料の納付方法の説明誤りについて	説明誤り	東京	府中	2013年1月27日	2013年1月30日	〇市役所より、委託業者がお客様に市役所及び年金事務所窓口で保険料を納付できると誤った説明を行っているとの連絡があり、確認したところ、委託業者による国民年金保険料の納付方法の説明誤りが判明しました。	〇委託業者の認識誤りにより、市役所及び年金事務所の窓口において国民年金保険料を納付できると誤った説明を行ったものです。	1名	—	0	〇担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 〇お客様に納付書を交付しました。	〇委託業者より、再発防止に係る報告書が提出され、同様の事務処理誤りが発生しないよう再確認を行った旨の報告がありました。	外部
219	国民年金保険料追納可能期間に係る説明誤りについて	説明誤り	京都	京都南	2011年8月15日	2012年8月17日	〇お客様の母親より、前年に学生納付特例期間をすべて追納したはずなのに追納勧奨ハガキが届いたとの問合せがあり、確認したところ、国民年金保険料追納可能期間に係る説明誤りが判明しました。	〇お客様より、追納可能期間の一括納付について相談を受けた際、平成14年11月から平成17年3月までの1年6ヶ月が対象期間であると説明すべきところ、誤って平成16年3月までと説明したことによります。	1名	—	0	〇担当者がお客様の母親にお詫びの上説明しました。 〇機構本部に取扱いを協議し、平成23年度追納額では納付できないとの回答があり、改めてお詫びの上追納申込書を送付する旨説明し、了承を得ました。 〇お客様に追納申込書を送付しました。 〇追納申込書を受理し、追納納付書を送付しました。	〇国民年金課において、今回の事象を説明し、追納申込の際の申込期間の確認の徹底について周知を行いました。	外部

整理番号	件名	事故等の区分	県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	判明契機
220	国民年金保険料口座振替の開始月に係る説明誤りについて	説明誤り	茨城	水戸北	2012年5月14日	2012年8月6日	○お客様の配偶者より、口座振替による引落しがされていないとの問合せがあり、確認したところ、国民年金保険料口座振替の開始月に係る説明誤りが判明しました。	○お客様より、口座振替の開始月について相談を受けた際、初回の1月分については口座振替が間に合わないため納付書で納付するよう説明すべきところ、口座振替されると誤った説明を行ったものです。	1名	—	0	○国民年金課長がお客様にお詫びの上説明しました。 ○機構本部に取扱いを協議し、付加保険料を領収可能との回答があり、現金領収し、了承を得ました。 ○納付記録の補正処理を行いました。	○国民年金課において、今回の事象を説明し、納付方法について説明誤りがないように周知・徹底しました。	外部
221	国民年金追納保険料の納付期限に係る説明誤りについて	説明誤り	和歌山	和歌山東	2012年12月5日	2013年1月15日	○お客様の母親より、平成14年12月分の追納保険料の納付期限について問合せがあり、確認したところ、国民年金追納保険料の納付期限に係る説明誤りが判明しました。	○お客様より、平成14年12月分の追納保険料の納付期限について問合せがあった際、平成24年12月末と説明すべきところ、認識不足により誤って平成25年1月末と説明したことによります。	1名	—	0	○国民年金課長がお客様にお詫びの上説明しました。 ○機構本部に取扱いを協議し、納付期限を経過した追納保険料を領収することはできない旨の回答があり、改めてお詫びの上説明し、了承を得ました。	○国民年金課において、今回の事象を説明し、追納保険料の納付期限の取扱いについて周知・徹底しました。	外部
222	国民年金被保険者資格取得届及び学生納付特例申請書の所在不明について	受理後の書類管理誤り	兵庫	東灘	2009年5月21日	2012年6月7日	○他年金事務所より、厚生年金被保険者資格取得届が提出されたが、20歳以降国民年金が未適用となっているとの連絡があり、確認したところ、国民年金被保険者資格取得届及び学生納付特例申請書が所在不明となっていたことが判明しました。	○20歳適用時にお客様が転入されたため、前住所を管轄する年金事務所より回送された国民年金被保険者資格取得届及び学生納付特例申請書を受付し処理を行うべきところ、書類管理を怠ったことにより所在不明となったことによります。	1名	—	0	○担当者がお客様の母親にお詫びの上説明しました。 ○機構本部に取扱いを協議し、国民年金の資格取得年月日を追加の上、平成20年度、21年度については学生納付特例を審査・処分決定し、平成22年度、23年度については、認められない旨の回答があり、改めてお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○資格取得年月日の追加処理を行い、学生納付特例申請書の入力処理及び承認通知書の送付を確認しました。	○国民年金課において、今回の事象を説明し、書類管理の徹底及び入力漏れ等ないよう周知を行いました。	内部
223	国民年金保険料免除申請書の所在不明について	受理後の書類管理誤り	東京	立川	2012年4月24日	2012年7月27日	○お客様より免除申請書の処理状況について問合せがあり、確認したところ、3件の国民年金保険料免除申請書の所在不明が判明しました。	○免除申請書を受付た際、速やかに受付簿に入力し、進捗状況を確認すべきところ、失念したことにより、所在不明となったものです。	3名	—	0	○担当者が3名のお客様にお詫びの上、免除申請書の再提出をお願いしたところ、了承を得ました。 ○免除申請書を受理し、入力処理を行いました。	○国民年金課において、今回の事象を説明し、受付た申請書等の進捗管理の徹底について周知を行いました。	外部

整理番号	件名	事故等の区分	県名	事務所名	発生日月	判明日月	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	判明契機
224	国民年金保険料学生納付特例申請書の所在不明について	受理後の書類管理誤り	神奈川	事務センター	2012年6月頃	2012年10月16日	○年金事務所より、学生納付特例申請書の処理状況について問合せがあり、確認したところ、国民年金保険料学生納付特例申請書が所在不明となっていることが判明しました。	○学生納付特例申請書を受付た際、速やかに入力処理すべきところ、書類の管理不足により、A様の申請書については誤って年金事務所へ処理済として返戻しており、B様の申請書については所在不明となったものです。	2名	—	0	○担当者がB様にお詫びの上、申請書の写しにより処理させていただく旨説明し、了承を得ました。 ○担当者がA様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○A様及びB様の学生納付特例申請書の入力処理を行いました。	○国民年金グループにおいて、今回の事象を説明し、届書等の受付時及び返戻時の確認の徹底について周知を行いました。	内部
225	市役所における国民年金保険料免除理由消滅届の報告漏れについて	事故等	和歌山	事務センター	2009年12月頃	2012年3月6日	○市役所より、国民年金保険料免除理由消滅届の報告を行っていなかったとの連絡があり、確認したところ、市役所における国民年金保険料免除理由消滅届の報告漏れが判明しました。	○市役所において、お客様が生活保護廃止となった際、速やかに国民年金保険料免除理由消滅届の報告を行うべきところ、失念したため、お客様が免除申請書を提出する機会を失ったものです。	1名	—	0	○市役所の担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ○機構本部に取扱いを協議し、厚生労働省告示で定められた期間外に免除申請書が提出された場合は、却下処分を行う旨の回答があり、改めてお詫びの上説明し、了承を得ました。	○市役所より、再発防止に係る顛末書が提出され、同様の事務処理誤りが発生しないよう再確認を行う旨の報告を受けました。	外部
226	金融機関における国民年金保険料口座振替辞退申出書の受理漏れについて	事故等	石川	七尾	2011年5月2日	2012年4月23日	○お客様より、国民年金保険料の前納振替通知が届いたが、記載されている口座名義人は亡くなっているとの問合せがあり、確認したところ、金融機関における国民年金保険料口座振替辞退申出書の受理漏れが判明しました。	○金融機関において、口座名義人が亡くなっていることを把握していたにもかかわらず、国民年金保険料口座振替辞退申出書の受理を漏らしたことが原因です。	1名	—	0	○担当者がお客様にお詫びの上、口座振替を緊急停止することで了承を得ました。 ○金融機関へ緊急停止の依頼を行いました。	○金融機関に対して、申出書等の受理及び登録漏れがないよう確認の徹底について強く要請しました。	外部
227	区役所における国民年金保険料免除理由該当届の報告誤りについて	事故等	東京	板橋	2009年12月18日	2012年3月2日	○お客様より免除申請書を提出いただいた際、年金記録を確認したところ、区役所からの国民年金保険料免除理由該当届の報告誤りが判明しました。	○区役所から年金事務所に国民年金保険料免除理由該当届を報告する際、確認不足により法定免除に該当しないお客様について該当届を報告した結果、お客様が免除申請書を提出する機会を失ったものです。	1名	—	0	○区役所の担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ○機構本部に取扱いを協議し、厚生労働省告示で定められた期間外に免除申請書が提出された場合は、却下処分を行う旨の回答があり、改めてお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○国民年金保険料免除理由取消届の入力処理を行いました。	○区役所より、再発防止に係る顛末書が提出され、同様の事務処理誤りが発生しないよう再確認が図られました。	内部
228	金融機関における国民年金保険料領収済通知書の送付漏れについて	事故等	富山	高岡	2012年7月2日	2012年10月9日	○お客様より、国民年金保険料を納付したにもかかわらず国民年金保険料の催告状が届いたとの問合せがあり、確認したところ、金融機関における国民年金保険料領収済通知書の送付漏れが判明しました。	○金融機関で国民年金保険料を領収した際、速やかに領収済通知書を事務センターに送付すべきところ、失念したため、7名のお客様の納付記録が登録されなかったことによります。	7名	—	0	○金融機関の担当者が7名のお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○納付記録の補正処理を行いました。	○金融機関より、再発防止に係る顛末書が提出され、国民年金保険料を領収した際には速やかに領収済通知書を事務センターに送付する旨の報告を受けました。	外部

整理番号	件名	事故等の区分	県名	事務所名	発生日	判明日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	判明契機
229	市役所における国民年金関係届書の送付遅延について	事故等	神奈川	厚木	2012年4月19日	2012年5月24日	○市役所より、お客様より受理した種別変更届のうち1件を年金事務所に送付していなかったとの連絡があり、確認したところ、市役所における国民年金関係届書の送付遅延が判明しました。	○市役所において、国民年金被保険者種別変更届を受理した際、お客様が1年前納を希望していたため、届書を速やかに年金事務所に送付し至急前納納付書を送付すべきところ、確認不足により、届書の送付を行っていませんでした。	1名	過徴収	350	○担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ○機構本部に取扱いを協議し、既に納付済みの保険料額と前納保険料額との差額について還付可能との回答があり、お客様に改めてお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○還付請求書を受理し、入力処理を行いました。	○市役所に今回の事象を説明し、届書受付時の確認の徹底について要請し、担当者に指導した旨の報告がありました。	外部
230	市役所における国民年金保険料免除申請に係る所得情報の提供誤りについて	事故等	愛知	豊橋	2012年7月1日	2012年8月1日	○市役所より、平成24年度分の継続免除処理において、所得情報の提供誤りがあったとの連絡があり、確認したところ、市役所における国民年金保険料免除申請に係る所得情報の提供誤りが判明しました。	○市役所より年金事務所に所得情報を提供する際、確認不足により、誤った情報を収録して提供したことにより発生しました。	178名	—	0	○市役所の担当者が178名のお客様にお詫びの上、改めて正しい所得額で審査を行うこと及びお詫びの文書を送付することを説明し、了承を得ました。 ○市役所より正しい所得情報の提供を受け、入力処理を行いました。 ○再審査後の通知書及びお詫びの文書を送付しました。	○市役所より、再発防止に係る報告があり、同様の事務処理誤りが発生しないよう再確認が図られました。	外部
231	国民年金保険料の納付可能期間延長のお知らせの誤送付について	事故等	山梨	竜王	2012年10月2日	2012年10月16日	○A様より、B様の通知が届いたとの問合せがあり、確認したところ、国民年金保険料の納付可能期間延長のお知らせの誤送付が判明しました。	○A様の国民年金保険料の納付可能期間延長のお知らせの通知が未送達者となり、市役所に住所の照会を行った際、市役所の確認不足により、同姓同名のB様の住所について回答があったものです。	2名	—	0	○担当者がA様にお詫びの上説明し、了承を得ました。誤って送付したB様の通知を回収しました。 ○担当者がB様にお詫びの上説明し、了承を得ました。A様より回収した通知を送付しました。	○市役所より、再発防止に係る顛末書が提出され、住民基本台帳を確認する際には、生年月日等の他情報も含めた確認を徹底していただくように依頼し、始末書が提出された通知を伝達しました。	外部
232	国民年金保険料免除申請書の所在不明について	事故等	滋賀	事務センター	2012年7月10日	2012年10月11日	○年金事務所より、免除申請書の受付状況について照会があり、確認したところ、3件の国民年金保険料免除申請書の所在不明が判明しました。	○事務センターで受付した免除申請書を所得確認のため市町村に送付したが、役場に届いておらず、所在不明となったものです。	3名	—	0	○担当者が3名のお客様にお詫びの上、免除申請書の再提出をお願いし、了承を得ました。 ○免除申請書を受理し、所得確認後、入力処理を行いました。	○国民年金課において、今回の事象を説明し、市町村発送箱の投函について、複数名で確認することを周知・徹底しました。	内部
233	役場における国民年金保険料学生納付特例申請書の所在不明について	事故等	長野	松本	2012年4月頃	2012年8月8日	○お客様の母親より、学生納付特例申請書を提出したが、保険料未納の文書が届いたとの問合せがあり、確認したところ、役場において国民年金保険料学生納付特例申請書が所在不明となっていることが判明しました。	○役場で学生納付特例申請書を受付した際、速やかに進達すべきところ、書類の管理不足により、所在不明となったものです。	1名	—	0	○役場の担当者がお客様の母親にお詫びの上説明し、改めて学生納付特例申請書の提出を依頼したところ、了承を得ました。 ○学生納付特例申請書が進達されたため、入力処理を行いました。	○役場より、再発防止に係る顛末書が提出され、届書受付時の確認の徹底について報告を受けました。	外部

整理番号	件名	事故等の区分	県名	事務所名	発生日月	判明日月	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	判明契機
234	委託業者による個人情報の不適切な取扱いについて	事故等	熊本	熊本西	2012年12月5日	2012年12月7日	○委託業者より、国民年金の納付状況を連帯納付義務者以外の第3者に漏らしたとの連絡があり、確認したところ、委託業者による個人情報の不適切な取扱いが判明しました。	○委託業者が電話による免除勧奨を行った際、お客様の納付状況を連帯納付義務者ではない義母に説明したことによります。	2名	—	0	○担当者及び委託業者がお客様にお詫びの上説明しました。 ○その後、お客様から問合せはありませんが、問合せがあった場合、引き続き対応することとしました。	○委託業者より、再発防止に係る顛末書が提出され、納付勧奨等を行う際には、本人確認を徹底する旨の報告を受けました。	外部
235	市役所における国民年金保険料口座振替の開始月に係る説明誤りについて	事故等	神奈川	藤沢	2012年8月16日	2012年11月22日	○お客様より、口座振替の申出を行ったが国民年金保険料納付書が届いたとの問合せがあり、確認したところ、市役所における国民年金保険料口座振替の開始月に係る説明誤りが判明しました。	○市役所において説明を行う際、初回の1月分については口座振替が間に合わないため納付書で納付するよう説明すべきところ、口座振替されると誤った説明を行ったものです。	1名	—	0	○市役所の担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ○機構本部に取扱いを協議し、付加保険料を領収可能との回答があり、現金領収し、了承を得ました。 ○納付記録の補正処理を行いました。	○市役所より、再発防止に係る報告書が提出され、同様の事務処理誤りが発生しないよう再確認を行った旨の報告を受けました。	外部
236	市役所における国民年金保険料免除申請に係る所得情報の提供漏れについて	事故等	愛知	刈谷	2012年4月23日	2012年10月26日	○ブロック本部より、国民年金保険料免除申請書の審査内容について確認依頼があり、確認したところ、市役所における国民年金保険料免除申請に係る所得情報の提供漏れが判明しました。	○市役所より提供された免除申請に係る所得情報について、お客様及び世帯主の所得情報の提供が必要など、世帯主の所得情報の提供が漏れていたことによります。	1名	—	0	○担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ○市役所より正しい所得情報の提供を受け、免除申請書の入力処理を行いました。	○市役所より、再発防止に係る報告書が提出され、同様の事務処理誤りを行ったとの報告を受けました。	内部
237	市役所における国民年金保険料免除申請に係る所得情報の提供誤りについて	事故等	大分	日田	2012年7月頃	2012年9月20日	○ブロック本部より、継続免除の所得情報プログラムについて確認依頼があり、確認したところ、市役所における国民年金保険料免除申請に係る所得情報の提供誤りが判明しました。	○市役所における所得情報システムの不具合により、扶養親族の情報が反映されていない所得情報が提供されたことによります。	64名	—	0	○市役所の担当者がお客様にお詫びの上、改めて正しい所得額で審査を行う旨説明し、了承を得ました。 ○市役所より正しい所得情報の提供を受け、入力処理を行いました。 ○誤った却下通知書を回収し、承認通知書を交付しました。	○市役所より、再発防止に係る顛末書が提出され、同様の事務処理誤りが発生しないよう再確認を行った旨の報告を受けました。	内部
238	市役所における国民年金保険料免除申請に係る所得情報の提供誤りについて	事故等	兵庫	明石	2012年6月頃	2012年7月27日	○お客様より、継続免除申請の却下理由について問合せがあり、確認したところ、市役所における国民年金保険料免除申請に係る所得情報の提供誤りが判明しました。	○市役所が委託している業者の所得情報プログラムの誤りによるものです。	30名	—	0	○担当者が30名のお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○市役所より世帯主の所得情報の提供を受け、免除申請書の入力処理を行いました。	○市役所より、再発防止に係る報告書が提出され、同様の事務処理誤りが発生しないよう再確認を行ったとの報告を受けました。	外部

整理番号	件名	事故等の区分	県名	事務所名	発生日月	判明日月	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	判明契機
239	郵便局における国民年金前納保険料の収納誤りについて	事故等	宮崎	都城	2012年 4月27日	2012年 5月21日	○お客様より、還付請求書の送付理由について問合せがあり、確認したところ、郵便局における国民年金前納保険料の収納誤りが判明しました。	○郵便局において、収納事務が納付期限に間に合わない前納保険料を収納したことにより、過誤納となったものです。	1名	—	0	○担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ○機構本部に取扱いを協議し、前納保険料を有効とする旨回答があり、改めてお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○納付記録の補正処理を行いました。	○郵便局の担当者に対し、保険料収納時の納付期限の確認を徹底するよう要請しました。	外部
240	役場における国民年金保険料免除申請書の所在不明について	事故等	長野	松本	2011年 8月8日	2012年 10月9日	○お客様より免除申請書を提出しているが国民年金保険料の催告状が届いたとの問合せがあり、確認したところ、役場における国民年金保険料免除申請書の所在不明が2件判明しました。	○年金事務所より所得状況の確認のため送付した免除申請書を、役場の管理不足により所在不明としたものです。 ○役場において受付処理簿を作成していなかったことが原因です。	2名	—	0	○担当者が2名のお客様にお詫びの上、免除申請書の再提出をお願いし、了承を得ました。 ○免除申請書を受理し、入力処理を行いました。 ○1名のお客様は納付を希望されたため、納付書を送付しました。	○役場より、再発防止に係る顛末書が提出され、届書受付時の確認の徹底及び今後の受付簿の作成について報告を受けました。	外部
241	国民年金納付書の送付誤りについて	事故等	本部	国民年金部 (本部)	2013年 6月27日	2013年 7月17日	○A様より、送付された過年度国民年金保険料納付書の中にB様の納付書が封入されていたとの問合せがあった旨の連絡が年金事務所からあり、確認したところ、国民年金納付書の送付誤りが判明しました。	○委託業者が使用している封入封緘機で紙詰まりが発生した際に、A様の納付書の封筒の中にB様の納付書を封入し送付したものです。 ○紙詰まり時の確認が不十分であったことによります。	2名	—	0	○年金事務所の担当者がA様にお詫びの上説明し、了承を得ました。B様の納付書を回収しました。 ○年金事務所の担当者がB様にお詫びの上、正しい納付書が送付されていることを確認し、了承を得ました。	○委託業者に対し、今回の事象を説明し、封入・封緘時の確認を徹底するよう要請しました。 ○委託業者より担当者に封入・封緘時の確認を徹底するよう指導した旨の報告がありました。	外部

整理番号	件名	事故等の区分	県名	事務所名	発生日月	判明日月	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	判明契機
242	繰上げ請求に係る関係書類の処理漏れについて	受付時の書類管理誤り	奈良	大和高田	2012年7月12日	2012年10月9日	○お客様より、提出書類の進捗状況について問合せがあり、確認したところ、繰上げ請求に係る関係書類の処理漏れが判明しました。	○お客様より、受理した繰上げ請求に係る関係書類について、誤って同時に請求いただいた配偶者の書類に綴じて保管したことによります。 ○委託社会保険労務士の確認不足によるものです。	1名	未払い	121,250	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○関係書類一式を機構本部に進達し支払を確認しました。	○担当部署において、事象の説明を行い、書類の保管及び進捗管理について、取扱いの確認と徹底を周知しました。 ○社会保険労務士会に、今回の事象を連絡し、再発防止策の徹底を図るよう連絡しました。	外部
243	生計維持確認届の所在不明について	受付時の書類管理誤り	滋賀	草津	2011年6月13日	2011年8月16日	○お客様より、提出書類の進捗状況について問合せがあり、確認したところ、生計維持確認届の所在不明が判明しました。	○お客様より、提出いただいた生計維持確認届について、受付後に担当部署に回付されずに確認届の所在が不明となっていました。書類の管理が不十分であったことによるものです。	1名	未払い	114,316	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得て書類を再提出いただきました。 ○関係書類一式を機構本部に進達し支払を確認しました。	○担当部署において、事象の説明を行い、書類の受付及び進捗管理について、取扱いの確認と徹底を周知しました。	外部
244	雇用保険の給付と老齢年金との調整に係る届書の受理漏れについて	確認・決定誤り	鳥取	米子	2011年12月5日	2012年3月15日	○お客様より、年金の支払日について問合せがあり、確認したところ、雇用保険の給付と老齢年金との調整に係る老齢厚生年金受給権者支給停止事由該当届の受理漏れが判明しました。	○お客様の年金相談を行った際に、事蹟登録画面の確認のみで詳細な原簿等の画面確認を怠り、雇用保険の給付と老齢年金との調整期間を誤ったことによります。	1名	未払い	480,282	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○お客様より、老齢厚生年金受給権者支給停止事由該当届を受理し機構本部に進達後、支払を確認しました。	○担当部署において、事象の説明を行い、年金の支払日及び支給停止期間等については十分確認するよう周知・徹底しました。	外部
245	障害年金の裁定誤りについて	確認・決定誤り	愛媛	事務センター	2010年9月3日	2012年5月16日	○お客様より、障害年金の診断書提出について、お問合せがあり、確認したところ、障害年金の裁定誤りが判明しました。	○お客様から障害基礎年金の相談を受けた際に、初診日が老齢年金の一部繰上げ後であるにもかかわらず、請求書を受理し、裁定したことによります。	1名	—	0	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○年金証書の回収を行い、裁定取消通知書と不支給決定通知書を送りました。なお、選択による調整により、影響額は発生していません。	○担当部署において、事象の説明を行い年金裁定請求書受付時における年金記録の確認の徹底を周知しました。	外部
246	年金受給権者支払機関変更届の受理誤りについて	確認・決定誤り	大阪	堺東	2012年3月21日	2012年4月24日	○お客様より、年金の支給状況について問合せがあり、確認したところ、年金受給権者支払機関変更届の受理誤りが判明しました。	○街角の年金相談センターでお客様からの年金受給権者支払機関変更届を受理した際に、年金受給権者支払機関変更届へ記載された口座番号の通帳等による確認を漏らしたことによります。 ○決裁時においても誤りに気が付かなかったものです。	1名	未払い	84,716	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承いただくようお願いしました。 ○年金受給権者支払機関変更届の受付処理を行い、支払を確認しました。	○担当部署において、事象の説明を行い、通帳など添付書類による確認の徹底を周知しました。 ○社会保険労務士会に、今回の事象を連絡し、再発防止策の徹底を図るよう連絡しました。	外部

整理番号	件名	事故等の区分	県名	事務所名	発生日月	判明日月	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	判明契機
247	障害年金請求書の受理誤りについて	確認・決定誤り	北海道	釧路	2011年8月26日	2012年5月10日	○機構本部より、障害年金請求書の返戻があり、確認したところ、障害年金請求書の納付要件を誤り請求書を受理していることが判明しました。	○お客様から障害年金にかかる相談を受けた際に、国民年金の任意加入期間について、免除期間として納付要件を確認したことより、受給権がないにもかかわらず、あるとして請求書を受理したことによります。	1名	—	0	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○お客様あてに、不支給決定通知書を送りました。	○担当部署において、事象の説明を行い年金裁定請求書受付時における年金記録及び納付要件の確認の徹底を周知しました。	内部
248	老齢年金に係る受給権発生年月の決定誤りについて	確認・決定誤り	愛媛	宇和島	1975年12月5日	2012年4月9日	○事務センターより、老齢年金請求書の返戻があり、確認したところ、老齢年金に係る受給権発生年月の決定誤りが判明しました。	○お客様の旧法厚生年金保険法の通算老齢年金の請求書を受付けた際に、本来、受給権発生年月を60歳到達年月とすべきところ、誤って62歳到達月で入力したことによります。	1名	未払い	39,265	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○ブロック本部に取扱いを協議し、訂正処理可能との回答がありました。 ○訂正処理依頼書等関係書類一式を機構本部に進達し支払いを確認しました。	○担当部署において、事象の説明を行い、入力項目の確認を徹底するよう周知しました。	内部
249	厚生年金保険脱退手当請求の受理誤りについて	確認・決定誤り	神奈川	横須賀	2012年6月6日	2012年6月21日	○事務センターより、脱退手当請求書の返戻があり、確認したところ、厚生年金保険脱退手当に係る要件の確認を誤り、請求書を受理していることが判明しました。	○60歳以前に死亡しているため、脱退手当金の支給要件を満たしていないにもかかわらず、満たしているとして請求書を受理したことによります。	1名	—	0	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、請求書を返戻しました。	○担当部署において、事象の説明を行い年金裁定請求書受付時における年金記録の徹底を周知しました。	内部
250	老齢年金請求書の納付要件の確認漏れについて	確認・決定誤り	三重	津	2008年7月9日	2012年2月8日	○お客様より、老齢年金の納付要件について、問い合わせがあり、確認したところ、老齢年金請求書の納付要件の確認漏れが判明しました。	○お客様から相談を受けた際に、老齢年金の受給要件があるにもかかわらず、合算対象期間の確認を誤り、受給要件がないものとして、請求書を受理しなかったことによるものです。	1名	未払い	757,857	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○機構本部に取扱いを協議し、訂正処理可能との回答がありました。 ○請求書を受理し、支払を確認しました。	○担当部署において、事象の説明を行い年金裁定請求書受付時における年金記録の確認の徹底を周知しました。	外部
251	老齢年金請求に係る納付要件の確認誤りについて	確認・決定誤り	神奈川	港北	2011年11月30日	2011年12月16日	○事務センターより、老齢年金請求書の返戻があり、確認したところ、老齢年金請求に係る納付要件の確認を誤り請求書を受理していることが判明しました。	○お客様から年金相談を受けた際に、厚生年金に加入している配偶者の65歳以降の期間についても、国民年金第3号被保険者となっていたにもかかわらず、確認を漏らし受給要件を満たしているとして請求書を受理したことによります。	1名	—	0	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○国民年金任意加入後に請求書を受け付け、支払を確認しました。	○担当部署において、事象の説明を行い年金裁定請求書受付時における年金記録の確認の徹底を周知しました。	内部

整理番号	件名	事故等の区分	県名	事務所名	発生日月	判明日月	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	判明契機
252	老齢年金請求に係る納付要件の確認誤りについて	確認・決定誤り	千葉	船橋	1977年9月頃	2012年1月12日	○記録突合センターより、老齢年金納付要件について連絡があり、確認したところ、老齢年金請求に係る納付要件の確認誤りが判明しました。	○お客様から年金相談を受けた際に、納付要件の確認を誤り、本来、厚生年金老齢年金として決定すべきところ、誤って、厚生年金通算老齢年金として決定したことによります。	1名	未払い	116,205	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○ブロック本部に取扱いを協議し、訂正処理可能との回答がありました。 ○訂正処理依頼書等関係書類一式を機構本部に進達し訂正処理を確認しました。	○担当部署において、事象の説明を行い年金裁定請求書受付時における年金記録の確認の徹底を周知しました。	内部
253	老齢年金請求書の納付要件の確認誤りについて	確認・決定誤り	大阪	東大阪	2009年4月14日	2012年1月26日	○街角の年金相談センターより、脱退手当金の支給について連絡があり、確認したところ、老齢年金請求に係る納付要件の確認誤りが判明しました。	○お客様から相談を受けた際に、国民年金の第3号被保険者期間に係る確認を漏らし、脱退手当金の請求書を受理したことによります。 ○街角の年金相談センター及び事務所職員の確認不足によるものです。	1名	その他	1,978,863	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得て返納申出書を受理しました。 ○機構本部に取扱いを協議し、脱退手当金を取消し、老齢年金請求書を受理し支払を確認しました。	○担当部署において、事象の説明を行い年金裁定請求書受付時における年金記録の確認の徹底を周知しました。 ○社会保険労務士会に、今回の事象を連絡し、再発防止策の徹底を図るよう連絡しました。	内部
254	生年月日の登録誤り及び老齢年金の受給権発生年月の決定誤りについて	確認・決定誤り	静岡	三島	2005年1月13日	2012年6月13日	○お客様より、年金証書の生年月日が相違しているとの連絡があり、確認したところ、生年月日の登録誤り及び老齢年金の受給権発生年月の決定誤りが判明しました。	○お客様の老齢年金の請求書を受付けた際に、請求書に誤った生年月日が記載されているにもかかわらず、戸籍謄本等の確認を漏らし、生年月日について10月を1月と誤って登録したことによります。	1名	未払い	901,339	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○ブロック本部に取扱いを協議し、訂正処理可能との回答がありました。 ○訂正処理依頼書等関係書類一式を機構本部に進達し支払いを確認しました。	○担当部署において、事象の説明を行い、戸籍等添付書類の確認を徹底するよう周知しました。	外部
255	老齢年金裁定時における合算対象期間の算入誤りについて	確認・決定誤り	北海道	新さっぽろ	2003年6月12日	2012年6月29日	○事務センターより、老齢年金請求書の返戻があり、確認したところ、老齢年金裁定時における合算対象期間の算入誤りが判明しました。	○お客様から年金相談を受けた際に、本来、合算対象期間とすべき期間の算入を漏らし、国民年金任意加入を行ったことによります。これにより受給権発生年月日が遅くなったものです。	1名	未払い	491,827	○担当者がお客様のご遺族にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○機構本部に取扱いを協議し、訂正処理可能との回答がありました。 ○訂正処理依頼書等関係書類一式を機構本部に進達し支払いを確認しました。	○担当部署において、事象の説明を行い、配偶者を含む年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	内部
256	遺族年金裁定時における要件の決定誤りについて	確認・決定誤り	福島	平	1991年8月25日	2012年4月24日	○機構本部より、遺族年金に係る関係書類について連絡があり、確認したところ、遺族年金裁定時における要件の決定誤りが判明しました。	○お客様の遺族厚生年金について、本来、長期要件により裁定すべきところ、短期要件により裁定したことによります。	1名	未払い	426,401	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○機構本部に取扱いを協議し、訂正処理可能との回答がありました。 ○訂正処理依頼書等関係書類一式を機構本部に進達し訂正処理を確認しました。	○担当部署において、事象の説明を行い年金裁定請求書受付時における年金記録の確認の徹底を周知しました。	内部

整理番号	件名	事故等の区分	県名	事務所名	発生日月	判明年月日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	判明契機
257	老齢年金裁定時における合算対象期間の算入誤りについて	確認・決定誤り	高知	事務センター	2012年 6月14日	2012年 8月17日	○お客様より、受給権発生年月日について問合せがあり、確認したところ、老齢年金裁定時における合算対象期間の算入誤りが判明しました。	○お客様の老齢年金を裁定する際に、合算対象期間の算入を誤ったことより、受給権発生年月日が遅くなったものです。	1名	未払い	701,117	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○機構本部に取扱いを確認の上、訂正処理依頼書等関係書類一式を進達し訂正処理を確認しました。	○担当部署において、事象の説明を行い年金裁定請求書受付時における年金記録の確認の徹底を周知しました。	外部
258	遺族年金裁定時における要件の決定誤りについて	確認・決定誤り	長野	事務センター	2011年 9月8日	2012年 4月19日	○機構本部より、遺族年金に係る関係書類について連絡があり、確認したところ、遺族年金裁定時における要件の決定誤りが判明しました。	○お客様の遺族年金を裁定する際に、本来、遺族共済年金が短期要件で裁定していることから、遺族厚生年金は不支給とすべきところ、長期要件で裁定されたものです。	1名	過払い	134,050	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得て返納申出書を受理しました。 ○遺族年金の取消を行いました。	○担当部署において、事象の説明を行い請求書受付時における年金記録及び共済組合記録の確認の徹底を周知しました。	内部
259	遺族年金裁定時における要件の決定誤りについて	確認・決定誤り	愛知	豊橋	1995年 8月22日	2012年 9月18日	○機構本部より、遺族年金に係る関係書類について連絡があり、確認したところ、遺族年金裁定時における要件の決定誤りが判明しました。	○お客様の遺族年金を裁定する際に、本来、遺族共済年金が短期要件で裁定していることから、遺族厚生年金は不支給とすべきところ、長期要件で裁定されたものです。	1名	過払い	6,481,573	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得て返納申出書を受理しました。 ○遺族年金の取消を行いました。	○担当部署において、事象の説明を行い請求書受付時における年金記録及び共済組合記録の確認の徹底を周知しました。	外部
260	配偶者加給年金の加算漏れについて	確認・決定誤り	滋賀	草津	1996年 2月1日	2012年 2月17日	○事務センターより、再裁定関係書類について連絡があり、確認したところ、配偶者の加給年金額の加算漏れが判明しました。	○お客様の老齢年金を裁定する際に、本来、配偶者の加給年金額を加算すると入力すべきところ、誤って加算しないと入力したことによります。	1名	未払い	180,268	○担当者がお客様にお詫びの上、事象を説明し了承を得ました。 ○機構本部に取扱いを協議し、訂正処理可能との回答がありました。 ○訂正処理依頼書等関係書類一式を機構本部に進達し支払いを確認しました。	○担当部署において、事象の説明を行い、配偶者様を含む年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	内部
261	老齢年金裁定時における第四種被保険者期間の削除漏れについて	確認・決定誤り	北海道	札幌東	1996年 3月14日	2012年 8月1日	○機構本部より、再裁定関係書類について連絡があり、確認したところ、老齢年金裁定時における第四種被保険者期間の削除漏れが判明しました。	○お客様の老齢年金を裁定する際に、第四種被保険者期間を含む厚生年金期間が上限を超えている場合は、本来、超過期間について削除すべきところ、削除を漏らしたことによります。 ○年金記録の確認不足によるものです。	1名	その他	62,620	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○厚生年金保険料還付金の手続を説明し、返納方法申出書等関係書類を受理しました。 ○第四種被保険者記録を訂正の上、再裁定関係書類を機構本部に進達し、訂正処理を確認しました。	○担当部署において、年金裁定請求書受付時における年金記録の確認の徹底を周知しました。	内部

整理番号	件名	事故等の区分	県名	事務所名	発生日	判明日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	判明契機
262	配偶者加給年金の加算漏れについて	確認・決定誤り	佐賀	武雄	1993年1月20日	2012年10月29日	○機構本部より、再裁定関係書類について連絡があり、確認したところ、配偶者加給年金の加算漏れが判明しました。	○お客様の老齢年金を裁定する際に、本来、配偶者加給年金を加算する入力すべきところ、誤って加算しない入力したことによります。	1名	未払い	395,416	○担当者がお客様にお詫びの上、事象を説明し了承を得ました。 ○ブロック本部に取扱いを協議し、訂正処理可能との回答がありました。 ○訂正処理依頼書等関係書類一式を機構本部に進達し支払を確認しました。	○担当部署において、事象の説明を行い、年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	内部
263	振替加算の加算漏れについて	確認・決定誤り	岡山	岡山東	2002年5月23日	2012年7月17日	○お客様から遺族厚生年金裁定請求書を受付た際、確認したところ、振替加算の加算漏れが判明しました。	○お客様の老齢年金を裁定する際に、本来、振替加算を加算する入力すべきところ、誤って加算しない入力したことによります。	1名	未払い	1,640,293	○担当者がお客様にお詫びの上、事象を説明し了承を得ました。 ○ブロック本部に取扱いを協議し、訂正処理可能との回答がありました。 ○訂正処理依頼書等関係書類一式を機構本部に進達し支払を確認しました。	○担当部署において、事象の説明を行い、配偶者を含む年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	内部
264	振替加算の加算誤りについて	確認・決定誤り	静岡	三島	1996年7月25日	2011年6月11日	○新たに判明した記録に係る調査を行ったところ、振替加算の加算誤りが判明しました。	○お客様の老齢年金の判明記録に係る調査を行った際に、本来、配偶者は旧法共済による加給年金を受給していることから、振替加算を加算しないと入力すべきところ、誤って加算すると入力したことによります。	1名	過払い	2,057,936	○担当者がお客様の代理人であるご家族にお詫びの上、事象を説明し了承を得ました。 ○返納申出書等関係書類一式を機構本部に進達しました。	○担当部署において、事象の説明を行い、配偶者を含む年金記録及び制度の確認を徹底するよう周知しました。	内部
265	年金支払の保留解除漏れについて	確認・決定誤り	三重	事務センター	2010年5月24日	2012年10月16日	○機構本部より、年金の支払状況について、連絡があり、確認したところ、年金支払の保留解除漏れが判明しました。	○遺族年金の裁定時に行った支払保留について、解除処理を行うための年金受給選択申出書の受理を漏らしたことによります。	1名	—	0	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○機構本部に取扱いを確認の上、関係書類一式を進達し処理が完了していることを確認しました。なお、別の年金を選択していることから、未払いは発生しませんでした。	○事務センター及び機構本部において、事象の説明を行い、支払保留の取扱いと進捗管理の確認を徹底するよう周知しました。	内部
266	配偶者加給年金の加算漏れについて	確認・決定誤り	東京	練馬	1991年3月22日	2012年7月5日	○他の年金事務所より、配偶者の加給年金について連絡があり、確認したところ、配偶者加給年金の加算漏れが判明しました。	○お客様の老齢年金を裁定する際に、本来、配偶者加給年金を加算する入力すべきところ、誤って加算しない入力したことによります。	1名	未払い	665,050	○担当者がお客様にお詫びの上、事象を説明し了承を得ました。 ○機構本部に取扱いを協議し、訂正処理可能との回答がありました。 ○訂正処理依頼書等関係書類一式を機構本部に進達し支払を確認しました。	○担当部署において、事象の説明を行い、配偶者を含む年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	内部

整理番号	件名	事故等の区分	県名	事務所名	発生日月	判明年月日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	判明契機
267	配偶者加給年金の加算漏れについて	確認・決定誤り	千葉	幕張	2004年 6月10日	2012年 4月17日	○機構本部より、再裁定関係書類について連絡があり、確認したところ、配偶者加給年金の加算漏れが判明しました。	○お客様の老齢年金を裁定する際に、本来、配偶者加給年金を加算すると入力すべきところ、誤って加算しないと入力したことによります。	1名	未払い	795,399	○担当者がお客様にお詫びの上、事象を説明し了承を得ました。 ○ブロック本部に取扱いを協議し、訂正処理可能との回答がありました。 ○訂正処理依頼書等関係書類一式を機構本部に進達し支払を確認しました。	○担当部署において、事象の説明を行い、配偶者を含む年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	内部
268	老齢年金裁定時における第四種被保険者期間の削除漏れについて	確認・決定誤り	千葉	千葉	1995年 5月25日	2012年 9月4日	○お客様より、遺族年金の請求を受け審査を行った際に、確認したところ、老齢年金裁定時における第四種被保険者期間の削除漏れが判明しました。	○お客様の老齢年金を裁定する際に、第四種被保険者期間を含む厚生年金期間が上限を超えている場合は、本来、超過期間について削除すべきところ、削除を漏らしたことによります。 ○年金記録の確認不足によるものです。	1名	その他	175,817	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○厚生年金保険料還付金の手続を説明し、返納方法申出書等関係書類を受理しました。 ○第四種被保険者記録を訂正の上、再裁定関係書類を機構本部に進達し、訂正処理を確認しました。	○担当部署において、年金裁定請求書受付時における年金記録の確認の徹底を周知しました。	内部
269	老齢年金裁定時における第四種被保険者期間の削除漏れについて	確認・決定誤り	大阪	貝塚	1997年 9月18日	2012年 3月27日	○ねんきん特別便の調査に伴い判明した厚生年金期間について、お客様より問合せがあり、確認したところ、老齢年金裁定時における第四種被保険者期間の削除漏れが判明しました。	○お客様の老齢年金を裁定する際に、第四種被保険者期間を含む厚生年金期間が上限を超えている場合は、本来、超過期間について削除すべきところ、削除を漏らしたことによります。 ○年金記録の確認不足によるものです。	1名	その他	153,857	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○厚生年金保険料還付金の手続を説明し、返納方法申出書等関係書類を受理しました。 ○第四種被保険者記録を訂正の上、再裁定関係書類を機構本部に進達し、訂正処理を確認しました。	○担当部署において、年金裁定請求書受付時における年金記録の確認の徹底を周知しました。	外部
270	死亡保留の入力誤りについて	確認・決定誤り	京都	京都南	2012年 9月27日	2012年 12月5日	○事務センターより、お客様の老齢年金の記録に支払保留表示があるとの連絡が街角の年金相談センターにあり、確認したところ、死亡保留の入力誤りが判明しました。	○街角の年金相談センターの担当者が、遺族年金の相談を行った際に、本来、お客様の配偶者の死亡保留処理票を作成すべきところ、誤ってお客様の死亡保留処理票を作成し事務センターへ送付したことによります。 ○街角の年金相談センターの担当者及び決裁者の確認不足によります。	1名	未払い	191,232	○担当者がお客様と家族にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○機構本部へ支払保留解除関係書類を進達し、処理が完了したことを確認しました。	○担当部署において、今回の事象を周知し、死亡保留処理票の記入時の注意喚起を行いました。 ○社会保険労務士会に、今回の事象を連絡し、再発防止策の徹底を図るよう連絡しました。	内部
271	配偶者加給年金の加算漏れについて	確認・決定誤り	京都	京都南	2011年 11月9日	2012年 7月5日	○機構本部より、再裁定関係書類について連絡があり、確認したところ、配偶者加給年金の加算漏れが判明しました。	○お客様の障害年金を裁定する際に、本来、内縁の妻を加算対象とする場合においても、年金裁定時にその証明書書類等を添付し審査、登録すべきところ、障害等級決定後に審査するものと説明を誤り、必要書類を受理しなかったことによります。	1名	未払い	132,240	○担当者がお客様にお詫びの上、事象を説明し了承を得ました。 ○ブロック本部に取扱いを協議し、訂正処理可能との回答がありました。 ○訂正処理依頼書等関係書類一式を機構本部に進達し支払を確認しました。	○担当部署において、事象の説明を行い、加給年金の取扱いについての確認を徹底するよう周知しました。	内部

整理番号	件名	事故等の区分	県名	事務所名	発生日	判明日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	判明契機
272	年金支払の保留解除漏れについて	確認・決定誤り	三重	事務センター	2010年10月28日	2012年12月11日	○機構本部より、年金の支払状況について、連絡があり、確認したところ、年金支払の保留解除漏れが判明しました。	○老齢年金の裁定時に行った支払保留について、解除処理を行うための年金受給選択申出書の受理を漏らしたことにあります。	1名	未払い	831,015	○担当がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○機構本部に取扱いを確認の上、関係書類一式を進達し処理が完了していることを確認しました。	○事務センター及び機構本部において、事象の説明を行い、支払保留の取扱いと進捗管理の確認を徹底するよう周知しました。	内部
273	老齢年金裁定時における第四種被保険者期間の削除漏れについて	確認・決定誤り	北海道	新さっぽろ	2000年10月26日	2012年8月9日	○機構本部より、再裁定関係書類について連絡があり、確認したところ、老齢年金裁定時における第四種被保険者期間の削除漏れが判明しました。	○お客様の老齢年金を裁定する際に、第四種被保険者期間を含む厚生年金期間が上限を超えている場合は、本来、超過期間について削除すべきところ、削除を漏らしたことにあります。 ○年金記録の確認不足によるものです。	1名	その他	27,685	○担当がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○厚生年金保険料還付金の手続を説明し、返納方法申出書等関係書類を受理しました。 ○第四種被保険者記録を訂正の上、再裁定関係書類を機構本部に進達し、訂正処理を確認しました。	○担当部署において、年金裁定請求書受付時における年金記録の確認の徹底を周知しました。	内部
274	年金支払の保留解除漏れについて	確認・決定誤り	三重	事務センター	2010年10月28日	2012年11月14日	○機構本部より、年金の支払状況について、連絡があり、確認したところ、年金支払の保留解除漏れが判明しました。	○老齢年金の裁定時に行った支払保留について、解除処理を行うための年金受給選択申出書の受理を漏らしたことにあります。	1名	—	0	○担当がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○機構本部に取扱いを確認の上、関係書類一式を進達し処理が完了していることを確認しました。なお、別の年金を選択していることから、未払いは発生しませんでした。	○事務センター及び機構本部において、事象の説明を行い、支払保留の取扱いと進捗管理の確認を徹底するよう周知しました。	内部
275	配偶者加給年金の加算漏れについて	確認・決定誤り	大阪	吹田	1995年5月31日	2012年4月19日	○機構本部より、再裁定関係書類について連絡があり、確認したところ、配偶者加給年金の加算漏れが判明しました。	○お客様の老齢年金を裁定する際に、本来、配偶者加給年金を加算すると入力すべきところ、誤って加算しないと入力したことにあります。	1名	未払い	43,066	○担当がお客様にお詫びの上、事象を説明し了承を得ました。 ○機構本部に取扱いを協議し、訂正処理可能との回答がありました。 ○訂正処理依頼書等関係書類一式を機構本部に進達し支払を確認しました。	○担当部署において、事象の説明を行い、年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	内部
276	配偶者加給年金の加算漏れについて	確認・決定誤り	大阪	吹田	1999年7月14日	2012年7月26日	○機構本部より、再裁定関係書類について連絡があり、確認したところ、配偶者加給年金の加算漏れが判明しました。	○お客様の老齢年金を裁定する際に、本来、配偶者加給年金を加算すると入力すべきところ、誤って加算しないと入力したことにあります。	1名	未払い	151,258	○担当がお客様にお詫びの上、事象を説明し了承を得ました。 ○ブロック本部に取扱いを協議し、訂正処理可能との回答がありました。 ○訂正処理依頼書等関係書類一式を機構本部に進達し支払を確認しました。	○担当部署において、事象の説明を行い、配偶者を含む年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	内部

整理番号	件名	事故等の区分	県名	事務所名	発生日月	判明年月日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	判明契機
277	配偶者加給年金の加算漏れについて	確認・決定誤り	兵庫	尼崎	1993年7月15日	2012年7月3日	○機構本部より、再裁定関係書類について連絡があり、確認したところ、配偶者加給年金の加算漏れが判明しました。	○お客様の老齢年金を裁定する際に、本来、配偶者加給年金を加算すると入力すべきところ、誤って加算しないと入力したことによります。	1名	未払い	52,275	○担当者がお客様にお詫びの上、事象を説明し了承を得ました。 ○機構本部に取扱いを協議し、訂正処理可能との回答がありました。 ○訂正処理依頼書等関係書類一式を機構本部に進達し支払を確認しました。	○担当部署において、事象の説明を行い、配偶者様を含む年金記録及び添付書類の確認を徹底するよう周知しました。	内部
278	配偶者加給年金の加算漏れについて	確認・決定誤り	大阪	天満	1993年5月13日	2012年5月31日	○他年金事務所より、再裁定関係書類について連絡があり、確認したところ、配偶者加給年金の加算漏れが判明しました。	○お客様の老齢年金を裁定する際に、本来、配偶者の加給年金額を加算すると入力すべきところ、誤って加算しないと入力したことによります。	1名	未払い	320,196	○担当者がお客様にお詫びの上、事象を説明し了承を得ました。 ○機構本部に取扱いを協議し、訂正処理可能との回答がありました。 ○訂正処理依頼書等関係書類一式を機構本部に進達し支払を確認しました。	○担当部署において、事象の説明を行い、配偶者様を含む年金記録及び添付書類の確認を徹底するよう周知しました。	内部
279	老齢年金裁定時における第四種被保険者期間の削除漏れについて	確認・決定誤り	大阪	天王寺	2003年6月5日	2012年9月10日	○お客様より、遺族年金の請求を受け審査を行った際に、確認したところ、老齢年金裁定時における第四種被保険者期間の削除漏れが判明しました。	○お客様の配偶者の老齢年金を裁定する際に、第四種被保険者期間を含む厚生年金期間が上限を超えている場合は、本来、超過期間について削除すべきところ、削除を漏らしたことによります。 ○年金記録の確認不足によるものです。	1名	その他	56,800	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○厚生年金保険料還付金の手続を説明し、返納方法申出書等関係書類を受理しました。 ○第四種被保険者記録を訂正の上、再裁定関係書類を機構本部に進達し、訂正処理を確認しました。	○担当部署において、年金裁定請求書受付時における年金記録の確認の徹底を周知しました。	内部
280	遺族年金裁定時における要件の決定誤りについて	確認・決定誤り	大阪	事務センター	2012年2月9日	2012年10月25日	○お客様より、年金支給額について問合せがあり、確認したところ、遺族年金裁定時における要件の決定誤りが判明しました。	○お客様の遺族年金を裁定する際に、本来、お客様より短期要件により裁定希望との記載があるにもかかわらず、長期要件による入力を行い裁定したことによります。	1名	未払い	702,300	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○ブロック本部に取扱いを協議し、訂正処理可能との回答がありました。 ○訂正処理依頼書等関係書類一式を機構本部に進達し訂正処理を確認しました。	○担当部署において、事象の説明を行い、長期・短期要件の確認の徹底を周知しました。	外部
281	配偶者加給年金の加算漏れについて	確認・決定誤り	神奈川	横浜中	1994年2月24日	2012年11月2日	○機構本部より、再裁定関係書類について連絡があり、確認したところ、配偶者加給年金の加算漏れが判明しました。	○お客様の老齢年金を裁定する際に、本来、配偶者加給年金を加算すると入力すべきところ、誤って加算しないと入力したことによります。	1名	未払い	172,016	○担当者がお客様にお詫びの上、事象を説明し了承を得ました。 ○ブロック本部に取扱いを協議し、訂正処理可能との回答がありました。 ○訂正処理依頼書等関係書類一式を機構本部に進達し支払を確認しました。	○担当部署において、事象の説明を行い、年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	内部

整理番号	件名	事故等の区分	県名	事務所名	発生日月	判明日月	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	判明契機
282	老齢年金裁定時における第四種被保険者期間の削除漏れについて	確認・決定誤り	東京	渋谷	2002年 2月7日	2012年 11月5日	○機構本部より、再裁定関係書類について連絡があり、確認したところ、老齢年金裁定時における第四種被保険者期間の削除漏れが判明しました。	○お客様の老齢年金を裁定する際に、第四種被保険者期間を含む厚生年金期間が上限を超えている場合は、本来、超過期間について削除すべきところ、削除を漏らしたことによります。 ○年金記録の確認不足によるものです。	1名	その他	114,600	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○厚生年金保険料還付金の手続を説明し、返納方法申出書等関係書類を受理しました。 ○第四種被保険者記録を訂正の上、再裁定関係書類を機構本部に進達し、訂正処理を確認しました。	○担当部署において、年金裁定請求書受付時における年金記録の確認の徹底を周知しました。	内部
283	障害状態確認届及び生計維持確認書の処理漏れについて	確認・決定誤り	和歌山	事務センター	2012年 10月29日	2012年 12月10日	○機構本部より、お客様の年金支給状況について連絡があり、確認したところ、障害状態確認届及び生計維持確認書の処理漏れが判明しました。	○お客様より受理した障害状態確認届及び生計維持確認書について、直近に障害給付額改定請求書を受けていることから、処理不要と誤った認識をしたことによります。	1名	未払い	219,083	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○関係書類一式を機構本部に進達し支払を確認しました。	○担当部署において、事象の説明をし、障害状態確認届について、取扱いの確認と徹底を周知しました。	内部
284	振替加算の加算誤りについて	確認・決定誤り	沖縄	浦添	2000年 12月頃	2009年 10月15日	○機構本部より、再裁定関係書類について連絡があり、確認したところ、振替加算の加算誤り判明しました。	○お客様の老齢年金を裁定する際に、本来、振替加算を加算しないと入力すべきところ、誤って加算すると入力したことによります。	1名	過払い	864,799	○担当者がお客様の代理人であるご家族にお詫びの上、事象を説明し了承を得ました。 ○返納方法申出書等関係書類一式を機構本部に進達しました。	○担当部署において、事象の説明を行い、配偶者を含む年金記録及び制度の確認を徹底するよう周知しました。	内部
285	配偶者加給年金の加算漏れについて	確認・決定誤り	東京	八王子	1994年 11月11日	2012年 10月29日	○機構本部より、再裁定関係書類について連絡があり、確認したところ、配偶者加給年金の加算漏れが判明しました。	○お客様の老齢年金を裁定する際に、本来、配偶者加給年金を加算すると入力すべきところ、誤って加算しないと入力したことによります。	1名	未払い	64,374	○担当者がお客様にお詫びの上、事象を説明し了承を得ました。 ○ブロック本部に取扱いを協議し、訂正処理可能との回答がありました。 ○訂正処理依頼書等関係書類一式を機構本部に進達し支払を確認しました。	○担当部署において、事象の説明を行い、年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	内部
286	厚生年金記録判明に係る再裁定関係書類の受理誤り	確認・決定誤り	神奈川	横浜南	2008年 12月22日	2010年 9月10日	○お客様より、年金額について問合せがあり、確認したところ、厚生年金記録判明に係る再裁定関係書類の受理誤りが判明しました。	○お客様の厚生年金記録判明に係る手続きを行った際に、本来、記録追加により年金額が減額になるところを増額になると説明し、再裁定関係書類を受理したことによります。	1名	未払い	2,100	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○機構本部に訂正処理可能との回答を受け、再裁定の取消に係る関係書類一式を進達し、処理が完了したことを確認しました。	○担当部署において、事象の説明を行い、年金見込額を説明する際の記録の確認の徹底について、周知しました。	外部

整理番号	件名	事故等の区分	県名	事務所名	発生日月	判明年月日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	判明契機
287	配偶者加給年金の加算漏れについて	確認・決定誤り	石川	七尾	2004年1月31日	2012年12月7日	○機構本部より、再裁定関係書類について連絡があり、確認したところ、配偶者加給年金の加算漏れが判明しました。	○お客様の老齢年金を裁定する際に、本来、配偶者加給年金を加算すると入力すべきところ、誤って加算しないと入力したことによります。	1名	未払い	66,416	○担当者がお客様にお詫びの上、事象を説明し了承を得ました。 ○機構本部に取扱いを確認の上、訂正処理依頼書等関係書類一式を進達し支払を確認しました。	○担当部署において、事象の説明を行い、配偶者を含む年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	内部
288	振替加算の加算誤りについて	確認・決定誤り	石川	金沢南	1994年8月18日	2012年12月12日	○お客様から遺族厚生年金裁定請求書を受付た際、確認したところ、振替加算の加算誤りが判明しました。	○お客様の老齢年金を裁定する際に、本来、振替加算を加算しないと入力すべきところ、誤って加算すると入力したことによります。	1名	過払い	925,233	○担当者がお客様にお詫びの上、事象を説明し了承を得ました。 ○返納方法申出書等関係書類一式を機構本部に進達しました。	○担当部署において、事象の説明を行い、配偶者を含む年金記録及び制度の確認を徹底するよう周知しました。	内部
289	老齢年金裁定時における第四種被保険者期間の削除漏れについて	確認・決定誤り	福井	福井	1994年3月31日	2012年4月18日	○お客様より、遺族年金の請求を受付け審査を行った際に、確認したところ、老齢年金裁定時における第四種被保険者期間の削除漏れが判明しました。	○お客様の配偶者の老齢年金を裁定する際に、第四種被保険者期間を含む厚生年金期間が上限を超えている場合は、本来、超過期間について削除すべきところ、削除を漏らしたことによります。 ○年金記録の確認不足によるものです。	1名	その他	644,033	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○厚生年金保険料還付金の手続を説明し、返納方法申出書等関係書類を受理しました。 ○第四種被保険者記録を訂正の上、再裁定関係書類を機構本部に進達し、訂正処理を確認しました。	○担当部署において、年金裁定請求書受付時における年金記録の確認の徹底を周知しました。	内部
290	配偶者加給年金の加算漏れについて	確認・決定誤り	大阪	城東	1993年5月3日	2012年11月8日	○機構本部より、再裁定関係書類について連絡があり、確認したところ、配偶者加給年金の加算漏れが判明しました。	○お客様の老齢年金を裁定する際に、本来、配偶者加給年金を加算すると入力すべきところ、誤って加算しないと入力したことによります。	1名	未払い	176,000	○担当者がお客様にお詫びの上、事象を説明し了承を得ました。 ○ブロック本部に取扱いを協議し、訂正処理可能との回答がありました。 ○訂正処理依頼書等関係書類一式を機構本部に進達し支払を確認しました。	○担当部署において、事象の説明を行い、加給年金の取扱いについての確認を徹底するよう周知しました。	内部
291	老齢年金裁定時における第四種被保険者期間の削除漏れについて	確認・決定誤り	山口	徳山	2003年11月25日	2012年9月10日	○お客様より、離婚分割の改定請求書を受付け審査を行った際に、確認したところ、老齢年金裁定時における第四種被保険者期間の削除漏れが判明しました。	○お客様の老齢年金を裁定する際に、第四種被保険者期間を含む厚生年金期間が上限を超えている場合は、本来、超過期間について削除すべきところ、削除を漏らしたことによります。 ○年金記録の確認不足によるものです。	1名	その他	101,004	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○厚生年金保険料還付金の手続を説明し、返納方法申出書等関係書類を受理しました。 ○第四種被保険者記録を訂正の上、再裁定関係書類を機構本部に進達し、訂正処理を確認しました。	○担当部署において、年金裁定請求書受付時における年金記録の確認の徹底を周知しました。	内部

整理番号	件名	事故等の区分	県名	事務所名	発生日月	判明日月	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	判明契機
292	老齢厚生年金請求書受付時における受給資格要件の確認誤りについて	確認・決定誤り	兵庫	西宮	2011年 12月21日	2012年 1月6日	○お客様より提出された老齢年金請求書を審査したところ、老齢年金請求書受付時における受給資格要件の確認誤りが判明しました。	○老齢年金請求書を受付する際、本来であれば、昭和61年4月以降における厚生年金同月得喪後の国民年金第1号未納期間については、受給資格期間に算入できないにもかかわらず、認識不足により、受給資格期間に算入したことによりです。	1名	—	0	○担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ○機構本部に取扱いを協議し、第3号特例届を遡及して受付ること及び時効となった保険料の納付については認められないとの回答があり、改めてお詫びの上、現時点で第3号特例届を受付させていただく旨説明しました。 ○第3号特例届を受理し、入力処理を行いました。 ○老齢年金請求書の入力処理を行い、年金の支払を確認しました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、受給資格要件に係る相談については、必ずダブルチェックを行うことを周知・徹底しました。	内部
293	老齢年金裁定時における合算対象期間の算入誤りについて	確認・決定誤り	鹿児島	鹿児島南	2009年 4月14日	2012年 9月24日	○事務センターより、老齢年金請求書の返戻があり、確認したところ、老齢年金裁定時における合算対象期間の算入誤りが判明しました。	○お客様の老齢年金を裁定する際に、本来、合算対象期間とすべき期間の算入を漏らしたことによりです。これにより受給権発生日が遅くなったものです。	1名	未払い	22,040	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○機構本部に取扱いを協議し、訂正処理可能との回答がありました。 ○訂正処理依頼書等関係書類一式を機構本部に進達し支払を確認しました。	○担当部署において、事象の説明を行い、配偶者を含む年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	内部
294	配偶者加給年金の加算漏れについて	確認・決定誤り	大阪	堺西	1995年 2月23日	2012年 8月22日	○機構本部より、再裁定関係書類について連絡があり、確認したところ、配偶者加給年金の加算漏れが判明しました。	○お客様の老齢年金を裁定する際に、本来、配偶者加給年金を加算すると入力すべきところ、誤って加算しないと入力したことによりです。	1名	未払い	195,272	○担当者がお客様にお詫びの上、事象を説明し了承を得ました。 ○機構本部に取扱いを協議し、訂正処理可能との回答がありました。 ○訂正処理依頼書等関係書類一式を機構本部に進達し支払を確認しました。	○担当部署において、事象の説明を行い、配偶者を含む年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	内部
295	配偶者加給年金の加算誤りについて	確認・決定誤り	長野	事務センター	2012年 11月12日	2012年 12月26日	○お客様の配偶者の老齢年金請求書を受付した際に、確認したところ、配偶者加給年金の加算誤りが判明しました。	○お客様の老齢年金を裁定する際に、本来、配偶者加給年金を加算しないと入力すべきところ、誤って加算すると入力したことによりです。	1名	過払い	32,766	○担当者がお客様にお詫びの上、事象を説明し、過払いについては年金より調整させていただくことで、了承を得ました。 ○関係書類一式を機構本部に進達し支払の調整がなされていることを確認しました。	○給付グループにおいて、事象の説明を行い、年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	内部

整理番号	件名	事故等の区分	県名	事務所名	発生日月	判明日月	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	判明契機
296	老齢年金裁定時における第四種被保険者期間の削除漏れについて	確認・決定誤り	茨城	事務センター	2009年2月20日	2012年12月3日	○お客様より、老齢年金の請求を受け審査を行った際に、確認したところ、老齢年金裁定時における第四種被保険者期間の削除漏れが判明しました。	○お客様の配偶者の老齢年金を裁定する際に、第四種被保険者期間を含む厚生年金期間が上限を超えている場合は、本来、超過期間について削除すべきところ、削除を漏らしたことによります。 ○年金記録の確認不足によるものです。	1名	その他	778,828	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○厚生年金保険料還付金の手続を説明し、返納方法申出書等関係書類を受理しました。 ○第四種被保険者記録を訂正の上、再裁定関係書類を機構本部に進達し、訂正処理を確認しました。	○担当部署において、年金裁定請求書受付時における年金記録の確認の徹底を周知しました。	内部
297	子の加給年金の加算誤りについて	確認・決定誤り	神奈川	事務センター	2009年7月2日	2012年6月28日	○年金事務所より、お客様の加給年金について連絡があり、確認したところ、子の加給年金の加算誤りが判明しました。	○お客様の老齢年金を裁定する際に、子の生年月日を誤って登録したことにより、子の加給年金が停止されなかったものです。 ○担当者の審査時の確認不足によります。	1名	過払い	948,416	○担当者がお客様にお詫びの上、事象を説明し了承を得ました。 ○返納申出書等関係書類一式を機構本部に進達しました。	○担当部署において、事象の説明を行い、年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	内部
298	子の加給年金の加算漏れについて	確認・決定誤り	埼玉	川越	2000年6月26日	2011年9月22日	○機構本部より、再裁定関係書類について連絡があり、確認したところ、子の加給年金の加算漏れが判明しました。	○お客様の障害年金を裁定する際に、本来、子を加給年金対象者として登録を行うべきところ、登録を漏らしたことによります。 ○市役所及び事務所担当者の審査時の確認不足によります。	1名	未払い	2,575,877	○担当者がお客様にお詫びの上、事象を説明し了承を得ました。 ○ブロック本部に取扱いを協議し、訂正処理可能との回答がありました。 ○訂正処理依頼書等関係書類一式を機構本部に進達し支払を確認しました。	○担当部署において、事象の説明を行い、年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	内部
299	子の加給年金の加算漏れについて	確認・決定誤り	愛媛	事務センター	2012年5月31日	2012年11月2日	○市役所より、加給年金について問合せがあり、確認したところ、子の加給年金の加算漏れが判明しました。	○お客様の障害年金を裁定する際に、特別児童扶養手当との調整の確認を誤り、子の加給年金の登録を漏らしたことによります。	1名	未払い	113,148	○担当者がお客様にお詫びの上、事象を説明し了承を得ました。 ○ブロック本部に取扱いを協議し、訂正処理可能との回答がありました。 ○訂正処理依頼書等関係書類一式を機構本部に進達し支払を確認しました。	○担当部署において、事象の説明を行い、加給年金の取扱いについての確認を徹底するよう周知しました。	外部
300	老齢年金裁定時における第四種被保険者期間の削除漏れについて	確認・決定誤り	愛媛	宇和島	1993年10月21日	2012年9月25日	○機構本部より、再裁定関係書類について連絡があり、確認したところ、老齢年金裁定時における第四種被保険者期間の削除漏れが判明しました。	○お客様の老齢年金を裁定する際に、第四種被保険者期間を含む厚生年金期間が上限を超えている場合は、本来、超過期間について削除すべきところ、削除を漏らしたことによります。 ○年金記録の確認不足によるものです。	2名	その他	14,746	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○厚生年金保険料還付金の手続を説明し、関係書類を受理しました。 ○第四種被保険者記録を訂正の上、再裁定関係書類を機構本部に進達し、訂正処理を確認しました。	○担当部署において、年金裁定請求書受付時における年金記録の確認の徹底を周知しました。	内部

整理番号	件名	事故等の区分	県名	事務所名	発生日月	判明年月日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	判明 契機
301	老齢年金 裁定時における第 四種被保険者期間 の削除漏れについて	確認・ 決定誤り	埼玉	川越	2000年 1月13日	2012年 6月7日	○紙台帳とコンピューターの突合作業に伴い、確認したところ、老齢年金裁定時における第四種被保険者期間の削除漏れが判明しました。	○お客様の老齢年金を裁定する際に、第四種被保険者期間を含む厚生年金期間が上限を超えている場合は、本来、超過期間について削除すべきところ、削除を漏らしたことによります。 ○年金記録の確認不足によるものです。	1名	その他	249,414	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○厚生年金保険料還付金の手続を説明し、返納方法申出書等関係書類を受理しました。 ○第四種被保険者記録を訂正の上、再裁定関係書類を機構本部に進達し、訂正処理を確認しました。	○担当部署において、年金裁定請求書受付時における年金記録の確認の徹底を周知しました。	内部
302	老齢年金 裁定時における第 四種被保険者期間 の削除漏れについて	確認・ 決定誤り	埼玉	川越	1982年 5月4日	2012年 9月3日	○紙台帳とコンピューターの突合作業に伴い、確認したところ、老齢年金裁定時における第四種被保険者期間の削除漏れが判明しました。	○お客様の老齢年金を裁定する際に、第四種被保険者期間を含む厚生年金期間が上限を超えている場合は、本来、超過期間について削除すべきところ、削除を漏らしたことによります。 ○年金記録の確認不足によるものです。	1名	その他	238,669	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○厚生年金保険料還付金の手続を説明し、返納方法申出書等関係書類を受理しました。 ○第四種被保険者記録を訂正の上、再裁定関係書類を機構本部に進達し、訂正処理を確認しました。	○担当部署において、年金裁定請求書受付時における年金記録の確認の徹底を周知しました。	内部
303	配偶者加 給年金の 加算漏れ について	確認・ 決定誤り	大阪	東大阪	1998年5月 28日	2012年11 月29日	○機構本部より、再裁定関係書類について連絡があり、確認したところ、配偶者加給年金の加算漏れが判明しました。	○お客様の老齢年金を裁定する際に、本来、配偶者加給年金を加算すると入力すべきところ、誤って加算しないとして入力したことによります。	1名	未払い	43,217	○担当者がお客様にお詫びの上、事象を説明し了承を得ました。 ○ブロック本部に取扱いを協議し、訂正処理可能との回答がありました。 ○訂正処理依頼書等関係書類一式を機構本部に進達し支払を確認しました。	○担当部署において、事象の説明を行い、年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	内部
304	老齢年金 裁定時における第 四種被保険者期間 の削除漏れについて	確認・ 決定誤り	大阪	堺東	1997年6月 5日	2012年7月 2日	○事務センターより、未支給請求書について連絡があり、確認したところ、老齢年金裁定時における第四種被保険者期間の削除漏れが判明しました。	○お客様の老齢年金を裁定する際に、第四種被保険者期間を含む厚生年金期間が上限を超えている場合は、本来、超過期間について削除すべきところ、削除を漏らしたことによります。 ○年金記録の確認不足によるものです。	1名	その他	97,220	○担当者がお客様のご家族にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○厚生年金保険料還付金の手続を説明し、返納方法申出書等関係書類を受理しました。 ○第四種被保険者記録を訂正の上、再裁定関係書類を機構本部に進達し、訂正処理を確認しました。	○担当部署において、年金裁定請求書受付時における年金記録の確認の徹底を周知しました。	内部
305	老齢年金 裁定時における第 四種被保険者期間 の削除漏れについて	確認・ 決定誤り	北海道	小樽	1985年 11月7日	2012年 8月28日	○お客様より、遺族年金の請求を受け審査を行った際に、確認したところ、老齢年金裁定時における第四種被保険者期間の削除漏れが判明しました。	○お客様の配偶者の老齢年金を裁定する際に、第四種被保険者期間を含む厚生年金期間が上限を超えている場合は、本来、超過期間について削除すべきところ、削除を漏らしたことによります。 ○年金記録の確認不足によるものです。	1名	その他	294,875	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○厚生年金保険料還付金の手続を説明し、返納方法申出書等関係書類を受理しました。 ○第四種被保険者記録を訂正の上、再裁定関係書類を機構本部に進達し、訂正処理を確認しました。	○担当部署において、年金裁定請求書受付時における年金記録の確認の徹底を周知しました。	内部

整理番号	件名	事故等の区分	県名	事務所名	発生日月	判明年月日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	判明契機
306	老齢年金裁定時における第四種被保険者期間の削除漏れについて	確認・決定誤り	北海道	北見	2000年4月6日	2012年9月27日	○事務センターより、紙台帳とコンピューターの実作業に伴い記録の確認依頼があり、確認したところ、老齢年金裁定時における第四種被保険者期間の削除漏れが判明しました。	○お客様の老齢年金を裁定する際に、第四種被保険者期間を含む厚生年金期間が上限を超えている場合は、本来、超過期間について削除すべきところ、削除を漏らしたことによります。 ○年金記録の確認不足によるものです。	1名	その他	165,899	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○厚生年金保険料還付金の手続を説明し、返納方法申出書等関係書類を受理しました。 ○第四種被保険者記録を訂正の上、再裁定関係書類を機構本部に進達し、訂正処理を確認しました。	○担当部署において、年金裁定請求書受付時における年金記録の確認の徹底を周知しました。	内部
307	配偶者加給年金の加算漏れについて	確認・決定誤り	大阪	難波	1992年3月26日	2012年6月25日	○機構本部より、再裁定関係書類について連絡があり、確認したところ、配偶者加給年金の加算漏れが判明しました。	○お客様の老齢年金を裁定する際に、本来、配偶者加給年金を加算すると入力すべきところ、誤って加算しないと入力したことによります。	1名	未払い	86,566	○担当者がお客様にお詫びの上、事象を説明し了承を得ました。 ○機構本部に取扱いを協議し、訂正処理可能との回答がありました。 ○訂正処理依頼書等関係書類一式を機構本部に進達し支払を確認しました。	○担当部署において、事象の説明を行い、年金記録及び添付書類の確認を徹底するよう周知しました。	内部
308	老齢年金裁定時における第四種被保険者期間の削除漏れについて	確認・決定誤り	長野	長野南	1976年2月3日	2012年9月11日	○機構本部より、再裁定関係書類について連絡があり、確認したところ、老齢年金裁定時における第四種被保険者期間の削除漏れが判明しました。	○お客様の老齢年金を裁定する際に、第四種被保険者期間を含む厚生年金期間が上限を超えている場合は、本来、超過期間について削除すべきところ、削除を漏らしたことによります。 ○年金記録の確認不足によるものです。	1名	その他	136,320	○担当者がお客様の代理人であるご家族にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○厚生年金保険料還付金の手続を説明し、返納方法申出書等関係書類を受理しました。 ○第四種被保険者記録を訂正の上、再裁定関係書類を機構本部に進達し、訂正処理を確認しました。	○担当部署において、年金裁定請求書受付時における年金記録の確認の徹底を周知しました。	内部
309	配偶者加給年金の加算漏れについて	確認・決定誤り	埼玉	秩父	2003年9月19日	2012年2月6日	○機構本部より、未支給年金関係書類について連絡があり、確認したところ、配偶者加給年金の加算漏れが判明しました。	○お客様の老齢年金を裁定する際に、本来、配偶者の加給年金額を加算すると入力すべきところ、誤って加算しないと入力したことによります。	1名	未払い	3,171,105	○担当者がお客様のご遺族にお詫びの上、事象を説明し了承を得ました。 ○機構本部に取扱いを協議し、訂正処理可能との回答がありました。 ○訂正処理依頼書等関係書類一式を機構本部に進達し支払を確認しました。	○担当部署において、事象の説明を行い、配偶者様を含む年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	内部
310	老齢年金裁定時における第四種被保険者期間の削除漏れについて	確認・決定誤り	千葉	佐原	2000年6月8日	2012年9月3日	○お客様より、遺族年金の請求を受け審査を行った際に、確認したところ、老齢年金裁定時における第四種被保険者期間の削除漏れが判明しました。	○お客様の配偶者の老齢年金を裁定する際に、第四種被保険者期間を含む厚生年金期間が上限を超えている場合は、本来、超過期間について削除すべきところ、削除を漏らしたことによります。 ○年金記録の確認不足によるものです。	1名	その他	300,968	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○厚生年金保険料還付金の手続を説明し、返納方法申出書等関係書類を受理しました。 ○第四種被保険者記録を訂正の上、再裁定関係書類を機構本部に進達し、訂正処理を確認しました。	○担当部署において、年金裁定請求書受付時における年金記録の確認の徹底を周知しました。	内部

整理番号	件名	事故等の区分	県名	事務所名	発生日	判明年月日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	判明契機
311	配偶者加給年金の加算漏れについて	確認・決定誤り	東京	八王子	1992年3月22日	2012年12月14日	○機構本部より、再裁定関係書類について連絡があり、確認したところ、配偶者加給年金の加算漏れが判明しました。	○お客様の老齢年金を裁定する際に、本来、配偶者加給年金を加算すると入力すべきところ、誤って加算しないと入力したことによります。 ○加入記録の確認が不十分であったことによるものです。	2名	未払い	3,332,879	○担当者がお客様にお詫びの上、事象を説明し了承を得ました。 ○機構本部に取扱いを確認し、訂正処理依頼書等関係書類一式を進達し支払を確認しました。	○事務所で事象の説明を行い、請求書審査時の配偶者を含む加入記録の確認を徹底するよう周知しました。	内部
312	振替加算の加算漏れについて	確認・決定誤り	沖縄	那覇	1998年9月17日	2012年9月25日	○機構本部より、再裁定関係書類について連絡があり、確認したところ、振替加算の加算漏れ判明しました。	○お客様の老齢年金を裁定する際に、本来、振替加算を加算すると入力すべきところ、誤って加算しないと入力したことによります。	1名	未払い	1,433,732	○担当者がお客様にお詫びの上、事象を説明し了承を得ました。 ○ブロック本部に取扱いを協議し、訂正処理可能との回答がありました。 ○訂正処理依頼書等関係書類一式を機構本部に進達し支払を確認しました。	○担当部署において、事象の説明を行い、配偶者を含む年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	内部
313	振替加算の加算漏れについて	確認・決定誤り	熊本	本渡	1995年11月2日	2012年11月29日	○お客様から再裁定関係書類を受付た際、確認したところ、振替加算の加算漏れ判明しました。	○お客様の老齢年金を裁定する際に、本来、振替加算を加算すると入力すべきところ、誤って加算しないと入力したことによります。	1名	未払い	3,436,916	○担当者がお客様にお詫びの上、事象を説明し了承を得ました。 ○ブロック本部に取扱いを協議し、訂正処理可能との回答がありました。 ○訂正処理依頼書等関係書類一式を機構本部に進達し支払を確認しました。	○担当部署において、事象の説明を行い、配偶者を含む年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	内部
314	老齢年金裁定時における第四種被保険者期間の削除漏れについて	確認・決定誤り	岡山	岡山西	1996年6月20日	2012年5月31日	○機構本部より、再裁定関係書類について連絡があり、確認したところ、老齢年金裁定時における第四種被保険者期間の削除漏れが判明しました。	○お客様の老齢年金を裁定する際に、第四種被保険者期間を含む厚生年金期間が上限を超えている場合は、本来、超過期間について削除すべきところ、削除を漏らしたことによります。 ○年金記録の確認不足によるものです。	1名	その他	64,120	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○厚生年金保険料還付金の手続きを説明し、返納方法申出書等関係書類を受理しました。 ○第四種被保険者記録を訂正の上、再裁定関係書類を機構本部に進達し、訂正処理を確認しました。	○担当部署において、年金裁定請求書受付時における年金記録の確認の徹底を周知しました。	内部
315	振替加算の加算漏れについて	確認・決定誤り	熊本	本渡	2005年11月30日	2012年12月6日	○記録突合センターより、紙台帳とコンピューター記録の突合せの際に、確認したところ、振替加算の加算漏れが判明しました。	○お客様の老齢年金を裁定する際に、本来、振替加算を加算すると入力すべきところ、誤って加算しないと入力したことによります。	1名	未払い	998,711	○担当者がお客様にお詫びの上、事象を説明し了承を得ました。 ○ブロック本部に取扱いを協議し、訂正処理可能との回答がありました。 ○訂正処理依頼書等関係書類一式を機構本部に進達し支払を確認しました。	○担当部署において、事象の説明を行い、配偶者を含む年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	内部

整理番号	件名	事故等の区分	県名	事務所名	発生日	判明年月日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	判明契機
316	配偶者加給年金の加算漏れについて	確認・決定誤り	千葉	幕張	1995年 2月12日	2012年 9月12日	○他の年金事務所より、加給年金について連絡があり、確認したところ、配偶者加給年金の加算漏れが判明しました。	○お客様の老齢年金を裁定する際に、本来、配偶者加給年金を加算すると入力すべきところ、誤って加算しないと入力したことによります。	1名	未払い	244,700	○担当者がお客様のご遺族にお詫びの上、事象を説明し了承を得ました。 ○機構本部に取扱いを協議し、訂正処理可能との回答がありました。 ○訂正処理依頼書等関係書類一式を機構本部に進達し支払を確認しました。	○担当部署において、事象の説明を行い、配偶者を含む年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	内部
317	配偶者加給年金の加算漏れについて	確認・決定誤り	新潟	新発田	2002年 8月1日	2012年 9月15日	○紙台帳とコンピューター記録の突合せの際に、配偶者状態表示の誤りについて照会があり、確認したところ、配偶者加給年金の加算漏れが判明しました。	○お客様の老齢年金を裁定する際に、本来、配偶者加給年金を加算すると入力すべきところ、誤って加算しないと入力したことによります。	1名	未払い	306,119	○担当者がお客様にお詫びの上、事象を説明し了承を得ました。 ○機構本部に取扱いを協議し、訂正処理可能との回答がありました。 ○訂正処理依頼書等関係書類一式を機構本部に進達し支払を確認しました。	○担当部署において、事象の説明を行い、配偶者を含む年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	内部
318	配偶者加給年金の加算漏れについて	確認・決定誤り	新潟	長岡	1993年 10月7日	2012年 2月3日	○機構本部より、再裁定関係書類について連絡があり、確認したところ、配偶者加給年金の加算漏れが判明しました。	○お客様の老齢年金を裁定する際に、本来、配偶者加給年金を加算すると入力すべきところ、誤って加算しないと入力したことによります。	1名	未払い	285,264	○担当者がお客様にお詫びの上、事象を説明し了承を得ました。 ○機構本部に取扱いを協議し、訂正処理可能との回答がありました。 ○訂正処理依頼書等関係書類一式を機構本部に進達し支払を確認しました。	○担当部署において、事象の説明の上、裁定請求書の受付・審査時には夫婦の年金支給状況の確認を慎重に行うように周知しました。	内部
319	子の加給年金の加算漏れについて	確認・決定誤り	神奈川	藤沢	2009年 9月10日	2012年 8月10日	○機構本部より、障害給付加算額・加給年金加算開始事由該当届について連絡があり、確認したところ、子の加給年金の加算漏れが判明しました。	○お客様の障害年金を裁定する際に、18歳未満の子について、子の加給年金の登録を漏らしたことによります。 ○市役所の審査時の確認不足によります。	1名	未払い	1,636,064	○担当者がお客様にお詫びの上、事象を説明し了承を得ました。 ○ブロック本部に取扱いを協議し、訂正処理可能との回答がありました。 ○訂正処理依頼書等関係書類一式を機構本部に進達し支払を確認しました。	○担当部署及び市役所において、事象の説明を行い、年金制度及び添付書類の確認を徹底するよう周知しました。	内部
320	配偶者加給年金の加算漏れについて	確認・決定誤り	大阪	今里	1998年 11月26日	2012年 11月6日	○機構本部より、再裁定関係書類について連絡があり、確認したところ、配偶者加給年金の加算漏れが判明しました。	○お客様の老齢年金を裁定する際に、本来、配偶者加給年金を加算すると入力すべきところ、誤って加算しないと入力したことによります。	1名	未払い	242,442	○担当者がお客様にお詫びの上、事象を説明し了承を得ました。 ○ブロック本部に取扱いを協議し、訂正処理可能との回答がありました。 ○訂正処理依頼書等関係書類一式を機構本部に進達し支払を確認しました。	○担当部署において、事象の説明を行い、配偶者を含む年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	内部

整理番号	件名	事故等の区分	県名	事務所名	発生日月	判明日月	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	判明契機
321	老齢年金 裁定時における 第四種被保 険者期間の 削除漏れにつ いて	確認・ 決定誤り	香川	高松東	1998年 11月12日	2012年 5月30日	○お客様より、遺族年金の請求を受け審査を行った際に、確認したところ、老齢年金裁定時における第四種被保険者期間の削除漏れが判明しました。	○お客様の老齢年金を裁定する際に、第四種被保険者期間を含む厚生年金期間が上限を超えている場合は、本来、超過期間について削除すべきところ、削除を漏らしたことにあります。 ○年金記録の確認不足によるものです。	1名	その他	500,453	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○厚生年金保険料還付金の手続を説明し、返納方法申出書等関係書類を受理しました。 ○第四種被保険者記録を訂正の上、再裁定関係書類を機構本部に進達し、訂正処理を確認しました。	○担当部署において、年金裁定請求書受付時における年金記録の確認の徹底を周知しました。	内部
322	老齢年金 裁定時における 第四種被保 険者期間の 削除漏れにつ いて	確認・ 決定誤り	京都	京都南	2001年 11月28日	2012年 8月30日	○事務センターより、記録の訂正処理に伴い確認依頼があり、確認したところ、老齢年金裁定時における第四種被保険者期間の削除漏れが判明しました。	○お客様の老齢年金を裁定する際に、第四種被保険者期間を含む厚生年金期間が上限を超えている場合は、本来、超過期間について削除すべきところ、削除を漏らしたことにあります。 ○年金記録の確認不足によるものです。	1名	その他	65,359	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○厚生年金保険料還付金の手続を説明し、返納方法申出書等関係書類を受理しました。 ○第四種被保険者記録を訂正の上、再裁定関係書類を機構本部に進達し、訂正処理を確認しました。	○担当部署において、年金裁定請求書受付時における年金記録の確認の徹底を周知しました。	内部
323	老齢年金 裁定時における 第四種被保 険者期間の 削除漏れにつ いて	確認・ 決定誤り	兵庫	尼崎	2000年 2月2日	2012年 4月19日	○事務センターより、再裁定関係書類について連絡があり、確認したところ、老齢年金裁定時における第四種被保険者期間の削除漏れが判明しました。	○お客様の老齢年金を裁定する際に、第四種被保険者期間を含む厚生年金期間が上限を超えている場合は、本来、超過期間について削除すべきところ、削除を漏らしたことにあります。 ○年金記録の確認不足によるものです。	1名	その他	542,261	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○厚生年金保険料還付金の手続を説明し、返納方法申出書等関係書類を受理しました。 ○第四種被保険者記録を訂正の上、再裁定関係書類を機構本部に進達し、訂正処理を確認しました。	○担当部署において、年金裁定請求書受付時における年金記録の確認の徹底を周知しました。	内部
324	配偶者加 給年金の 加算漏れにつ いて	確認・ 決定誤り	新潟	三条	1995年 4月1日	2012年 1月19日	○機構本部より、再裁定関係書類について連絡があり、確認したところ、配偶者加給年金の加算漏れが判明しました。	○お客様の老齢年金を裁定する際に、本来、配偶者加給年金を加算すると入力すべきところ、誤って加算しないと入力したことにあります。	1名	未払い	64,824	○担当者がお客様にお詫びの上、事象を説明し了承を得ました。 ○ブロック本部に取扱いを協議し、訂正処理可能との回答がありました。 ○訂正処理依頼書等関係書類一式を機構本部に進達し支払を確認しました。	○担当部署において、事象の説明を行い、配偶者を含む年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	内部
325	配偶者加 給年金の 加算漏れにつ いて	確認・ 決定誤り	新潟	三条	1997年 6月16日	2011年 11月10日	○機構本部より、再裁定関係書類について連絡があり、確認したところ、配偶者加給年金の加算漏れが判明しました。	○お客様の老齢年金を裁定する際に、本来、配偶者加給年金を加算すると入力すべきところ、誤って加算しないと入力したことにあります。	1名	未払い	432,164	○担当者がお客様にお詫びの上、事象を説明し了承を得ました。 ○機構本部に取扱いを協議し、訂正処理可能との回答がありました。 ○訂正処理依頼書等関係書類一式を機構本部に進達し支払を確認しました。	○担当部署において、事象の説明を行い、配偶者を含む年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	内部

整理番号	件名	事故等の区分	県名	事務所名	発生日月	判明年月日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	判明契機
326	老齢年金裁定時における第四種被保険者期間の削除漏れについて	確認・決定誤り	宮城	事務センター	2008年12月5日	2012年10月19日	○機構本部より、再裁定関係書類について連絡があり、確認したところ、老齢年金裁定時における第四種被保険者期間の削除漏れが判明しました。	○お客様の老齢年金を裁定する際に、第四種被保険者期間を含む厚生年金期間が上限を超えている場合は、本来、超過期間について削除すべきところ、削除を漏らしたことによります。 ○年金記録の確認不足によるものです。	1名	その他	298,026	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○厚生年金保険料還付金の手続を説明し、返納方法申出書等関係書類を受理しました。 ○第四種被保険者記録を訂正の上、再裁定関係書類を機構本部に進達し、訂正処理を確認しました。	○担当部署において、年金裁定請求書受付時における年金記録の確認の徹底を周知しました。	内部
327	配偶者加給年金の加算漏れについて	確認・決定誤り	新潟	上越	1993年4月22日	2011年3月10日	○機構本部より、再裁定関係書類について連絡があり、確認したところ、配偶者加給年金の加算漏れが判明しました。	○お客様の老齢年金を裁定する際に、本来、配偶者加給年金を加算すると入力すべきところ、誤って加算しないと入力したことによります。	1名	未払い	4,014,466	○担当者がお客様にお詫びの上、事象を説明し了承を得ました。 ○ブロック本部に取扱いを協議し、訂正処理可能との回答がありました。 ○訂正処理依頼書等関係書類一式を機構本部に進達し支払を確認しました。	○担当部署において、事象の説明を行い、配偶者を含む年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	内部
328	年金受給者選択申出書の選択誤りについて	確認・決定誤り	愛知	豊橋	2012年5月31日	2012年9月12日	○お客様より、年金の支払について問合せがあり、確認したところ、年金受給選択申出書の受理誤りが判明しました。	○機構本部より年金受給者選択申出書の確認があった際、本来、厚生年金基金分を考慮して作成しているかの確認を行うべきところ、これを怠ったことによります。 ○担当者の確認不足によります。	1名	その他	197,400	○担当者がお客様にお詫びの上、事象を説明し、了承を得ました。 ○ブロック本部に取扱いを協議し、訂正処理可能との回答がありました。 ○関係書類一式を機構本部に進達し、支払を確認しました。	○担当部署において、事象を説明のうえ、再発防止の周知を行ないました。	外部
329	振替加算の加算誤りについて	確認・決定誤り	兵庫	明石	1991年12月19日	2012年11月21日	○お客様から遺族厚生年金裁定請求書を受付た際、確認したところ、振替加算の加算誤りが判明しました。	○お客様の老齢年金を裁定する際に、配偶者は旧法共済年金受給であり、本来、振替加算を加算しないと入力すべきところ、誤って加算すると入力したことによります。	1名	過払い	1,213,232	○担当者がお客様にお詫びの上、事象を説明し了承を得ました。 ○返納方法申出書等関係書類一式を機構本部に進達しました。	○担当部署において、事象の説明を行い、年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	内部
330	配偶者加給年金の加算漏れについて	確認・決定誤り	兵庫	尼崎	1973年2月1日	2012年7月31日	○機構本部より、再裁定関係書類について連絡があり、確認したところ、配偶者加給年金の加算漏れが判明しました。	○お客様の老齢年金を裁定する際に、本来、配偶者加給年金を加算すると入力すべきところ、誤って加算しないと入力したことによります。	1名	未払い	2,079,200	○担当者がお客様にお詫びの上、事象を説明し了承を得ました。 ○ブロック本部に取扱いを協議し、訂正処理可能との回答がありました。 ○訂正処理依頼書等関係書類一式を機構本部に進達し支払を確認しました。	○担当部署において、事象の説明を行い、加給年金の取扱いについての確認を徹底するよう周知しました。	内部

整理番号	件名	事故等の区分	県名	事務所名	発生日	判明年月日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	判明契機
331	配偶者加給年金の加算漏れについて	確認・決定誤り	大阪	吹田	1998年11月12日	2012年10月4日	○機構本部より、再裁定関係書類について連絡があり、確認したところ、配偶者加給年金の加算漏れが判明しました。	○お客様の老齢年金を裁定する際に、本来、配偶者加給年金を加算すると入力すべきところ、誤って加算しないと入力したことによります。	1名	未払い	43,216	○担当者がお客様にお詫びの上、事象を説明し了承を得ました。 ○ブロック本部に取扱いを協議し、訂正処理可能との回答がありました。 ○訂正処理依頼書等関係書類一式を機構本部に進達し支払を確認しました。	○担当部署において、事象の説明を行い、配偶者を含む年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	内部
332	配偶者加給年金の加算漏れについて	確認・決定誤り	大阪	事務センター	2008年2月7日	2012年8月7日	○お客様より、加給年金について問合せがあり、確認したところ、配偶者加給年金の加算漏れが判明しました。	○お客様の老齢年金を裁定する際に、本来、配偶者加給年金を加算すると入力すべきところ、誤って加算しないと入力したことによります。	1名	未払い	3,050,654	○担当者がお客様にお詫びの上、事象を説明し了承を得ました。 ○ブロック本部に取扱いを協議し、訂正処理可能との回答がありました。 ○訂正処理依頼書等関係書類一式を機構本部に進達し支払を確認しました。	○担当部署において、事象の説明を行い、年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	外部
333	振替加算の加算誤りについて	確認・決定誤り	岡山	岡山西	2001年5月27日	2012年6月21日	○お客様から遺族厚生年金裁定請求書を受付た際、確認したところ、振替加算の加算誤りが判明しました。	○お客様の老齢年金を裁定する際に、本来、振替加算を加算しないと入力すべきところ、誤って加算すると入力したことによります。	1名	過払い	834,592	○担当者がお客様にお詫びの上、事象を説明し了承を得ました。 ○返納方法申出書等関係書類一式を機構本部に進達しました。	○担当部署において、事象の説明を行い、年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	内部
334	配偶者加給年金の加算漏れについて	確認・決定誤り	宮城	石巻	1990年11月29日	2012年7月9日	○機構本部より、加給年金について連絡があり、確認したところ、配偶者加給年金の加算漏れが判明しました。	○お客様の老齢年金を裁定する際に、本来、配偶者加給年金を加算すると入力すべきところ、誤って加算しないと入力したことによります。	1名	未払い	81,468	○担当者がお客様にお詫びの上、事象を説明し了承を得ました。 ○機構本部に取扱いを協議し、訂正処理可能との回答がありました。 ○訂正処理依頼書等関係書類一式を機構本部に進達し支払を確認しました。	○担当部署において、事象の説明を行い、年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	内部
335	配偶者加給年金の加算漏れについて	確認・決定誤り	宮城	石巻	1999年3月4日	2012年6月6日	○機構本部より、再裁定関係書類について連絡があり、確認したところ、配偶者加給年金の加算漏れが判明しました。	○お客様の老齢年金を裁定する際に、本来、配偶者加給年金を加算すると入力すべきところ、誤って加算しないと入力したことによります。	1名	未払い	622,091	○担当者がお客様にお詫びの上、事象を説明し了承を得ました。 ○ブロック本部に取扱いを協議し、訂正処理可能との回答がありました。 ○訂正処理依頼書等関係書類一式を機構本部に進達し支払を確認しました。	○担当部署において、事象の説明を行い、年金制度及び添付書類の確認を徹底するよう周知しました。	内部

整理番号	件名	事故等の区分	県名	事務所名	発生日月	判明年月日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	判明契機
336	老齢年金裁定時における第四種被保険者期間の削除漏れについて	確認・決定誤り	岩手	花巻	1992年5月14日	2012年11月29日	○機構本部より、再裁定関係書類について連絡があり、確認したところ、老齢年金裁定時における第四種被保険者期間の削除漏れが判明しました。	○お客様の老齢年金を裁定する際に、第四種被保険者期間を含む厚生年金期間が上限を超えている場合は、本来、超過期間について削除すべきところ、削除を漏らしたことによります。 ○年金記録の確認不足によるものです。	1名	未払い	5,511	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○ブロック本部より訂正処理可能との回答を受け、第四種被保険者記録を訂正の上、再裁定関係書類を機構本部に進達し、訂正処理を確認しました。	○担当部署において、年金裁定請求書受付時における年金記録の確認の徹底を周知しました。	内部
337	老齢年金裁定時における第四種被保険者期間の削除漏れについて	確認・決定誤り	神奈川	川崎	1995年12月11日	2012年10月31日	○機構本部より、再裁定関係書類について連絡があり、確認したところ、老齢年金裁定時における第四種被保険者期間の削除漏れが判明しました。	○お客様の老齢年金を裁定する際に、第四種被保険者期間を含む厚生年金期間が上限を超えている場合は、本来、超過期間について削除すべきところ、削除を漏らしたことによります。 ○年金記録の確認不足によるものです。	1名	その他	325,885	○担当者がお客様の代理人であるご家族にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○厚生年金保険料還付金の手続を説明し、返納方法申出書等関係書類を受理しました。 ○第四種被保険者記録を訂正の上、再裁定関係書類を機構本部に進達し、訂正処理を確認しました。	○担当部署において、年金裁定請求書受付時における年金記録の確認の徹底を周知しました。	内部
338	子の加給年金の加算漏れについて	確認・決定誤り	鳥取	事務センター	2008年2月25日	2013年2月14日	○お客様より、年金額について問合せがあり、確認したところ、子の加給年金の加算漏れが判明しました。	○お客様の老齢年金を裁定する際に、子の加給年金の登録を行うべきところ、登録を漏らしたことによります。	1名	未払い	207,502	○担当者がお客様にお詫びの上、事象を説明し了承を得ました。 ○機構本部に取扱いを確認し、訂正処理依頼書等関係書類一式を進達し支払を確認しました。	○担当部署において、事象の説明を行い、加給金対象者の確認を徹底するよう周知しました。	外部
339	配偶者加給年金の加算漏れについて	確認・決定誤り	大阪	吹田	1999年4月8日	2012年4月6日	○機構本部より、再裁定関係書類について連絡があり、確認したところ、配偶者加給年金の加算漏れが判明しました。	○お客様の老齢年金を裁定する際に、配偶者加給年金を加算すると入力すべきところ、誤って加算しないと入力したことによります。	1名	未払い	243,375	○担当者がお客様にお詫びの上、事象を説明し了承を得ました。 ○機構本部に取扱いを協議し、訂正処理可能との回答がありました。 ○訂正処理依頼書等関係書類一式を機構本部に進達し支払を確認しました。	○担当部署において、事象の説明を行い、年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	内部
340	配偶者加給年金の加算漏れについて	確認・決定誤り	神奈川	横須賀	1988年8月11日	2011年6月3日	○機構本部より、再裁定関係書類について連絡があり、確認したところ、配偶者加給年金の加算漏れが判明しました。	○お客様の老齢年金を裁定する際に、配偶者加給年金を加算すると入力すべきところ、誤って加算しないと入力したことによります。	1名	未払い	286,025	○担当者がお客様にお詫びの上、事象を説明し、了承を得ました。 ○機構本部に取扱いを協議し、訂正処理可能との回答がありました。 ○訂正処理依頼書等関係書類一式を機構本部に進達し支払を確認しました。	○担当部署において、事象の説明を行い、配偶者を含む年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	内部

整理番号	件名	事故等の区分	県名	事務所名	発生日月	判明日月	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	判明契機
341	障害基礎年金の裁定誤りについて	確認・決定誤り	本部	障害年金業務部(本部)	2004年9月30日	2011年1月6日	○年金事務所より、お客様の障害基礎年金の受給要件について照会があり、確認したところ、障害基礎年金の裁定誤りが判明しました。	○お客様の裁定請求書の審査の際に、初診日が65歳以上であることを見落とし、障害厚生年金のみ受給権のある方に、障害基礎・厚生年金を裁定したことによるものです。	1名	過払い	3,958,881	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、過払いについては今後支払われる年金で調整することで了承を得ました。 ○担当者が訂正処理を行い、正しい年金証書をお客様あてに送付しました。 ○誤って送付した年金証書を回収しました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、初診日が65歳以降でないかの確認を徹底するよう周知しました。	内部
342	特別支給の農林共済の退職共済年金の裁定誤りについて	確認・決定誤り	本部	業務渉外部(本部)	2012年9月20日	2012年12月25日	○担当者が時効特例分の支給対象者を確認していたところ、特別支給の農林共済の退職共済年金の裁定誤りが判明しました。	○昭和16年4月2日以後生まれの方に支給される特別支給の農林共済に係る退職共済年金は、定額部分開始(61歳)前は、報酬比例部分のみで決定しなければならないところ、定額部分も併せて年金額を決定し処理したものです。	37名	—	0	○担当者が訂正処理を行いお客様あてに正しい年金証書、支給額変更通知書及びお詫びの文書を送付しました。 ○誤って送付した年金証書を回収しました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、裁定の際には取扱いを確認し入力後のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	内部
343	特別支給の農林共済の退職共済年金の支給停止処理漏れについて	確認・決定誤り	本部	業務渉外部(本部)	2012年9月20日	2012年12月25日	○担当者が時効特例分の支給対象者を確認していたところ、特別支給の農林共済の退職共済年金の支給停止処理漏れが判明しました。	○老齢基礎年金の全部繰り上げをしている方に、特別支給の退職共済年金から老齢基礎年金相当額を減額せずに年金額を決定し処理したものです。 ○担当者の確認不足及び決裁においても誤りに気付かなかったことによりです。	9名	—	0	○担当者が訂正処理を行いお客様あてに正しい年金証書、支給額変更通知書及びお詫びの文書を送付しました。 ○誤って送付した年金証書を回収しました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、裁定の際には取扱いを確認し入力後のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	内部
344	遺族年金裁定時における老齢年金の調整誤りについて	確認・決定誤り	本部	業務渉外部(本部)	2013年1月17日	2013年4月2日	○他部より年金の選択に係る支払保留処理について調査依頼があり、確認したところ、遺族年金裁定時における老齢年金の調整誤りが判明しました。	○年金の選択に係る支払保留解除処理の際に、正しい支払額と誤って入力した際の支払額の合算額を入力処理したものです。 ○担当者による確認が不十分であったことによりです。	1名	過払い	117,104	○担当者が訂正処理を行いお客様あてにお詫びの文書を送付しました。 ○お客様より問合せがあり、過払いについて、年金で調整することで了承を得ました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、取扱いを確認し入力後のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	内部
345	厚生年金障害手当金の決定誤りについて	確認・決定誤り	本部	障害年金業務部(本部)	2013年4月4日	2013年5月2日	○障害認定基準の見直しに伴い、担当者が障害手当金受給者について確認作業をしていたところ、厚生年金障害手当金の決定誤りが判明しました。	○裁定処理の際に、診断書にある治療の経過欄及び病歴・就労状況等申立書の該当部分を読み落としたことにより、障害厚生年金の3級に該当していたものを厚生年金障害手当金で決定していたものです。	1名	—	0	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○担当者が訂正処理を行い、正しい年金証書をお客様あてに送付しました。 ○誤って送付した年金証書と障害手当金決定通知書を回収しました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、障害認定の点検の際には、診断書及び病歴・就労状況等申立書等の内容について十分に確認することを徹底するよう周知しました。	内部

整理番号	件名	事故等の区分	県名	事務所名	発生日月	判明日月	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	判明契機
346	障害年金併合に係る初めての2級の決定誤りについて	確認・決定誤り	本部	障害年金業務部(本部)	2007年7月9日	2012年5月21日	○お客様から額改定請求があり、過去の裁定状況を確認したところ、新規裁定時の等級誤りが判明しました。	○担当者の診断書の読み不足及び決裁者の確認不足によるものです。	1名	—	0	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○再裁定により、訂正処理を行いました。なお、選択により支給停止となっており影響額は発生していません。	○担当部署において、事象の説明を行い、診断書等認定に必要な書類の確認の徹底を周知しました。	内部
347	子の加給年金の加算漏れについて	確認・決定誤り	本部	障害年金業務部(本部)	2013年4月25日	2013年5月27日	○年金事務所より、加給年金対象者の人数について照会があり、確認したところ、子の加給年金の加算漏れが判明しました。	○加給年金対象者が4名であることから、年金請求書の加給金対象者申請欄に2名分のほか、請求書の余白部分に2名を追記し委託業者に回付したが、具体的な入力手順を示していなかったことから入力を漏らしたものです。	1名	未払い	163,371	○年金事務所の担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○担当者が訂正処理を行い、正しい年金証書をお客様あてに送付しました。 ○誤って送付した年金証書を回収しました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、加給金対象者が3名以上いる場合は、委託業者に確実に引き継ぎ入力後の確認を徹底するよう周知しました。	内部
348	受給権者通知書等に係る送付先の表記誤りについて	確認・決定誤り	本部	業務管理部(本部)	2012年10月18日	2013年7月3日	○事務センターより、受給権者の保佐人である法律事務所から現況届の送付先の法人名が誤っているとの問合せがあった旨の連絡があり、確認したところ、受給権者通知書等に係る送付先の表記誤りが判明しました。	○担当者が他グループに依頼する入力処理依頼票を作成する際に、誤った名称の送付先を記載し依頼したものです。 ○担当者による確認不足及び2次審査における確認においても、誤りを見落としたことによります。	1名	—	0	○担当者が法律事務所にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○担当者が訂正処理を行いました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、入力処理依頼票の作成時には複数人によるチェックを徹底するよう周知しました。	内部
349	諸変更届の入力誤りについて	確認・決定誤り	本部	支分部(本部)	2013年5月10日	2013年7月11日	○年金事務所あて、お客様から亡くなった母に対して、源泉徴収票と市町村から税金の納付書が届いたことについて問合せがあり、確認したところ、諸変更届の入力誤りが判明しました。	○再裁定後の諸変更の入力を行った際に、支給額の補正については、金額と対象期間を入力しなければ正しく税金計算ができないにもかかわらず、対象期間の入力を漏らしたことによります。これにより、市町村に誤った公的年金等支払報告書が送付されたものです。	1名	—	0	○年金事務所の担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○市町村あてにお詫びの文書を送付しました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、入力時及び入力後の確認を徹底するよう周知しました。	外部
350	老齢年金の受給要件に係る説明誤り及び年金請求書の処理遅延について	未処理・処理遅延	東京	立川	2010年5月頃	2012年3月30日	○年金事務所の前の担当者より、お客様の老齢年金の処理状況について連絡があり、確認したところ、老齢年金の受給要件に係る説明誤り及び年金請求書の処理遅延が判明しました。	○お客様から相談を受けた際に、納付が必要な国民年金期間について、納付の必要がないと誤った説明を行い、また、受付けた請求書について、事務センターより返戻があったにもかかわらず、処理を行っていませんでした。	1名	未払い	79,447	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○再調査を行ったところ、合算対象期間が判明したことより、請求書を受け付けました。	○担当部署において、事象の説明を行い年金裁定請求書受付時における年金記録及び進捗状況の確認の徹底を周知しました。	内部

整理番号	件名	事故等の区分	県名	事務所名	発生日月	判明年月日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	判明契機
351	障害状態確認届に係る額改定報告書の進達漏れについて	未処理・処理遅延	兵庫	明石	2009年8月4日	2012年11月6日	○お客様より、障害基礎年金額改定請求書の提出があり、前回提出いただいた診断書を確認したところ、障害状態確認届に係る額改定報告書の進達漏れが判明しました。	○障害基礎年金の障害等級にかかる審査を行った際に、国年短期額改定報告書を進達すべきところ、処理を失念したことによります。 ○書類の進捗管理が不十分であったことによるものです。	1名	未払い	641,883	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○関係書類一式を機構本部に進達し支払いを確認しました。	○担当部署において、事象の説明を行い、書類の保管及び進捗管理について、取扱いの確認と徹底を周知しました。	内部
352	未支給請求書の処理遅延について	未処理・処理遅延	滋賀	事務センター	2010年11月19日	2012年10月31日	○年金事務所で、諸変更に係る処理状況について、確認したところ、未支給年金請求書の処理遅延が判明しました。	○お客様より、受理した老齢福祉年金に係る未支給年金請求書について、機構本部から取扱いが示されたにもかかわらず、早急に処理を行わなかったことによります。	1名	—	0	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○未支給請求書に係る処理を行いました。	○担当部署において、事象の説明を行い、書類の保管及び進捗管理について、取扱いの確認と徹底を周知しました。	内部
353	返納金債権に係る領収済通知書の処理遅延について	未処理・処理遅延	沖縄	事務センター	2012年11月6日	2013年1月30日	○お客様より、返納済であるにもかかわらず納付の督促がきたとの問合せがあり、確認したところ、金融機関の領収済通知書送付誤り及び事務センターの処理遅延が判明しました。	○お客様が、返納金債権にかかる納付を行いました。本来、金融機関より機構本部に送付される領収済通知書が、誤って事務センターに送付されたことによります。また、事務センターにおいて処理を失念したものです。	1名	—	0	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○関係書類一式を機構本部に進達し正しく処理されたことを確認しました。	○担当部署において、事象の説明をし、領収済通知書の取扱いの確認と徹底を周知しました。	外部
354	遺族年金請求書の処理遅延について	未処理・処理遅延	東京	渋谷	2012年10月25日	2012年11月29日	○年金事務所で、書類の整理を行った際に、確認したところ、遺族年金請求書の処理遅延が判明しました。	○お客様より受理した遺族年金の請求書について、不足していた添付書類について、別途、提出していただいたにもかかわらず、書類不足として処理を保留したことによります。	1名	—	0	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○関係書類一式を機構本部に進達し支払遅延がないことを確認しました。	○担当部署において、事象の説明を行い、書類の保管及び進捗管理について、取扱いの確認と徹底を周知しました。	内部
355	未支給年金請求書の処理遅延について	未処理・処理遅延	茨城	事務センター	2012年5月17日	2013年1月22日	○年金事務所で、書類の整理を行った際に、確認したところ、未支給年金請求書の処理遅延が判明しました。	○お客様より受理した未支給年金請求書について、機構本部から書類不備のため返戻され、その後の処理を怠ったことによります。	1名	未払い	98,817	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○ブロック本部に取扱いを協議の上、関係書類一式を機構本部に進達し支払を確認しました。	○担当部署において、事象の説明を行い、書類の保管及び進捗管理について、取扱いの確認と徹底を周知しました。	内部

整理番号	件名	事故等の区分	県名	事務所名	発生日	判明年月日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	判明契機
356	年金受給選択申出書の進達漏れについて	未処理・処理遅延	三重	伊勢	2012年10月3日	2012年12月17日	○お客様より、年金の支払状況について問合せがあり、確認したところ、年金受給選択申出書の進達漏れが判明しました。	○お客様の遺族年金を裁定する際に、受理した年金受給選択申出書について、機構本部への進達を漏らしたことにあります。 ○担当者の確認不足によるものです。	1名	未払い	156,024	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○機構本部に取扱いを確認の上、関係書類一式を進達し支払を確認しました。	○担当部署において、事象の説明を行い、進達事務及び進捗管理の確認を徹底するよう周知しました。	外部
357	年金受給選択申出書の進達漏れについて	未処理・処理遅延	山口	事務センター	2008年9月25日	2012年6月5日	○お客様より、年金額について問合せがあり、確認したところ、年金受給選択申出書の進達漏れが判明しました。	○お客様の老齢年金を裁定する際に、受理した年金受給選択申出書について、機構本部への進達を漏らしたことにあります。 ○担当者の確認不足によるものです。	1名	その他	9,363,855	○担当者がお客様の代理人にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○機構本部に取扱いを協議し、訂正処理可能との回答がありました。 ○関係書類一式を機構本部に進達し支払を確認しました。	○担当部署において、事象の説明を行い、進達事務及び進捗管理の確認を徹底するよう周知しました。	外部
358	年金支払の保留解除漏れについて	未処理・処理遅延	茨城	事務センター	2012年6月21日	2013年2月28日	○機構本部より、年金の支払状況について、連絡があり、確認したところ、年金支払の保留解除漏れが判明しました。	○老齢年金の裁定時に行った支払保留について、解除処理を行うために受理した支給停止事由該当届の進達を漏らしたことにあります。	1名	未払い	478,328	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○機構本部に取扱いを確認の上、関係書類一式を進達し支払を確認しました。	○担当部署において、事象の説明を行い、支払保留の取扱いと進捗管理の確認を徹底するよう周知しました。	内部
359	年金受給選択申出書の進達漏れについて	未処理・処理遅延	宮城	事務センター	2011年12月8日	2012年6月11日	○お客様より、年金の支払状況について問合せがあり、確認したところ、年金受給選択申出書の進達漏れが判明しました。	○お客様より年金受給選択申出書を受理しましたが、機構本部への進達を漏らしたことにあります。 ○担当者の確認不足によるものです。	1名	その他	838,598	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○機構本部に取扱いを確認の上、関係書類一式を進達し支払いを確認しました。	○事務センターにおいて、事象の説明を行い、制度や届書の取扱い及び進捗管理の確認を徹底するよう周知しました。	外部
360	障害状態確認届の処理漏れについて	未処理・処理遅延	福島	事務センター	2012年9月19日	2012年9月27日	○事務センターで、障害状態確認届の未提出者にかかる確認をしたところ、障害状態確認届の処理漏れが判明しました。	○お客様より受付けた障害状態確認届について、提出期限後に提出があり、提出期限後の受付については、早急に処理すべきところ、処理を漏らしたことにあります。	3名	未払い	458,783	○担当者が全てのお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○関係書類の処理を行い支払いを確認しました。	○担当部署において、事象の説明をし、障害状態確認届について、取扱いの確認と徹底を周知しました。	内部

整理番号	件名	事故等の区分	県名	事務所名	発生日	判明日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	判明契機
361	遺族年金裁定時における要件の決定誤りについて	入力誤り	愛知	事務センター	2012年1月19日	2012年2月21日	○お客様より、年金支給額について問合せがあり、確認したところ、遺族年金裁定時における、入力誤りが判明しました。	○お客様の遺族年金を裁定する際に、本来、お客様より短期要件により裁定希望との記載があるにもかかわらず、長期要件による入力を行い裁定したことによります。	1名	未払い	73,858	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○ブロック本部に取扱いを確認の上、訂正処理を行いました。	○担当部署において、事象の説明を行い、長期・短期要件の確認の徹底を周知しました。	外部
362	老齢基礎年金の支給停止処理漏れについて	入力誤り	本部	業務渉外部(本部)	2008年11月14日	2012年4月30日	○年金事務所より、老齢基礎年金と障害基礎年金が両方支給されているとの連絡があり、確認したところ、老齢基礎年金の支給停止処理漏れが判明しました。	○共済組合よりお客様の65歳以降における選択申出書が進達され担当者が処理する際に、65歳以後の年金額確定後、老齢基礎年金を停止する処理が必要でしたが、停止処理を漏らしたことによります。	1名	過払い	3,536,146	○お客様あてにお詫びの文書と返納申出書を送付しました。 ○お客様から返納申出書が提出されました。 ○担当者が停止処理を行いました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、65歳以降の選択申出書処理において65歳到達による裁定が未裁定である場合、65歳ハガキ到達の確認を行い、裁定後に選択申出書の処理を行うことを徹底するよう周知しました。	内部
363	諸変更届の入力誤りについて	入力誤り	本部	支払部(本部)	2013年5月13日	2013年6月14日	○コールセンターより、お客様から年金の振込について問合せがあったとの連絡があり、確認したところ、諸変更届の入力誤りが判明しました。	○担当者が再裁定後の諸変更届を入力する際に、未支給請求者の氏名を誤って入力したことによります。	1名	未払い	129,620	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、再振込することで了承を得ました。 ○担当者が訂正処理を行いました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、未支給請求者の氏名を入力する際には入力後のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	外部
364	老齢年金の受給要件に係る説明誤りについて	説明誤り	福井	敦賀	2009年9月9日	2012年10月26日	○お客様より、老齢年金の受給要件について問合せがあり、確認したところ、老齢年金の受給要件に係る説明誤りが判明しました。	○お客様から老齢年金の受給要件について、年金相談を受けた際に、20歳前の期間は、合算対象期間とならないにもかかわらず、合算対象期間として受給要件を満たしていると誤った説明をしたことによります。	1名	—	0	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。	○担当部署において、事象の説明を行い、記録確認の徹底を周知しました。	外部
365	遺族年金の受給要件に係る説明誤りについて	説明誤り	岡山	岡山東	2012年3月22日	2012年3月27日	○市役所より、お客様への遺族年金の説明状況について問合せがあり、確認したところ、遺族年金の受給要件に係る説明誤りが判明しました。	○市役所より、お客様の子の遺族厚生年金の受給要件について、確認依頼があった際に、受給要件が無いにもかかわらず、亡くなった親の国民年金期間を厚生年金期間と誤り、遺族厚生年金の受給要件が有ると回答したことによります。	1名	—	0	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。	○担当部署において、事象の説明を行い、受給要件の取扱い及び記録確認の徹底を周知しました。	外部

整理番号	件名	事故等の区分	県名	事務所名	発生日	判明日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	判明契機
366	在職老齢年金の支給調整に係る説明誤りについて	説明誤り	奈良	大和高田	2011年7月27日	2012年2月6日	○お客様より、年金の支給額について問合せがあり、確認したところ、在職老齢年金の支給調整に係る説明誤りが判明しました。	○お客様から在職老齢年金の支給調整に係る年金相談を受けた際に、標準報酬月額変更届により登録する報酬月額を誤って説明したことにより、 ○お客様の知識不足によるものです。	1名	—	0	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承いただくようお願いしました。	○担当部署において、事象の説明を行い、標準報酬月額変更届の取扱い及び記録確認の徹底を周知しました。	外部
367	老齢年金の受給要件に係る説明誤りについて	説明誤り	神奈川	小田原	2011年10月5日	2011年10月14日	○事務センターより、老齢年金請求書の返戻があり、確認したところ、老齢年金の受給要件に係る説明誤りが判明しました。	○お客様から年金相談を受けた際に、被保険者期間を納付済期間と誤り、受給要件を満たしていないにもかかわらず、満たしていると説明したことにより、	1名	—	0	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○お客様に老齢年金請求書一式を返戻しました。	○担当部署において、事象の説明を行い、記録確認の徹底を周知しました。	内部
368	老齢年金の添付書類に係る説明誤りについて	説明誤り	千葉	市川	2012年4月11日	2012年4月13日	○お客様より、老齢年金請求時の添付書類について問合せがあり、確認したところ、老齢年金の添付書類に係る説明誤りが判明しました。	○お客様から年金相談を受けた際に、老齢年金の添付書類である所得証明書の所得年度を誤って説明したことにより、 ○委託社会保険労務士の確認不足によるものです。	1名	—	0	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承いただくようお願いしました。	○担当部署において、事象の説明を行い、添付書類の取扱いについて、確認の徹底を周知しました。 ○社会保険労務士会に、今回の事象を連絡し、再発防止策の徹底を図るよう連絡しました。	外部
369	老齢年金の受給要件に係る説明誤りについて	説明誤り	秋田	大曲	2012年3月6日	2012年3月8日	○お客様の老齢年金請求書について、審査したところ、老齢年金の受給要件に係る説明誤りが判明しました。	○お客様から国民年金後納保険料納付申込の相談を受けた際に、厚生年金喪失年月日の確認を誤り、受給要件を満たしていないにもかかわらず、満たしていると説明し、老齢年金の請求書を受理したものです。	1名	—	0	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○再調査を行ったところ、新たに合算対象期間が判明したことより、受給要件を満たしたため請求書を受け付けました。	○担当部署において、事象の説明を行い年金裁定請求書受付時における年金記録の確認の徹底を周知しました。	内部
370	老齢年金の受給要件に係る説明誤りについて	説明誤り	東京	世田谷	2012年6月13日	2012年6月22日	○お客様より、老齢年金の受給要件について問合せがあり、確認したところ、老齢年金の受給要件に係る説明誤りが判明しました。	○お客様から老齢年金の受給要件について、年金相談を受けた際に、厚生年金期間が22年以上あり、受給要件を満たしているにもかかわらず、満たしていないと誤った説明をしたことにより、	1名	—	0	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。	○担当部署において、事象の説明を行い、受給要件の取扱い及び記録確認の徹底を周知しました。	外部

整理番号	件名	事故等の区分	県名	事務所名	発生日月	判明日月	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	判明契機
371	遺族年金の支給額に係る説明誤りについて	説明誤り	群馬	渋川	2012年5月17日	2012年5月17日	○お客様から年金相談を受けた際に、回答内容を確認したところ、遺族年金の支給額に係る説明誤りが判明しました。	○お客様の代理人から年金相談を受けた際に、本来、老齢年金との調整にもかかわらず、受給できると誤って説明したことによります。 ○委託社会保険労務士の確認不足によるものです。	2名	—	0	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。	○担当部署において、事象の説明を行い、供給調整の取扱いの徹底を周知しました。 ○社会保険労務士会に、今回の事象を連絡し、再発防止策の徹底を図るよう連絡しました。	内部
372	老齢年金の受給要件に係る説明誤りについて	説明誤り	福岡	小倉北	2011年11月21日	2012年1月24日	○事務センターより、老齢年金請求の返戻があり、確認したところ、老齢年金の受給要件に係る説明誤りが判明しました。	○お客様の代理人から年金相談を受けた際に、通算対象期間が240月未満であることから、受給要件が無いにもかかわらず、有ると説明したことによります。	1名	—	0	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○請求に対する却下通知を送付しました。	○担当部署において、事象の説明を行い、供給調整の取扱い及び記録確認の徹底を周知しました。	内部
373	遺族年金の受給要件に係る説明誤りについて	説明誤り	大阪	堀江	2012年1月4日	2012年2月21日	○お客様より、遺族年金の請求について問合せがあり、確認したところ、遺族年金の受給要件に係る説明誤りが判明しました。	○お客様から年金相談を受けた際に、遺族基礎年金について、18歳未満の子がいないことから、受給要件が無いにもかかわらず、有ると説明したことによります。 ○委託社会保険労務士の知識不足によるものです。	1名	—	0	○お客様への連絡が取れないことから、お詫びと事象を説明した文書を送付しました。	○担当部署において、事象の説明を行い、受給要件の取扱い及び記録確認の徹底を周知しました。 ○社会保険労務士会に、今回の事象を連絡し、再発防止策の徹底を図るよう連絡しました。	外部
374	遺族年金の受給要件に係る説明誤りについて	説明誤り	神奈川	小田原	2012年8月24日	2012年9月11日	○お客様の遺族年金の請求書を審査した際に、確認したところ、遺族年金の受給要件に係る説明誤りが判明しました。	○お客様から年金相談を受けた際に、厚生年金加入期間中に亡くなった方の遺族年金について、納付要件が無いにもかかわらず、有ると説明したことによります。	1名	—	0	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○お客様に遺族年金の請求書一式を返戻しました。	○担当部署において、事象の説明を行い、受給要件の取扱い及び記録確認の徹底を周知しました。	内部
375	老齢年金の繰下請求に係る説明誤りについて	説明誤り	和歌山	和歌山東	2012年7月24日	2012年10月16日	○お客様より、年金の支給額について問合せがあり、確認したところ、老齢年金の繰下請求に係る説明誤りが判明しました。	○お客様から年金相談を受けた際に、繰下請求に係る関係書類を受理すべきところ、受理しなかったことによります。 また、再度の年金相談を行った際に、支払スケジュールの確認を怠り、初回支払日を誤って説明したことによります。	1名	—	0	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○繰下請求に係る関係書類一式を受理の上、担当部署に進達し通常サイクルによる支払を確認しました。	○担当部署において、事象の説明を行い、相談事跡の確認及び引継等の徹底を周知しました。	外部

整理番号	件名	事故等の区分	県名	事務所名	発生日	判明日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	判明契機
376	老齢年金の受給要件に係る説明誤りについて	説明誤り	神奈川	小田原	2012年7月26日	2012年8月3日	○事務センターより、老齢年金請求の返戻があり、確認したところ、老齢年金の受給要件に係る説明誤りが判明しました。	○お客様から年金相談を受けた際に、届出されていない国民年金第3号被保険者記録の確認を漏らし、受給要件が無いにもかかわらず、有ると説明したことによります。	1名	—	0	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○お客様に老齢年金請求書一式を返戻しました。	○担当部署において、事象の説明を行い、記録確認の徹底を周知しました。	内部
377	老齢年金の受給要件に係る説明誤りについて	説明誤り	神奈川	横浜西	2012年8月13日	2012年8月22日	○事務センターより、旧法厚生年金通算老齢年金請求書及び旧法国民年金通算老齢年金請求書の返戻があり、確認したところ、老齢年金の受給要件に係る説明誤りが判明しました。	○お客様から年金相談を受けた際に、昭和36年4月1日以前の期間を含めて要件の確認をしまい、受給要件が無いにもかかわらず、有ると説明したことによります。 ○担当者の知識不足によるものです。	1名	—	0	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。	○担当部署において、事象の説明を行い、記録確認の徹底を周知しました。	内部
378	老齢年金の受給要件に係る説明誤りについて	説明誤り	神奈川	港北	2008年5月28日	2011年7月26日	○お客様より、老齢年金の受給要件について問合せがあり、確認したところ、老齢年金の受給要件に係る説明誤りが判明しました。	○お客様から年金相談を受けた際に、学生の期間の一部が、厚生年金期間と重複しているにもかかわらず、合算対象期間に算入し、受給要件を満たしていると誤った説明をしたことによります。 ○担当者の知識不足によるものです。	1名	—	0	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。	○担当部署において、事象の説明を行い、記録確認の徹底を周知しました。	外部
379	遺族年金の受給要件に係る説明誤りについて	説明誤り	群馬	前橋	2012年11月6日	2012年11月14日	○事務センターより、遺族年金請求書について、連絡があり、確認したところ、遺族年金の受給要件に係る説明誤りが判明しました。	○市役所より、遺族基礎年金の受給要件について確認依頼があった際に、受給要件が無いにもかかわらず、納付月数の確認を誤り、受給要件が有ると回答したことによります。	1名	—	0	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○国民年金死亡一時金請求書を受理しました。	○担当部署において、事象の説明を行い、受給要件の取扱い及び記録確認の徹底を周知しました。	内部
380	老齢年金の繰下請求に係る説明誤りについて	説明誤り	神奈川	鶴見	2012年2月8日	2012年3月26日	○お客様より、年金の支給額について問合せがあり、確認したところ、老齢年金の繰下請求に係る説明誤りが判明しました。	○お客様から年金相談を受けた際に、繰下げ請求とした場合は、請求日の翌月分より支給されると説明すべきところ、70歳に遡り支給されると誤った説明をしたことによります。	1名	—	0	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○機構本部と協議した結果、訂正処理可能との回答を受け、繰下処理の取下げを行い、支払が完了していることを確認しました。	○担当部署において、事象の説明を行い、記録確認の徹底を周知しました。	外部

整理番号	件名	事故等の区分	県名	事務所名	発生日月	判明日月	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	判明契機
381	遺族年金の受給要件に係る説明誤りについて	説明誤り	沖縄	コザ	2012年 12月4日	2012年 12月26日	〇お客様より、遺族年金の請求について問合せがあり、確認したところ、遺族年金の受給要件に係る説明誤りが判明しました。	〇お客様から年金相談を受けた際に、死亡日前1年の被保険者期間に一度喪失・再取得していることから、納付要件が無いにもかかわらず、有ると説明したことによります。	1名	—	0	〇担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。	〇担当部署において、事象の説明を行い、受給要件の取扱い及び記録確認の徹底を周知しました。	外部
382	障害年金の初診日に係る説明誤りについて	説明誤り	岡山	岡山西	2012年 8月28日	2012年 9月5日	〇お客様より、初診日の扱いについて問合せがあり、確認したところ、障害年金の初診日に係る説明誤りが判明しました。	〇お客様より、障害年金の相談を受けた際に、初診日の扱いについて、本来、整形外科の受信については、初診として扱わないにもかかわらず、扱おうと誤った説明を行ったことによります。 〇委託社会保険労務士の知識不足によるものです。	1名	—	0	〇担当者がお客様にお詫びの上説明し、ご理解を求めました。 〇お客様より関係書類を受領し機構本部にに進達しました。	〇担当部署において、事象の説明を行い、障害年金の相談に係る注意事項について、確認と徹底を周知しました。 〇社会保険労務士会に、今回の事象を連絡し、再発防止策の徹底を図るよう連絡しました。	外部
383	障害年金の納付要件に係る説明誤り及び国民年金の継続免除に係る処理漏れについて	説明誤り	岡山	津山	2012年 8月13日	2012年 8月20日	〇事務センターより、障害年金請求書の返戻があり、確認したところ、障害年金の納付要件に係る説明誤り及び国民年金の継続免除に係る処理漏れが判明しました。	〇お客様の障害年金請求に係る納付要件を確認する際に、お客様の国民年金の免除申請について、継続すべきところ継続処理を行っていなかったこと及びこの処理を考慮せず説明したことによるものです。	1名	—	0	〇担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 〇ブロック本部より国民年金の免除申請について、訂正処理可能との回答を受け、関係書類一式を進達し受付を確認しました。	〇担当部署において、事象の説明を行い、障害年金の相談及び国民年金の免除処理に係る注意事項について、確認と徹底を周知しました。	内部
384	未支給年金請求書の添付書類に係る説明誤りについて	説明誤り	長野	飯田	2012年 12月19日	2012年 12月26日	〇お客様より、添付書類について問合せがあり、確認したところ、未支給年金請求書の添付書類に係る説明誤りが判明しました。	〇お客様より、未支給年金の請求についての問合せがあった際に、添付書類を誤って説明していました。また、その後、お客様への連絡を漏らしたものです。	1名	—	0	〇担当者がお客様にお詫びの上説明し、ご了承を得ました。	〇担当部署において、事象の説明を行い、未支給年金請求書に係る取扱いの確認を徹底するよう周知しました。	外部
385	年金見込額の試算誤りについて	説明誤り	福岡	八幡	2012年 8月17日	2012年 10月18日	〇お客様より、年金額について問合せがあり、確認したところ、年金見込額を誤って試算していることが判明しました。	〇お客様から年金相談を受けた際に、老齢年金と調整される遺族年金の経過的寡婦加算額を誤って年金見込額を試算したことによります。	1名	—	0	〇担当者がお客様にお詫びの上説明し、ご了承を得ました。	〇担当部署において、事象の説明を行い、年金見込額を試算する際の記録の確認の徹底について、周知しました。	外部

整理番号	件名	事故等の区分	県名	事務所名	発生日	判明日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	判明契機
386	未支給年金の請求者続柄に係る説明誤り	説明誤り	佐賀	唐津	2012年12月3日	2012年12月21日	○お客様の代理人より、未支給年金請求書を受付けた際に、確認したところ、未支給年金の請求者続柄に係る説明誤りが判明しました。	○お客様から未支給年金の請求に係る相談を受けた際に、本来、請求できない続柄(義妹)にもかかわらず、請求できると説明を誤ったことによります。 ○委託社会保険労務士の確認不足によるものです。	1名	—	0	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、ご了承を得ました。	○担当部署において、事象の説明を行い、未支給年金請求書に係る取扱いの確認を徹底するよう周知しました。 ○社会保険労務士会に、今回の事象を連絡し、再発防止策の徹底を図るよう連絡しました。	内部
387	雇用保険の給付と老齢年金との調整に係る説明誤りについて	説明誤り	福島	郡山	2012年10月5日	2012年12月10日	○お客様より、年金の支払日について問合せがあり、確認したところ、雇用保険の給付と老齢年金との調整に係る説明誤りが判明しました。	○お客様の年金相談を行った際に、老齢年金の支給日を誤って説明したことによります。	1名	—	0	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、ご了承を得ました。	○担当部署において、事象の説明を行い、年金の支払日及び支給停止期間等については十分確認の上、説明するよう周知・徹底しました。	外部
388	老齢年金の受給要件に係る説明誤りについて	説明誤り	兵庫	尼崎	2011年5月20日	2012年9月10日	○お客様より、老齢年金の受給要件について問合せがあり、確認したところ、老齢年金の受給要件に係る説明誤りが判明しました。	○お客様から年金相談を受けた際に、配偶者の国民年金期間についても、合算対象期間になるため、受給要件を満たしていると誤った説明をしたことによります。	1名	—	0	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、ご了承を得ました。	○担当部署において、事象の説明を行い、記録確認の徹底を周知しました。	外部
389	年金見込額の試算誤りについて	説明誤り	愛知	昭和	2010年10月14日	2013年1月18日	○お客様の代理人より、年金額について問合せがあり、確認したところ、年金見込額を誤って試算していることが判明しました。	○お客様から年金相談を受けた際に、他年金との調整及び経過的寡婦加算額を考慮せず年金見込額を試算したことによります。	1名	—	0	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、ご了承を得ました。	○担当部署において、事象の説明を行い、年金見込額を試算する際の記録の確認の徹底について、周知しました。	外部
390	雇用保険の給付と老齢年金との調整に係る説明誤りについて	説明誤り	東京	府中	2012年12月17日	2013年1月15日	○お客様より、年金の支払日について問合せがあり、確認したところ、雇用保険の給付と老齢年金との調整に係る説明誤りが判明しました。	○お客様の年金相談を行った際に、老齢年金の支給停止期間の調整月や支払日を誤って説明したことによります。	1名	—	0	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、ご了承を得ました。	○担当部署において、事象の説明を行い、年金の支払日及び支給停止期間等については十分確認の上、説明するよう周知・徹底しました。	外部

整理番号	件名	事故等の区分	県名	事務所名	発生日	判明日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額(単位:円)	対応	対策	判明契機
391	合算対象期間に係る説明誤りについて	説明誤り	神奈川	厚木	2011年10月11日	2011年12月12日	○お客様より、特例任意加入の申し出があり、確認したところ、年金相談を受けた際に合算対象期間に係る説明誤りが判明しました。	○お客様から加入期間に係る相談があった際に、本来、昭和61年4月以降に支給した脱退手当期間については、合算対象期間と扱えないにもかかわらず、合算対象期間として、説明したことによります。	1名	—	0	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、ご了承いただくようお願いしました。 ○特例任意加入に係る関係書類を返戻しました。	○担当部署において、事象の説明を行い、年金加入記録の取扱いと確認を徹底するよう周知しました。	内部
392	雇用保険の給付と老齢年金との調整に係る説明誤りについて	説明誤り	群馬	前橋	2012年5月11日	2012年11月8日	○お客様より、年金の支払日について問合せがあり、確認したところ、雇用保険の給付と老齢年金との調整に係る説明誤りが判明しました。	○お客様の年金相談を行った際に、老齢年金の支給停止期間を誤って説明したことによります。	1名	—	0	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。	○担当部署において、事象の説明を行い、年金の支払日及び支給停止期間等については十分確認の上、説明するよう周知・徹底しました。	外部
393	遺族年金の受給要件に係る説明誤りについて	説明誤り	香川	善通寺	2013年1月21日	2013年2月1日	○事務センターより、遺族年金請求の返戻があり、確認したところ、遺族年金の受給要件に係る説明誤りが判明しました。	○お客様から年金相談を受けた際に、大正15年4月1日以前の生れで、厚生年金期間が1年未満であることから、受給要件が無いにもかかわらず、有ると説明したことによります。	1名	—	0	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○お客様に遺族年金の請求書一式を返戻しました。	○担当部署において、事象の説明を行い、受給要件の取扱い及び記録確認の徹底を周知しました。	内部
394	老齢年金の受給要件に係る説明誤りについて	説明誤り	鳥取	鳥取	2012年8月8日	2013年1月15日	○事務センターより、老齢年金請求書の返戻があり、確認したところ、老齢年金の受給要件に係る説明誤りが判明しました。	○お客様から年金相談を受けた際に、国民年金任意加入被保険者期間の未納期間を合算対象期間として、受給要件を満たしていると誤った説明をしたことによります。	1名	—	0	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。	○担当部署において、事象の説明を行い、記録確認の徹底を周知しました。	内部
395	未支給年金の請求者続柄に係る説明誤り	説明誤り	神奈川	横須賀	2012年8月9日	2012年8月9日	○お客様より、未支給年金に係る関係書類を受付けた際に、確認したところ、未支給年金の請求者続柄に係る説明誤りが判明しました。	○お客様より未支給年金の請求に係る相談を受けた際に、本来、請求できない続柄(甥)にもかかわらず、請求できると説明を誤ったことによります。 ○委託社会保険労務士の確認不足によるものです。	1名	—	0	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、ご了承いただくようお願いしました。	○担当部署において、事象の説明を行い、未支給年金請求書に係る取扱いの確認を徹底するよう周知しました。 ○社会保険労務士会に、今回の事象を連絡し、再発防止策の徹底を図るよう連絡しました。	内部

整理番号	件名	事故等の区分	県名	事務所名	発生日	判明日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	判明契機
396	遺族年金に係る年金見込額の試算誤りについて	説明誤り	神奈川	横浜南	2013年2月6日	2013年2月7日	○年金事務所において、窓口対応事跡を、確認したところ、遺族年金の年金見込額を誤って試算していることが判明しました。	○お客様から年金相談を受けた際に、長期要件と短期要件を誤って年金見込額を試算したことによります。	1名	—	0	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、ご了承いただくようお願いしました。	○担当部署において、事象の説明を行い、年金見込額作成時の取扱及び遺族年金の要件について、周知徹底しました。	内部
397	老齢年金の受給要件に係る説明誤りについて	説明誤り	高知	高知東	2012年11月9日	2012年11月26日	○事務センターより、老齢年金請求書の返戻があり、確認したところ、老齢年金の受給要件に係る説明誤りが判明しました。	○お客様から年金相談を受けた際に、配偶者の船員保険期間を3分の4倍して、合算対象期間を計算し、受給要件を満たしていると誤った説明をしたことによります。 ○担当者の知識不足によるものです。	1名	—	0	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。	○担当部署において、事象の説明を行い、記録確認の徹底を周知しました。	内部
398	遺族年金に係る年金見込額の試算誤りについて	説明誤り	長野	長野南	2012年2月21日	2013年2月20日	○お客様より、年金額について問合せがあり、確認したところ、遺族年金の年金見込額を誤って試算していることが判明しました。	○お客様から年金相談を受けた際に、経過的寡婦加算額を考慮せず年金見込額を試算したことによります。	1名	—	0	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。	○担当部署において、事象の説明を行い、年金見込額を試算する際の記録の確認の徹底について、周知しました。	内部
399	障害年金と児童扶養手当との調整に係る説明誤りについて	説明誤り	大阪	豊中	2012年4月25日	2012年8月20日	○お客様より、障害年金の支給について問合せがあり、確認したところ、障害年金と児童扶養手当との調整に係る説明誤りが判明しました。	○お客様より、障害年金の相談を受けた際に、本来、障害年金の受給により、児童扶養手当が停止になることについて説明すべきところ、説明を怠ったことによります。	1名	—	0	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、ご理解を求めました。	○担当部署において、事象の説明を行い、障害年金の相談に係る注意事項について、確認と徹底を周知しました。	外部
400	障害年金の納付要件に係る説明誤りについて	説明誤り	鳥取	米子	2012年5月9日	2012年8月28日	○お客様より、障害年金の請求書を審査した際に、確認したところ、障害年金の納付要件に係る説明誤りが判明しました。	○お客様の障害年金に係る納付要件について、初診日以降の納付日を含めて計算したことにより、受給要件を満たしていないにもかかわらず、満たしていると誤った説明をし請求書を受理したことによります。	1名	—	0	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、ご理解を求めました。 ○関係書類一式をお客様にお返ししました。	○担当部署において、事象の説明を行い、障害年金の相談に係る注意事項について、確認と徹底を周知しました。	内部

整理番号	件名	事故等の区分	県名	事務所名	発生日月	判明日月	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	判明契機
401	障害年金の支給停止事由消滅届に係る説明不足について	説明誤り	兵庫	尼崎	2004年2月頃	2012年1月11日	○お客様より、障害年金について問合せがあり、確認したところ、障害年金の支給停止事由消滅届に係る説明不足が判明しました。	○お客様より、障害年金の相談を受けた際に、65歳までに支給停止事由消滅届を提出し2級以上に該当することで、65歳以降に改定請求できると説明すべきところ、説明が不足したことによります。	1名	—	0	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、ご理解を求めました。 ○ブロック本部より受付可能との回答を受け、障害年金の支給停止事由消滅届等を受付しました。	○担当部署において、事象の説明を行い、障害年金の相談に係る注意事項について、確認と徹底を周知しました。	外部
402	老齢年金に係る年金見込額の試算誤りについて	説明誤り	京都	京都南	2012年2月20日	2012年4月16日	○お客様より、年金額について問合せがあり、確認したところ、老齢年金の年金見込額を誤って試算していることが判明しました。	○お客様から年金相談を受けた際に、一部繰上請求者であることを考慮せず年金見込額を試算したことによります。	1名	—	0	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、ご了承いただくようお願いしました。	○担当部署において、事象の説明を行い、年金見込額を試算する際の記録の確認の徹底について、周知しました。	外部
403	障害年金の支給停止事由消滅届に係る説明誤りについて	説明誤り	福島	郡山	2012年6月13日	2012年8月9日	○市役所より、障害年金について問合せがあり、確認したところ、障害年金の支給停止事由消滅届に係る説明誤りが判明しました。	○お客様より、支給停止事由消滅届に係る相談を受けた際に、2つの疾病をお持ちであることから、本来、それぞれの疾病に係る診断書を合わせて提出いただくよう説明すべきところ、1つの疾病のみでよいと説明したことによります。	1名	—	0	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○お客様より診断書等関係書類を受理し審査しました。	○担当部署において、事象の説明を行い、障害年金の相談に係る注意事項について、確認と徹底を周知しました。	外部
404	年金受給選択申出書の所在不明について	受理後の書類管理誤り	山形	鶴岡	2009年6月18日	2012年10月17日	○機構本部より、支払保留者に係る調査連絡があり、確認したところ、年金受給選択申出書の所在不明が判明しました。	○お客様より提出いただいた選択申出書について、事務センターより不備の指摘があり、不備を整備し機構本部に進達すべきところ、進達されずに申出書の所在が不明になっていました。 ○書類の管理が不十分であったことによるものです。	1名	未払い	154,014	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得て書類を再提出いただきました。 ○機構本部に取扱いを確認の上、関係書類一式を進達し支払を確認しました。	○担当部署において、事象の説明を行い、書類の進捗管理の徹底を周知しました。	内部
405	障害年金請求等に係る関係書類の所在不明について	受理後の書類管理誤り	神奈川	平塚	2011年2月7日	2012年10月10日	○お客様より、提出書類の進捗状況について問合せがあり、確認したところ、障害年金請求等に係る関係書類の所在不明が判明しました。	○お客様より、提出いただいた障害年金請求に係る関係書類について、機構本部より不備により返戻され、その後書類の所在が不明になっていました。 ○書類の管理が不十分であったことによるものです。	1名	未払い	736,655	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得て書類を再提出いただきました。 ○関係書類一式を機構本部に進達し支払を確認しました。	○担当部署において、事象の説明を行い、書類の受付及び進捗管理について、取扱いの確認と徹底を周知しました。	外部

整理番号	件名	事故等の区分	県名	事務所名	発生日月	判明日月	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	判明契機
406	障害年金請求に係る病歴状況申立書の所在不明について	受理後の書類管理誤り	埼玉	熊谷	2012年6月26日	2012年11月12日	○お客様の代理人より、提出書類の進捗状況について問合せがあり、確認したところ、障害年金請求に係る病歴状況申立書の所在不明が判明しました。	○お客様より、提出いただいた障害年金の請求に係る関係書類の不備訂正を医療機関に行った後、関係書類の一部が所在不明となっていました。 ○書類の管理が不十分であったことによるものです。	1名	未払い	246,103	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得て書類を再提出いただきました。 ○関係書類一式を機構本部に進達し支払を確認しました。	○担当部署において、事象の説明を行い、書類の受付及び進捗管理について、取扱いの確認と徹底を周知しました。	外部
407	年金請求書の所在不明について	受理後の書類管理誤り	本部	障害年金業務部(本部)	2010年1月頃	2013年6月11日	○年金事務所より、平成21年7月に進達した年金請求書の処理状況について問合せがあり、確認したところ、年金請求書が所在不明になっていることが判明しました。	○事務所から進達された年金請求書は、届書管理システムに登録し担当係に引継ぐことになっており、届書管理システム上は担当係に引継がれていましたが、お預かりした年金請求書の所在が不明になっていたものです。	1名	未払い	344,106	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○年金事務所から年金請求書の写しを取り寄せ処理を行いました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、年金請求書の管理を徹底するよう周知しました。	内部
408	特別支給の老齢厚生年金に係る年金額の支給停止誤りについて	事故等	本部	基幹システム開発部(本部)	2012年10月23日	2012年10月31日	○船員保険加入者の特例により受給権が発生した方が、老齢基礎年金の繰上げ請求を行った場合の処理状況を確認したところ、特別支給の老齢厚生年金に係る年金額の支給停止誤りが判明しました。	○特別支給の厚生年金の経過的加算相当額及び基礎年金相当額の取扱いを誤り、本来支給すべき年金を誤って停止したものです。 ○担当者及び複数の職員による確認が不十分であったことによります。	1名	未払い	825	○担当者が訂正処理を行いました。 ○お客様にお詫びの文書を送付し年金が支払われたことを確認しました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、手順書の見直しを行いダブルチェックを徹底するよう周知しました。	内部
409	特別支給の老齢厚生年金に係る税額の還付誤りについて	事故等	本部	基幹システム開発部(本部)	2012年9月21日	2012年11月16日	○船員保険加入者の特例により受給権が発生した方が、65歳に老齢基礎年金のみ請求を行った場合の処理状況を確認したところ、特別支給の老齢厚生年金に係る税額の還付誤りが判明しました。	○税システムの見直しにより、再裁定等により既支払額に変動がある場合、変動前後の額の比較により、税額を再計算する仕組みとなっていました、税額の調整を誤っていたものです。 ○担当者の確認が不十分であったことによります。	1名	過払い	484,998	○担当者が訂正処理を行いました。 ○お客様あてにお詫びの文書と返納申出書を送付したところ、返納申出書が送付されました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、手順書の見直しを行いダブルチェックを徹底するよう周知しました。	内部

整理番号	件名	事故等の区分	県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	判明契機
410 ～ 457	不審電話について		北海道 他47件	年金事務所39件 ブロック本部6件 本部3件	2013年 7月	2013年 7月	○お客様より、「不審な電話があったので、確認したい」との照会がありました。	○社会保険事務所や社会保険事務局、日本年金機構、市(区)町村の職員を名乗り、次のような内容の電話が被保険者や年金受給者がありました。 (1)医療費の還付があるので、フリーダイヤルや携帯電話に折り返し連絡し、手続きをするように促す。 (2)医療費の還付があるので、コンビニエンスストアやスーパーマーケットに設置してあるATMに行き振込の操作をするように促す。 (3)口座番号や携帯電話番号などの個人情報を聞き取ろうとする。	53名	—	0	○現在、社会保険事務所や社会保険事務局は存在しないことをお伝えしました。 ○医療費の還付は年金事務所では行っていないこと及び折り返しの電話をしないようお伝えしました。 ○電話で金融機関のATM等に誘導し、振込手続きを行うことはないことをお伝えしました。 ○電話で口座番号などの個人情報を確認することは行っていないこと及び個人情報等は回答しないようお伝えしました。	○日本年金機構内部にお客様に注意を促すように指示しています。 ○日本年金機構ホームページに、不審電話及び不審な訪問に関する注意を促す内容を掲載しています。	事件等

日本年金機構の平成25年7月分システム事故等一覧

整理番号	件名	発生年月日	判明年月日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	対応	対策	判明契機
1	電子納付に係る保険料記録の一部収録漏れについて	2013年 3月21日	2013年 3月28日	○年金事務所より、事業所から保険料を電子納付したが督促されたことについて問合せがあったとの照会があり、確認したところ、電子納付に係る保険料記録の一部収録漏れが判明しました。	○委託業者における調査が不十分であったことによるプログラム作成誤りによります。	1事業所	—	0	○年金事務所の担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○プログラムの修正を行いました。	○委託業者に対し、プログラム開発時の確認方法を見直し、取扱いを周知、徹底するよう申し入れました。	外部
2	年金証書の氏名表示に係るプログラム設定誤りについて	2012年 4月19日	2012年 5月21日	○機構本部業務渉外部より、年金証書の出力について連絡があり、確認したところ、年金証書の氏名表示に係るプログラム設定誤りが判明しました。	○本来、年金証書には姓と名の間にスペースを入れ表示しているところですが、出力する際に、設定を誤り、文字数の多い氏名の方について、姓名の全てが表示されないなど、誤った設定とされていたことによります。	8名	—	0	○お客様にお詫びの文書と正しい年金証書を発送し、誤った年金証書を回収しました。 ○プログラムの修正を行いました。	○担当部署及び委託業者において、事象の説明を行い、プログラム開発及び修正時の確認方法を見直し、取扱いを周知、徹底しました。	内部
3	在職中の年金額の調整に係るプログラム設定誤りについて	2012年 9月14日	2012年 10月17日	○機構本部支払部より、年金額の調整状況について連絡があり、確認したところ、在職中の年金額の調整に係るプログラム設定誤りが判明しました。	○平成24年5月のシステムの見直しに係るプログラム修正を行った際に、再裁定により、在職中の年金額について、調整を行った場合、本来、年金額を8割停止すべきところ、10割停止されるなど、誤った設定とされていたことによります。	2名	—	0	○お客様にお詫びの文書と正しい支給額変更通知を発送し、誤った通知を回収しました。 ○プログラムの修正を行いました。なお、支払までに調整を行ったことから、影響額は発生していません。	○担当部署及び委託業者において、事象の説明を行い、プログラム開発及び修正時の確認の周知、徹底を図りました。	内部
4	併給処理における加給年金の停止処理漏れについて	2012年 2月15日	2013年 2月6日	□機構本部支払部より、障害基礎年金と老齢厚生年金を選択している方の併給処理について照会があり、確認したところ、併給処理における加給年金の停止処理漏れが判明しました。 □	○本来、子の加給金は障害基礎年金においてのみ加算されるべきところ、障害年金・老齢年金双方に加算されていたものです。 ○職員及び委託業者におけるプログラム作成時の調査が不十分であったことによります。	1名	過払い	490,670	○年金事務所の担当者がお客様にお詫びの上説明し、過払いについて今後支払われる年金で調整することで了承を得ました。 ○担当者が訂正処理を行いました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、仕様策定時の確認を徹底するよう周知しました。 ○委託業者に対し、プログラム作成時には設計書の確認作業及びテストの実施を徹底するよう申し入れました。	内部
5	障害厚生年金の加入期間の不備記録による年金額計算誤りについて	1993年 10月頃	2012年 12月18日	○年金定期の支払状況について、過去データの確認を行ったところ、障害厚生年金の加入期間の不備記録による年金額計算誤りが判明しました。	○障害年金の計算対象となる最終記録について、記録が削除され、月額が0円として計算されたことによります。	2名	未払い	21,151	○お客様にお詫びの文書を発送しました。 ○再裁定を行い、正しい支払を確認しました。なお、プログラムの修正は行われていません。	○担当部署において、事象の説明を行い、プログラム開発及び修正時の確認の周知、徹底を図りました。	内部